

文京区こどもの権利に関する条例の制定等について

1 文京区こどもの権利に関する条例の制定について

令和7年9月定例議会において報告を行った「(仮称)文京区こどもの権利に関する条例(素案)」については、パブリックコメントやパネル展示型説明会等を実施して、区民等から意見を募集した。

これらの経過を踏まえ、「文京区こどもの権利に関する条例」(以下「条例」という。)を制定する。

文京区こどもの権利に関する条例(最終案)(別紙1のとおり)
素案からの主な変更点(別紙2のとおり)

2 パブリックコメント等の実施結果について

(1) パブリックコメント

募集期間：10月20日(月)から11月20日(木)まで

募集結果：30人の方から205件

(2) こどもからの意見聴取

募集期間：10月20日(月)から11月20日(木)まで

募集結果：168人の方から168件

(3) パネル展示型説明会

開催日時	会場	来場者数	提出意見数
11月6日(木) 10時から16時まで	文京シビックセンター	121人	46人(57件)
11月9日(日) 10時から16時まで	文京シビックセンター	136人	28人(35件)

※ 使用したパネルと動画は右記の二次元コードからご覧ください。



(4) パブリックコメント等で寄せられた意見等及び区の見解(別紙3のとおり)

3 こどもの権利に関する意見聴取及び啓発について

文の京こども月間(9月から11月)を中心にこども本人から直接意見を聴く取組や啓発活動を行った。

(1) b-lab及びAQUABASEでの啓発事業について(別紙4のとおり)

ア b-lab

こどもの権利に関するすごろくで理解を深め、グループ討議を行った。

実施日：12月10日・16日 参加者：のべ11人

イ AQUABASE

前文の「こどもからの声」について感想・意見をいただいた。

実施月：12月 参加者：2人

- (2) 中学生サミットとの連携
こどもの権利について各校で検討した内容を発表した。
実施日：7月5日
- (3) こどもヒアリング（小学生）（別紙5のとおり）
こどもの権利に関するすごろくで理解を深めた後、グループ対話を行った。
- | | | |
|-------------|------------|---------|
| ア 湯島児童館 | 実施日：11月26日 | 参加者：37人 |
| イ ぶんたねこいしか和 | 実施日：12月3日 | 参加者：8人 |
| ウ 大塚児童館 | 実施日：12月18日 | 参加者：12人 |
- (4) こどもヒアリング（水道保育園）（別紙6のとおり）
施設職員の支援のもと、個別ヒアリングを行った。
実施日：10月27日・28日・29日・30日 参加者：18人
- (5) 障害のあるこどもへのヒアリング（別紙7のとおり）
施設職員の支援のもと、個別ヒアリングを行った。
- | | | |
|-------------------|-----------------|---------|
| ア 駒本小学校特別支援学級 | 実施月：11月 | 参加者：18人 |
| イ 第九中学校特別支援学級 | 実施月：11月 | 参加者：17人 |
| ウ 放課後等デイサービスカリタス翼 | 実施日：12月5日・8日・9日 | 参加者：23人 |
- (6) 各イベントでの啓発活動（別紙8のとおり）
- | | | | |
|----------------------|----------------|---------------|--------------------------------------|
| ア 子育てフェスティバル2025 | 実施日：9月7日 | 場所：文京シビックセンター | 内容：シールアンケート502人、前文の「こどもからの声」への意見90件 |
| イ 本郷百貨店祭り | 実施日：10月19日 | 場所：本郷台中学校 | 内容：シールアンケート251人、こどもの権利クイズ117組 |
| ウ 児童虐待防止推進月間・里親月間企画展 | 実施日：11月18日・19日 | 場所：文京シビックセンター | 内容：こどもの権利クイズ249人、前文「こどもからの声」への意見100件 |
- (7) こどもの権利推進リーダー
こどもの権利推進リーダーに65人から申込があり、令和7年1月から10月にかけて実施した全7回のリーダー会議に延べ300人が参加して、条例の前文案を作成した。
引き続き第2期生を募集し、こどもの権利や条例についての啓発手法等をこどもと一緒に検討する。
第2期リーダー会議 第1回 実施日：令和8年3月13日
特別講師：東洋大学名誉教授 森田 明美氏

4 今後のスケジュール（予定）

令和8年	2月	条例最終案を議会に上程
	3月	条例公布
	4月	条例施行
	10月	こどもの権利擁護委員設置

ぶんきょうく けんり かん じょうれい さいしゅうあん
 文京区こどもの権利に関する条例（最終案）

ぜんぶん
 前文

こえ
 こどもからの声

わたしたち^{すべ}全てのこどもは、「こどもの権利」を持っています。

「こどもの権利」について、大人にもこどもにも、^{すべ}全ての人に知ってほしいです。

がっこう ちいき みぢか ぼしよ けんり し まな きかい
 学校や地域など身近な場所で「こどもの権利」について知り、学ぶ機会をつくってほしい

です。

わたしたちも、「こどもの権利」について自分自身の^{かんが}考えをもち、身近な人から^{こえ}声をかけ
^{ひろ}て広めていきます。

こどもの意見をはじめから否定することなく、しっかりと受け止めて、^{そんちよう}尊重し、こどもにと
^{なに いちばん だいいち かんが}って何が一番よいかを第一に考えてほしいです。

大人の見解については、こどもが^{りかい}理解して納得できるように理由をしっかりと^{せつめい}説明してほし
 いです。

こども自らが^{かんが}考えて自分のことを決めていきたいので、大人は、こどもの^{こえ}声を聴いて、
^{みまも ひつよう てだす}見守り、必要な手助けをしてほしいです。

大人とこどもが^{たいどう}対等に話し合える場、安心して意見を言える場をつくってほしいです。

まわりの人と比べられたり、「こどもはこうあるべき」と決めつけられることがあります。

こどもが自分自身の可能性を信じられるように、^{こせい}個性を持った一人の人として向き合っ

^{ゆめ がんば}て、夢や頑張りたいことを^{そんちよう}尊重し、^{おうえん}応援して、^{せいちょう}成長を見守ってほしいです。

わたしたちは、たくさん挑戦していきたいです。

挑戦や失敗を見守り、受け入れて、応援してほしいです。

自分の未来を自分で決めて成長を続けられる環境を提供してほしいです。

「こどもの権利」が守られていないと感じたときに、秘密が守られ安心して相談できる

場所が身近にほしいです。

「こどもの権利」を主張できて、信頼できる人に助けてもらえる場所を用意してほしいで

す。

わたしたちは、全ての子どもにとって「こどもの権利」が守られるまちになることを願い、

行動していきます。

文京区の宣言

全ての子どもは、一人一人がかげがえのない存在です。

健康に、自分らしく育つために、生まれながらに権利を持っています。

文京区は、児童の権利に関する条約の理念に基づき、こどもの権利について、こどもも

大人もみんなが正しく知って、一緒に守っていくまちの実現を目指して、この条例を制定し

ます。

1 目的

この条例は、児童の権利に関する条約の考えをもとに、文京区全体でこどもの権利

たいせつ まも すこ せいちょう さき もくてき
を大切に守り、こどもの健やかな成長を支えていくことを目的とします。

2 言葉の意味

- (1) この条例において「こども」とは、区の区域内(以下「区内」といいます。)に在住し、
在学し、在勤する等区内で生活し、及び活動する 18歳未満の人並びにこれらの人と
等しく権利を認めることが適当である人のことをいいます。
- (2) この条例において「保護者」とは、こどもの親、里親その他の親に代わりこどもを養育
する人のことをいいます。
- (3) この条例において「区民等」とは、区内に在住し、在学し、在勤する人並びに区内で
活動する事業者及び団体のことをいいます。
- (4) この条例において「育ち学ぶ施設」とは、区内の保育所、幼稚園、学校その他のこと
もが育ち、学び又は活動するために利用する施設のことをいいます。

3 基本理念

こどもの権利は、次に掲げる考え方を基本理念として、保障されなければなりません。

- ① 全てのこどもは、人種、国籍、性別、性的指向、性自認、意見、障害、経済状況等ど
んな理由でも差別されません。
- ② 全てのこどもは、命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよ
う、医療、教育、生活への支援等を受けることが保障されます。
- ③ 全てのこどもは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、こ
どもの意見は、こどもの年齢や成長の程度に応じて、十分に尊重されます。
- ④ こどもに関することが決められ、行われるときは、そのこどもにとって最も善いこと
は何かを第一に考えます。

4 こどもの^{けんり}権利

こどもは、^{かてい}家庭、^{そだ}育ち^{まな}学ぶ^{しせつ}施設、^{ちいき}地域^{しゃかい}社会等の^{あらゆる}あらゆる^{ばめん}場面において、^{とく}特に^{つぎ}次に^{かか}掲げる

^{けんり}権利が^{ほしやう}保障されます。

【^{あんしん}安心して^い生きる、^す過ごすための^{けんり}権利】

- ① ^{いのち}命が^{まも}守られ、^{およ}及び^{そんちやう}尊重されること。
- ② ^{けんこう}健康的な^{せい}生活を^し、^{ひつやう}必要な^{いりやう}医療、^{ぎやうせい}行政サービス等を^う受けられること。
- ③ ^{あんぜん}安全・^{あんしん}安心に^す過ごせること。
- ④ ^{かぞく}家族や^{たいせつ}大切な人と^{ひと}一緒に^{いっしょ}過ごせること。

【^{せいちやう}成長と^{かのうせい}可能性に関する^{けんり}権利】

- ⑤ ^{あそ}遊び、^{まな}学び^{およ}及び^{やす}休むこと。
- ⑥ ^{さまざま}様々な^{ぶんか}文化、^{げいじゆつ}芸術、^{とう}スポーツ等に^ふ触れ、^{およ}及び^{した}親しむこと。
- ⑦ ^く繰り返し^{かえ}挑戦^{ちやうせん}できること。
- ⑧ ^{てきせつ}適切な^{ほいく}保育と^{きやういく}教育、^{せい}生活への^{しえんとう}支援等を受け、^う持って^も生まれた^う能力を^{のうりよく}十分に^{じゆうぶん}伸ばし
- ⑨ ^{そだ}て^{そだ}育つことができること。
- ⑨ ^{こせい}個性が^{みと}認められ、^{じぶん}自分の^{かのうせい}可能性が^{たいせつ}大切に^さされること。

【^{ひつやう}必要な^{しえん}支援を受け、^う守られる^{けんり}権利】

- ⑩ ^{なや}悩んでいること、^{こま}困っていること等を^{とう}相談^{そうだん}できること。
- ⑪ ^{りゆう}こどもであることを^{ふとう}理由に^{あつか}不当な^う扱いを受けないこと。
- ⑫ ^{しんたい}身体的又は^{せいしん}精神的な^{ぼうりよく}暴力、^{さくしゆ}搾取、^{ゆうがい}有害な^{ろうどう}労働等から^{まも}守られること。
- ⑬ ^{じんしゆ}人種、^{こくせき}国籍、^{せいべつ}性別、^{せいてき}性的指向、^{せいじ}性自認、^{いけん}意見、^{しょうがい}障害、^{けいざい}経済状況等を^{りゆう}理由とした^{あらゆる}あらゆる^{さべつ}差別や^{ぎやくたい}虐待、^{とう}いじめ等を^う受けずに^{あんしん}安心して^い生きていくことができること。
- ⑭ ^{はったつ}こどもの^{おう}発達に応じて^{そんちやう}プライバシーが^{そんちやう}尊重されること。

【^{いけんとう}意見等の^{ひやうめい}表明と^{なかま}仲間づくりに関する^{けんり}権利】

- ⑮ ^{じぶん}自分の^{いけん}意見、^{かんが}考え、^{きも}気持ち等を^{とう}表明^{ひやうめい}することができ、^{そんちやう}それが^{そんちやう}尊重されること。

- ⑯ ^{なかま}仲間をつくり、^{あつ}集まること。

5 ^く区の^{せきむ}責務

- (1) 区は、^くこどもの^{けんり}権利を^{ほしょう}保障するための^{しきく}施策を^{すいしん}推進し、^{あんしん}こどもが安心して^く暮らすことができる^{かんきょう}環境をつくる^{とりくみ}取組を行うものとします。
- (2) 区は、^く保護者が^{あんしん}安心して^{こそだ}子育てに^と取り組めるよう、^{ひつよう}必要な^{しえん}支援を行うものとします。
- (3) 区は、^く区民等及び^{くみんとうおよ}育ち^{そだ}学ぶ^{まな}施設と^{しせつ}協力するとともに、^{きょうりよく}その活動を^{かつどう}支援するものとします。
- (4) 区は、^く国、^{くに}都^とその他の^た関係^{かんけいきかん}機関と^{れんけい}連携し、^{けんり}こどもの^{ひろ}権利が^{ほしょう}広く保障されるための^{とりくみ}取組の^{じっし}実施に^{つと}努めるものとします。

6 ^{ほごしや}保護者の^{やくわり}役割

- (1) ^{ほごしや}保護者は、^{かてい}家庭が^{すこ}こどもの^{せいちよう}健やかな^{たいせつ}成長に^ば大切な^{なら}場であること並びに^{よういく}こどもの^{よういく}養育及び^{およ}成長について^{せいちよう}保護者に^{ほごしや}第一の^{だいいち}責任があることを^{にんしき}認識し、^{けんり}こどもの^{ほしょう}権利を保障するよう^{つと}努めるものとします。
- (2) ^{ほごしや}保護者は、^{ひつよう}必要に応じて、^お区、^く区民等及び^{くみんとうおよ}育ち^{そだ}学ぶ^{まな}施設の^{しせつ}協力及び^{きょうりよくおよ}支援を受けながら、^{すこ}こどもが^{せいちよう}健やかに^{つと}成長できるよう努めるものとします。

7 ^{くみんとう}区民等の^{やくわり}役割

- (1) ^{くみんとう}区民等は、^{けんり}こどもの^{りかい}権利について^{ふか}理解を深め、^{けんり}こどもの^{ほしょう}権利を保障するよう^{つと}努めるものとします。
- (2) ^{くみんとう}区民等は、^{ちいきしゃかい}地域社会が^{すこ}こどもの^{せいちよう}健やかな^{じゅうよう}成長に^{やくわり}重要な^も役割を持っていることを^{にんしき}認識し、^{すこ}こどもが^{そだ}健やかに^{あんしん}育ち、^す安心して^{ちいきしゃかいぜんたい}過ごすことができるよう、^{ちいきしゃかいぜんたい}地域社会全体で^{みまも}こどもを見守り、^{しえん}支援するよう^{つと}努めるものとします。

- (3) 事業者は、働く人が仕事と子育てを両立できる環境づくりに努めるものとします。

8 育ち学ぶ施設の役割

- (1) 育ち学ぶ施設は、育ち学ぶ施設がこどもの健やかな成長に重要な役割を持っていることを認識し、こどもが自分で考え、遊び、学び、活動することができるよう支援を行い、こどもの権利を保障するよう努めるものとします。
- (2) 育ち学ぶ施設は、保護者及び区民等に対して、育ち学ぶ施設の運営等に関する情報提供を行い、お互いに協力しながら施設を運営するよう努めるものとします。

9 こどもの意見等の表明と参加

- (1) こどもは、自分の意見等を表明するとともに、社会的活動に参加することができ、こどもの意見等は、こどもの年齢や成長の程度に応じて、十分に尊重されます。
- (2) 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもが自分の意見等を表明し、社会的活動に参加する機会の確保に努めるものとします。
- (3) 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、その活動においてこどもの意見等の反映又はこどもの参加に努めるものとします。
- (4) 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもの意見等の表明及びこどもの社会的活動への参加を促進するため、こどもがその大切さ及び方法について学び、必要な情報を得ることができるよう努めるものとします。
- (5) 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、意思表示の方法が多様であることを考慮し、こどもの意思をくみ取り、必要に応じてこどもの意見等を代弁するよう努めるものとします。

10 安全・安心に過ごすことができる環境づくり

く すべ だれひとり と のこ すこ そだ まな
区は、全てのこどもが誰一人取り残されることなく、健やかに育ち、学ぶことができるよ

く みんとうおよ そだ まな しせつ きょうりょく ひんこん ほうし つと
う、区民等及び育ち学ぶ施設と協力して、こどもの貧困の防止に努めるものとします。

16 こどもの権利に関する普及啓発等

(1) 区は、こどもの権利について、こども、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設に対して、
しゅうち また がくしゅう きかい もう どう とりくみ ふきゅうけいはつ おこな
周知し、又は学習の機会を設ける等の取組により、普及啓発を行うものとします。

(2) 区は、こどもが権利について学び、自分とほかの人の権利を大切にしようことができ
ひつよう しえん おこな
るよう必要な支援を行うものとします。

17 こどもの権利に関する施策の推進

く すべ けんり ほしょう ほごしゃ くみんとうおよ そだ まな
区は、全てのこどもの権利が保障されるよう、こども、保護者、区民等及び育ち学ぶ
しせつ きょうりょく けんり かん とりくみ すいしん
施設と協力して、こどもの権利に関する取組を推進するものとします。

【こどもの権利擁護委員に関する規定】

18 こどもの権利擁護委員の設置

(1) 区は、こどもの権利の侵害からの適切かつ迅速な救済を図るため、区長の附属
きかん ぶんきょうく けんりようごいいん い か けんりようごいいん お
機関として、文京区こどもの権利擁護委員(以下「権利擁護委員」といいます。)を置き
ます。

(2) 権利擁護委員は、次に掲げる職務を担当します。

① こどもの権利の保障についての相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。

② こどもの権利の保障についての必要な調査及び調整をすること。

③ こどもの権利の侵害からの救済のため関係者に必要な要請をすること。

④ こどもの権利の侵害を防ぎ、又はこどもの権利を保障するための意見を表明す

ること。

⑤ こどもの権利の侵害からの救済とこどもの権利の保障についての理解を広めて

いくこと及び関係者との協力の推進に関すること。

(3) 権利擁護委員は、3人以内とし、人格が高潔で社会的信望があり、こどもの権利に
関して優れた識見を有する者のうちから区長が委嘱します。

(4) 委員の任期は、2年とします。ただし、再任されることができます。

(5) 区長は、権利擁護委員が心身の故障のために職務を行うことができないと認める
とき、(3)の要件を満たさなくなったとき又は職務上の義務違反その他の権利擁護委員
としてふさわしくない行いがあると認めるときは、その職を解くことができます。

(6) 権利擁護委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた
後も同様とします。

19 権利擁護委員の職務の進め方

(1) 権利擁護委員は、職務を行うときは、こどもの意見等を聞き、その意見等を尊重す
るとともに、そのこどもにとって最も善いと考えられることを行うものとします。

(2) 権利擁護委員は、公正かつ公平にその職務を行わなければなりません。

(3) 権利擁護委員は、それぞれ独立してその職務を行います。ただし、必要に応じて
合議を行います。

(4) 権利擁護委員は、自分に利害関係のある事案については、その職務を行うことがで
きません。

(5) 権利擁護委員は、毎年度、その職務の実施状況について区長に報告しなければな
りません。

(6) 区は、権利擁護委員の独立性と公正かつ公平に職務を行うことができる環境を
確保するために必要な協力及び支援を行うものとします。

- (7) **区、保護者**、**区民等**及び**育ち学ぶ施設**は、**子どもが権利擁護委員に相談等**をしやすい環境を整えるよう努めるとともに、**権利擁護委員の職務に協力するよう努めるもの**とします。

20 **権利擁護委員への相談等**

- 子ども及びその子どもに関係のある人は、**権利擁護委員に子どもの権利の保障について必要な相談を行い、又は18(2)③に規定する要請若しくは18(2)④の規定による意見の表明を行うことを求めることができます。**

21 **権利擁護委員の要請及び意見の尊重等**

- (1) **区、保護者**、**区民等**及び**育ち学ぶ施設**は、**権利擁護委員から18(2)③に規定する要請又は18(2)④の規定による意見の表明を受けたときは、これを尊重し、必要な取組を行うよう努めるもの**とします。
- (2) **区は、(1)の取組を行うときには、その内容を権利擁護委員に報告しなければなりません。ただし、(1)の取組を行うことができないときは、理由を付けてそのことを権利擁護委員に報告しなければなりません。**

その他の推進体制

①推進に向けた計画

子育て支援計画(令和7年度～令和11年度)は、令和9年度に中間年度見直しを行う予定であり、この見直しに合わせて、条例の具体的な推進体制を計画に盛り込んでいきます。

②推進施策の確認・検証

条例案の検討を重ねてきた子ども・子育て会議にて、条例に基づく施策の進捗や取組状況の確認・検証を行います。

③こどもが参加する取組

こどもの権利推進リーダーの取組を継続し、令和8年度は、こどもの権利の啓発手法について検討を行います。また、条例の趣旨を踏まえて、区の各施策において、こどもの意見の表明と参加に努めます。

素案からの主な変更点

No	変更項目	変更内容
1	前文 こどもからの声	こどもの権利推進リーダー会議の意見に基づき、前文の内容を修正しました。
2	5 区の責務	項目名を「区の役割」から「区の責務」に変更しました。
3	9 こどもの意見等の表明と参加	(2)の主語を「区」から「区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設」に修正しました。
4		(5)の主語を「区及び育ち学ぶ施設」から「区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設」に修正しました。
5	19 権利擁護委員の職務の進め方	(7)の主語を「区民等及び育ち学ぶ施設」から「区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設」に修正しました。
6	21 権利擁護委員の要請及び意見の尊重等	(1)の主語を「区、区民等及び育ち学ぶ施設」から「区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設」に修正しました。

パブリックコメントで寄せられたご意見及び区の見解（205件）

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
1	全体	こどもの権利に関する条例について素案の作成および意見募集を実施いただき、大変ありがたく感じています。ありがとうございます。 全般 「児童の権利に関する条約」は一般的な言葉にも見えるので特定の条約を指すことが分かりやすい様に、鍵かっこで囲んだ方が良いと思います。 タイトルでは「こども」と言っているのに急に「児童」が出てきて言葉の意味にも「児童」は出てこないのが戸惑います。	条例等における表記のルール上、他の条例や法令を引用する際には、鍵かっこ等を用いないこととしております。
2	全体	①文京区の条例素案は「一歩先行く自治体」どころか、全国の自治体の先進事例に後れをとっており、`条例格差、を生じさせる手抜き条例と言わざるを得ず、全国の自治体の先進事例をもう一度くまなくリサーチした上で参考にすべきは参考にし、取り入れるべきは取り入れ、抜本的に見直していただきたい。	条例素案の作成においては、特に特別区の先行事例を中心に研究し、子ども・子育て会議や文京区議会での審議を経てまとめてきたものです。前文案を区内中高生からなる「こどもの権利推進リーダー」と作成したほか、WEBを活用した意識調査の意見等を反映しており、文京区に住むこどもたちの声を踏まえたものとなっております。
3	全体	②上記①に関し、区はどの自治体のどの条項号を参照したか区民に丁寧に説明し、理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案の作成においては、特に特別区の先行事例を中心に研究し、子ども・子育て会議や文京区議会での審議を経てまとめてきたものです。前文案を区内中高生からなる「こどもの権利推進リーダー」と作成したほか、WEBを活用した意識調査の意見等を反映しており、文京区に住むこどもたちの声を踏まえたものとなっております。
4	全体	③子どもの権利条例における内容や質の面での`条例格差、は、すなわち子どもの権利擁護の格差となって現れることを区と大人は自覚し、自治体間の格差を生じさせない（少なくとも文京区の条例が他の自治体に比べて劣ることで文京区の子どもたちの権利擁護に差が出ることはないよう）、改めて一字一句見直していただきたい。	条例素案の作成においては、特に特別区の先行事例を中心に研究し、子ども・子育て会議や文京区議会での審議を経てまとめてきたものです。前文案を区内中高生からなる「こどもの権利推進リーダー」と作成したほか、WEBを活用した意識調査の意見等を反映しており、文京区に住むこどもたちの声を踏まえたものとなっております。
5	全体	⑥例えば、文京区の条例素案と、世田谷区の子どもの権利条例と、杉並区の子どもの権利条例を並べて、どの条例がいいかアンケート調査した場合、現在の文京区の条例素案は最下位になるとしか思えません。同じ23区の子どもでありながら、条例の内容の良し悪しや出来不出来を黙認することほど大人として無責任なことはありません。条例素案を抜本的に見直し、他の自治体に後れをとるような内容は改めていただきたい。	条例素案の作成においては、特に特別区の先行事例を中心に研究し、子ども・子育て会議や文京区議会での審議を経てまとめてきたものです。前文案を区内中高生からなる「こどもの権利推進リーダー」と作成したほか、WEBを活用した意識調査の意見等を反映しており、文京区に住むこどもたちの声を踏まえたものとなっております。
6	全体	⑦子どもの権利条例はその自治体の子どもも大人も読むものであり、条例の内容や質、文章・文言の良し悪しや優劣で、子どもの権利リテラシーで格差を生じさせないでいただきたい。もし格差が生じ、知識やリテラシーの面で文京区民が劣るようなことがあればそれは区の責任であることを自覚して条例を策定していただきたい。	条例素案の作成においては、特に特別区の先行事例を中心に研究し、子ども・子育て会議や文京区議会での審議を経てまとめてきたものです。前文案を区内中高生からなる「こどもの権利推進リーダー」と作成したほか、WEBを活用した意識調査の意見等を反映しており、文京区に住むこどもたちの声を踏まえたものとなっております。
7	全体	⑧全国の他の自治体の先進事例と比べると、言語・単語・ことば・ボキャブラリーの`貧困、が目立ち、「文の京」の子どもたちの権利条例として恥ずかしい限りです。敢えて難しい言葉を使う必要はありませんが、多様な言葉を使うことで子どもたちの思考の多様性も促していただきたい。	条例素案の作成においては、特に特別区の先行事例を中心に研究し、子ども・子育て会議や文京区議会での審議を経てまとめてきたものです。前文案を区内中高生からなる「こどもの権利推進リーダー」と作成したほか、WEBを活用した意識調査の意見等を反映しており、文京区に住むこどもたちの声を踏まえたものとなっております。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
8	全体	⑨条例素案には「探究的な学び」の視点が欠けています。条例を作る側に「探究的な学び」の視点が欠けていれば、子どもの権利擁護のあり方や実効性についても「探究的」なアプローチが欠け、結果として安易で短絡的な条例になりかねず、もう1度、「探究的な学び」の視点を持って全国自治体の先進事例を調査・研究し、参考にすべきは参考にして全面的に改めていただきたい。	条例素案の作成においては、特に特別区の先行事例を中心に研究し、子ども・子育て会議や文京区議会での審議を経てまとめてきたものです。前文案を区内中高生からなる「こどもの権利推進リーダー」と作成したほか、WEBを活用した意識調査の意見等を反映しており、文京区に住む子どもたちの声を踏まえたものとなっております。
9	全体	⑩文京区の条例素案は、子どもたちに分かりやすい平易な言葉を使うことによって内容を薄くし条例の質を落としています。子どもたちに分かりやすい平易な言葉を使いつつ、他の自治体の先進的な子どもの権利条例に勝るとも劣らない、内容が濃く、条例の質を高めたものとするべく、全文を一字一句見直し精査し、改めて作り直していただきたい。文京区においてこの条例素案が他の自治体の先進的な子どもの権利条例に勝るとも劣らないと主張するのであれば、どこどの自治体の条例と比べてそう言えるのか、具体例を挙げ、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くして説明責任を果たしていただきたい。	条例素案の作成においては、特に特別区の先行事例を中心に研究し、子ども・子育て会議や文京区議会での審議を経てまとめてきたものです。前文案を区内中高生からなる「こどもの権利推進リーダー」と作成したほか、WEBを活用した意識調査の意見等を反映しており、文京区に住む子どもたちの声を踏まえたものとなっております。
10	全体	⑪「名は体を表す」ではないですが、条例の内容や文章・文言はその自治体の本気度を表しますが、文京区の条例素案は他の自治体の条例に比べ見劣りすることは否めません。文京区の条例素案づくりに携わった人の何人が全国の他の自治体の先行条例をつぶさに読んでみましょうか。一人もいないような気がしてなりません。全国の他の自治体の先行条例をつぶさに読まないということは、それだけ文京区の子どもの権利条例を真剣に作ろうとしていないことの証しであり、それはイコール、子どもの権利を守る意識が薄く低いことの裏返しでもあることを自覚し、もう一度、全国自治体の全ての条例を調べ直し、劣るところがないか一斉点検し、全文を通して改めるべきは改めていただきたい。	条例素案の作成においては、特に特別区の先行事例を中心に研究し、子ども・子育て会議や文京区議会での審議を経てまとめてきたものです。前文案を区内中高生からなる「こどもの権利推進リーダー」と作成したほか、WEBを活用した意識調査の意見等を反映しており、文京区に住む子どもたちの声を踏まえたものとなっております。
11	全体	⑫条例で使う言葉が難しいとか南海であるとか、意味が分からないといったことは、大人の勉強不足と怠慢、日本語リテラシーの欠如に因るところが大きく、子どもたちは吸収力も高く、「探究的な学び」の側面からも区や大人が独善的に自己規制すべきでなく、全文を一字一句見直し、改めていただきたい。	条例素案の作成においては、特に特別区の先行事例を中心に研究し、子ども・子育て会議や文京区議会での審議を経てまとめてきたものです。前文案を区内中高生からなる「こどもの権利推進リーダー」と作成したほか、WEBを活用した意識調査の意見等を反映しており、文京区に住む子どもたちの声を踏まえたものとなっております。
12	条例名	62 16～18歳の区民に「子どもか若者か」と問えば、おそらく「若者」と答え、「子ども」の範疇に括れば「子ども扱いしないでほしい」と怒ると思います。千葉市は「千葉市子ども・若者基本条例」としており、文京区もそうした名称を検討していただきたい。それでも敢えて「こどもの権利条例」とするのであれば、その理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、「こども」を区内に在住し、在学し、在勤する等区内で生活し、活動する18歳未満の人及びこれらの人と等しく権利を認めることが適当である人としております。また、令和8年度から策定する「若者計画」では、おおむね19歳から39歳までを主な対象としています。
13	条例名	79 青森県むつ市の条例は「こどもの笑顔まんなか条例」と工夫され、「こどもは、自分のもつ権利を正しく学び、自分以外の人と同じ権利をもっていることを理解するとともに、お互いの権利を尊重し合うことが大切です。自分を大切に思う気持ちや自分以外の人を思いやる気持ちをもつことが、社会性を身につけることや命を大切にすることにもつながります。こどもは、まわりの人から大切にされていると実感することで、自分や自分以外の人を大切に作る心が育まれるとともに、物事に挑戦する気持ちが高まり、自分のもっている能力を更に広げていくことができます」と、子どもへの教育的な側面も滲ませた条例となっております。文京区においても条例名を工夫し、子どもたちに教え聞かせるようなことも盛り込んでいただきたい。むつ市では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の名称は、子ども・子育て会議等の審議において「文京区こどもの権利に関する条例」が案となっており、文京区議会での審議を経て決定します。
14	条例名	90 山梨県甲府市の条例名は「甲府市子ども未来応援条例」であり、工夫が見て取れます。文京区も一歩先行く自治体として条例名を工夫していただきたい。	条例の名称は、子ども・子育て会議等の審議において「文京区こどもの権利に関する条例」が案となっており、文京区議会での審議を経て決定します。
15	条例名	91 三重県東員町も同様で、「みんなと一歩ずつ未来に向かっていく東員町子どもの権利条例」と工夫が見て取れます。文京区も一歩先行く自治体として条例名を工夫していただきたい。	条例の名称は、子ども・子育て会議等の審議において「文京区こどもの権利に関する条例」が案となっており、文京区議会での審議を経て決定します。
16	条例名	93 長野県の条例名も「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」と工夫が見て取れ、文京区も一歩先行く自治体として条例名を工夫していただきたい。	条例の名称は、子ども・子育て会議等の審議において「文京区こどもの権利に関する条例」が案となっており、文京区議会での審議を経て決定します。
17	条例名	94 札幌市の条例名も「子どもの最善の利益を実現するための権利条例」と工夫が見て取れ、文京区も一歩先行く自治体として条例名を工夫していただきたい。	条例の名称は、子ども・子育て会議等の審議において「文京区こどもの権利に関する条例」が案となっており、文京区議会での審議を経て決定します。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
18	条例名	95 岩手県遠野市の条例名を「遠野市わらすっこ条例」と工夫が見て取れ、文京区も一歩先行く自治体として条例名を工夫していただきたい。	条例の名称は、子ども・子育て会議等の審議において「文京区子どもの権利に関する条例」が案となっており、文京区議会での審議を経て決定します。
19	前文	前文の「おとな」は、社会全体ということを出すためにも、明示的に「すべてのおとな」にした方が良いと思います。	前文案は、区内中高生が「子どもの権利推進リーダー」となり、会合を重ねて作成しました。中高生の生の声をそのまま条例前文として定める方針です。
20	前文	④前文にある「文京区の宣言」は、取って付けたようなありきたりな言葉の羅列であり、中身が薄く、「文の京」の区民として恥ずかしい限りです。もっと区民が誇りに思え、他の自治体の市民が参考にしたい内容・文章・文言に改めていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「子どもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことを子どもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、子どもたちの生の声を通じて示すものとなっています。 また、「子どもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
21	前文	⑭条例において前文はとても大切なのに、文京区の場合、「文京区の宣言」でお茶を濁していると思えず、これでは全国の他の自治体から笑われてしまい、文京区民は恥ずかしい思いをしなければなりません。全国の他の自治体の条例の「前文」をくまなくリサーチし、「文の京」の条例として子どもたちが胸を張り誇れる内容に全面的に差し替えていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「子どもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことを子どもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、子どもたちの生の声を通じて示すものとなっています。 また、「子どもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
22	前文	⑨豊島区のように冒頭、「子どものみなさん」といったような大人から子どもへのメッセージ（思いや伝えたいこと等）を盛り込んでいただきたい。豊島区では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「子どもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことを子どもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、子どもたちの生の声を通じて示すものとなっています。 また、「子どもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
23	前文	⑩豊島区の条例には「おとなには、子どもを深い愛情のもとに健やかに育てる責任があります。そのために、おとなは、家庭、学校及び地域の中でお互いに手を携え、協力しながら、子どもの限らない力を信じて最善の努力をします。豊島区は、それらを実効あるものにするために、安全・安心に暮らせる環境を整備し、この条例に定める子どもの権利保障の理念をあらゆる施策に反映させていきます。」という大人の責任と決意が明確に、そしてしっかりと記載されており、子どもたちにとっては大きな支え、拠り所になることから、文京区でもこうした大人の責任と義務、決意を盛り込んでいただきたい。豊島区では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「子どもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことを子どもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、子どもたちの生の声を通じて示すものとなっています。 また、「子どもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
24	前文	⑪豊島区の条例の前文には最後に「まさにこの豊島区の目指す理念こそ、国が批准した児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）に通じる理念にほかならないのです」と記載があり、文京区でも文京区の「理念」に照らした子どもの権利条例の位置づけをはっきりさせていただきたい。豊島区では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「子どもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことを子どもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、子どもたちの生の声を通じて示すものとなっています。 また、「子どもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
25	前文	⑫武蔵野市の条例で記載のあるように、子どもたちが「権利の主体」であることを明記していただきたい。（武蔵野市の例：「子どもが権利の主体であることを認識し」「権利の主体である子どもが」「権利の主体として子どもの権利が」）武蔵野市では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、前文の「子どもからの声」において、わたしたちは「子どもの権利」を持っていますと述べられており、前文の「文京区の宣言」において、全ての子どもは、一人一人がかけがえのない存在であると規定しており、子どもが権利の主体であることは明示されています。
26	前文	⑬武蔵野市の条例で記載のあるように「まち」や「まちづくり」との関連をもっと強調し、子どもたちの政調や権利擁護が「まち」や「まちづくり」と密接に関わっていることを盛り込んでいただきたい。（武蔵野市の例：「第5章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第13条―第20条）」「子どもにやさしいまちであるべきです」「子どもたちのことばが実現できるまちを目指します」「願いが届くようなまちであること」「地域などの一員として、自分らしく安心して暮らすことができるまち、子どもの権利が尊重されるまちをつくることを目的」）武蔵野市では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、前文の「文京区の宣言」において、子どもの権利について、子どもも大人もみんなが正しく知って、一緒に守っていくまちの実現を目指して、この条例を制定すると規定しています。
27	前文	⑭武蔵野市の条例で記載のあるように、子どもたちに「無限の可能性や能力があり、それらを発揮することができる」ことを盛り込んでいただきたい。子どもたちにエールを送ることになり、こころの支えにもなるはずです。武蔵野市では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「子どもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことを子どもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、子どもたちの生の声を通じて示すものとなっています。 また、「子どもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
28	前文	⑮武蔵野市の条例で記載のあるように「実現」をもっと盛り込んでいただきたい。（武蔵野市の例：「子どもの最善の利益を尊重する社会の実現を目指し」「子どもたちのことばが実現できるまちを目指します」「市は、子どもが市政に対して意見を表明し自ら施策の実現に関わるための多様な仕組みづくりを推進します」）子どもたちに「実現」することの大切さや「実現」する可能性を抱いてもらうことは大切です。武蔵野市では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、前文の「文京区の宣言」において、子どもの権利について、子どもも大人もみんなが正しく知って、一緒に守っていくまちの実現を目指して、この条例を制定すると規定しており、条例全体を通じて、子どもの権利が守られる社会の実現に向けて取り組む内容となっています。
29	前文	⑯狛江市の条例案にあるように前文のメッセージは「子どもからのメッセージ」と「市・大人からのメッセージ」といったように2本立てにさせていただきたい。 文京区において2本立てにしない／できない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「子どもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことを子どもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、子どもたちの生の声を通じて示すものとなっています。 また、「子どもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
30	前文	<p>㉔狛江市の条例案の記載にあるように、「狛江市が犯罪のない安心で安全なまちになることを願っている」というメッセージを盛り込んでいただきたい。文京区において12歳のタイ人少女が性的サービスに従事させられていた事件（犯罪）が起きたことを踏まえ、子どもの権利を守り擁護することで「文京区が犯罪のない安心で安全なまちになることを願っている／目指している」ことを明記していただきたい。こうした記載を明記する必要がない／盛り込む必要がないということであればその理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。</p>	<p>条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「子どもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことを子どもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、子どもたちの生の声を通じて示すものとなっています。 また、「子どもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。</p>
31	前文	<p>㉕豊島区の条例には「子どもは、自分の今の「思い」をわかってほしいと願っています」という一文がありますが、文京区の条例素案には「～してほしい」という文言はたくさんあるものの、子どもたちがいつも切実に願っている「わかってほしい」が抜け落ちています。豊島区では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。</p>	<p>条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「子どもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことを子どもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、子どもたちの生の声を通じて示すものとなっています。 また、「子どもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。</p>
32	前文	<p>㉖豊島区の条例には「私たちおとなは、あなたの立場に立って、あなたの声に耳を傾けます」という一文がありますが、文京区の条例素案には「子どもたちの「立場に立って」という文言がありません。子どもたちにとっては自分たちの「立場に立って」ほしいと切実に願っているものであり、何らかの形で盛り込んでいただきたい。豊島区では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。</p>	<p>条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「子どもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことを子どもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、子どもたちの生の声を通じて示すものとなっています。 また、「子どもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。</p>
33	前文	<p>㉗豊島区の条例には大人からのメッセージとして「あなたがあなたらしく生きていけるように、いっしょに考えていきましょう」という寄り添う呼びかけのメッセージが盛り込まれており、子どもたちにとっては共感を持って受け止めてもらえるはずであり、文京区においてもこうしたメッセージを盛り込んでいただきたい。豊島区では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。</p>	<p>条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「子どもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことを子どもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、子どもたちの生の声を通じて示すものとなっています。 また、「子どもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。</p>
34	前文	<p>㉘豊島区の条例には大人からのメッセージとして「子どもの主体性を認めて、子どもがおとなとともに手を携えて社会に参画できる場をつくる必要があります」という自戒の言葉があり、子どもにしてみればこうした大人たちの自戒の姿勢を評価し信頼感も増すはずであり、文京区においてもこうしたメッセージを盛り込んでいただきたい。豊島区では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。</p>	<p>条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「子どもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことを子どもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、子どもたちの生の声を通じて示すものとなっています。 また、「子どもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。</p>

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
35	前文	<p>⑩豊島区の条例には大人からのメッセージとして「おとなは、家庭、学校及び地域の中でお互いに手を携え、協力しながら、子どもの限らない力を信じて最善の努力をします」と宣言、していますが、子どもにとっては頼もしい言葉で生きる気力もわいてくるというものであり、文京区においてもこうしたメッセージを盛り込んでいただきたい。豊島区では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。</p>	<p>条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「子どもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことを子どもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、子どもたちの生の声を通じて示すものとなっています。 また、「子どもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。</p>
36	前文	<p>⑪国立市の条例には「すべての子どもたちへ」と題し、「このまちと、このまちにいる大人は、いつでもあなたのそばで、一緒に考えて、せいっぱい応援します」と綴られており、子どもたちへのあたたかな応援メッセージは子どもたちの励みにつながることから文京区の条例にも盛り込んでいただきたい。国立市では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。</p>	<p>条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「子どもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことを子どもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、子どもたちの生の声を通じて示すものとなっています。 また、「子どもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。</p>
37	前文	<p>⑫国立市の条例には「あなたがあなたらしく、今を幸せに生きること、幸せな未来に向かっていくこと、すべての子どもが一人の人として等しく持つ、大切な権利を、このまちと、このまちにいる大人は、あなたと一緒に大切に守って、守っていくことを約束します」と「約束」が盛り込まれており、子どもにとって信頼を寄せる効果が見込まれることから文京区においても区や大人が子どもたちに何を「約束」するか明記し盛り込んでいただきたい。国立市では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。</p>	<p>条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「子どもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことを子どもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、子どもたちの生の声を通じて示すものとなっています。 また、「子どもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。</p>
38	前文	<p>⑬文京区の素案には「最善の利益」を巡り、「子どもにすることが決められ、行われるときは、その子どもにとって最も善いことは何かを第一に考えます」「権利擁護委員は、職務を行うときは、子どもの意見等を聞き、その意見等を尊重するとともに、その子どもにとって最も善いと考えられることを行うものとします」と記載していますが、言葉をわかりやすく言い換えてはいるものの、温かみも親しみも真剣さもなく、血の通った言葉として子どもの心に響きません。これに対し、国立市の条例には「子どもたちは、生まれてきた瞬間から、自分の思いを様々な形で精一杯大人に表明しています。この思いを、大人たちが真剣に受け止め、これを尊重し、その上でその子にとって最善の利益とは何かを考え、これに応えることによって、子どもの権利が保障されます」と書いてあり、少なくとも文京区の文章より、その「思い、が伝わるというものです。文京区においても「最も善いこと」のその上で」という前提、「これに応えることによって」という因果関係をはっきりさせ、「子どもの権利が保障されます」という結果を導く文章を盛り込んでいただきたい。国立市では可能で、文京区においてはできないということであれば、その理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。</p>	<p>条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「子どもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことを子どもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、子どもたちの生の声を通じて示すものとなっています。 また、「子どもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。</p>

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
39	前文	⑳国立市の条例には「『人間を大切にする』という理念を掲げる国立市は」というくだりがあり、文京区の条例においても文京区が掲げる理念を盛り込み、その理念との関係性までしっかり条例に盛り込んでいただきたい。国立市では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。文京区では、前文案のうち「子どもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことを子どもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、子どもたちの生の声を通じて示すものとなっています。また、「子どもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
40	前文	㉑国立市の条例には「様々な社会課題が想定される未来を生きる子どもたちのことを思い、改めて、子どもの権利について真剣に考え、子どもの権利が恒久的に保障されるまちの実現を目指し、この条例を制定します」と書いてあり、これを読む子どもたちは、市や大人が自分たちの未来や将来に目を向けて真剣に考えてくれているとの思いを強くすると思われ、文京区でもこうした文章を盛り込んでいただきたい。国立市では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。文京区では、前文案のうち「子どもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことを子どもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、子どもたちの生の声を通じて示すものとなっています。また、「子どもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
41	前文	㉒北区の「子どもの権利と幸せに関する条例」には「子どもの視点に立って、子どものみなさんと関わるよう努力します」と記載がありますが、文京区の条例素案は「子どもの視点に立つ」ことが明記されておらず、ぜひ盛り込んでいただきたい。北区では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。文京区では、前文案のうち「子どもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことを子どもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、子どもたちの生の声を通じて示すものとなっています。また、「子どもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
42	前文	㉓北区の「子どもの権利と幸せに関する条例」には「子どもたちからのメッセージ」として「私たち子どもは、おいしいものを食べているときや安心してねむっているとき、また「楽しい」と笑顔になれるときに、幸せを感じます。大人のみなさんには、子ども同士や大人と子どもで共に笑い合える時間を作ってほしいです」と綴られています。文京区の条例素案には「笑顔」という言葉も「笑い」という言葉もなく殺風景な印象を受けます。「子どもたちからのメッセージ」でなくても、子どもたちの「笑顔」や「笑い」、また「子ども同士や大人と子どもで共に笑い合える時間」は大切であり、こうした文言を盛り込み、温もりを感じられる条例に改めていただきたい。北区では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。文京区では、前文案のうち「子どもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことを子どもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、子どもたちの生の声を通じて示すものとなっています。また、「子どもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
43	前文	㉔北区の「子どもの権利と幸せに関する条例」には「区からのメッセージ」として「みなさんの様さま々々みな権利が保障されるよう、全力を挙げて取組を進めます」とひたむきな姿勢を表現しており、子どもの心にも響くと考えられます。文京区においても区や大人等が「全力を挙げて取り組む」姿勢を表現として盛り込んでいただきたい。北区では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。文京区では、前文案のうち「子どもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことを子どもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、子どもたちの生の声を通じて示すものとなっています。また、「子どもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
44	前文	<p>④山梨県韮崎市の条例の前文には「私たち韮崎市民は、子どもにやさしいまちづくりを推進し、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもたちが豊かな自然に恵まれた環境の中で、人々の深い愛情に包まれ、夢と希望を抱き、次代を担う大人へと成長していけるよう、まち全体で子どもの育ちを支え、子どもの権利を大切にすることを宣言し、この条例を制定します」と書いてあり、特に「人々の深い愛情に包まれ、夢と希望を抱き、次代を担う大人へと成長していけるよう」という部分は子どもたちの大きな精神的支えになり、文京区でも子どもたちの「夢と希望」を大切にすることを盛り込んでいただきたい。韮崎市では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。</p>	<p>条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「子どもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことを子どもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、子どもたちの生の声を通じて示すものとなっています。 また、「子どもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。</p>
45	前文	<p>⑤山梨県韮崎市の条例の前文には「子どもは（中略）可能性に満ちた未来への希望です」と書いていますが、こうした文章を読めば子どもたちも誇りを持つことと思います。文京区でも子どもたちが「可能性に満ちた未来への希望」である旨を伝えられるような文章を盛り込んでいただきたい。韮崎市では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。</p>	<p>条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「子どもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことを子どもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、子どもたちの生の声を通じて示すものとなっています。 また、「子どもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。</p>
46	前文	<p>51 山梨県韮崎市の条例の前文には「子どもには独自の視点や創造力があり、新しい発見やアイデアを提案することもあります」と、子どもたちが持つ素晴らしい側面を文章として盛り込み、これを読んだ子どもたちは自信を持ち、自己肯定感を深められると思いますので、文京区においてもこうした子どもたちが持つ素晴らしい側面を文章化し盛り込んでいただきたい。韮崎市では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。</p>	<p>条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「子どもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことを子どもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、子どもたちの生の声を通じて示すものとなっています。 また、「子どもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。</p>
47	前文	<p>53 滋賀県の条例には「子どもの持つ大いなる可能性が限りなく広がるように」という文章があり、これを読んだ子どもたちは救われる気持ちを感じると思います。文京区でもこうした子どもたちが希望を膨らませ、生きる気力を増すような表現を盛り込んでいただきたい。滋賀県では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。</p>	<p>条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「子どもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことを子どもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、子どもたちの生の声を通じて示すものとなっています。 また、「子どもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。</p>
48	前文	<p>57 岐阜県本巣市の条例は前文で「本巣市の子どもたちは、『自らが学校や社会をつくり変えていく』という強い気概と当事者意識を持ち、自らが生きる主体者となって、納得解に辿り着くまで粘り強く歩み続ける力を持っています」と記載しています。文京区においても「文の京」の子どもならではの特性に的を絞った記載を盛り込んでいただきたい。本巣市では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。</p>	<p>条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「子どもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことを子どもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、子どもたちの生の声を通じて示すものとなっています。 また、「子どもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。</p>

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
49	前文	59 岐阜県本巣市は条例の「目的」で、「子どもが幸せに生きることができる社会の実現に向かう取組を推進することを目的とする」と記載し、「社会の実現」まで条例の射程を伸ばしています。これに対し、文京区ではまちづくりへの波及も不十分でまして「社会の実現」も射程に入れておらず、極めて視野が狭く狭量と言わざるを得ません。「探究的な思考」に基づけば、本巣市のように「社会の実現」につなげていくべきであり、文京区もそうしていただきたい。本巣市ではできて、文京区ではできない／したくない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、前文の「文京区の宣言」において、子どもの権利について、子どもも大人もみんなが正しく知って、一緒に守っていくまちの実現を目指して、この条例を制定すると規定しています。
50	前文	60 富山県上市町は条例で「全ての子どもに笑顔届けられるよう」「子どもたちがふるさと上市町に誇りをもって幸せにくらしていくことができるよう」とうたっています。文京区においても「全ての子どもに笑顔届けられるよう」「子どもたちが『文の京』に誇りをもって幸せにくらしていくことができるよう」といった文言を盛り込んでいただきたい。文京区の条例において、「子どもたちの笑顔」も「『文の京』に誇りを持つ」ことも必要ないということであれば、その理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。文京区では、前文案のうち「子どもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことを子どもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、子どもたちの生の声を通じて示すものとなっています。また、「子どもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
51	前文	61 岡山市は条例で、「岡山市には、持続可能な社会の構築を目指し、SDGsやESDの活動を推進する中で、地域社会において子どもや若者の参画意識を培ってきた歴史と経緯があります」と記載していますが、文京区の条例素案には文京区として何を培ってきた敵視と経験があるのか言及がありません。文京区においても文京区が何を理念に掲げ、何の実現に向けて取り組み、何を培ってきたのか盛り込んでいただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。文京区では、前文案のうち「子どもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことを子どもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、子どもたちの生の声を通じて示すものとなっています。また、「子どもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
52	前文	64 埼玉県三芳町の条例では「世界に目を転じると、これからを生きる子どもたちには、三芳町の自然・歴史・文化に誇りを持ちながら、地球市民として世界を広く見渡し、異なる文化や価値観を理解し、持続可能な未来のために考え行動する力が必要とされています。そのような世界を知る機会を創出することは、子どもたちの中に広く人権や多様性を尊重する意識を育むだけでなく、世界の人々と共に平和を希求し歩むことのできる、持続可能な社会の創り手としての成長にもつながっていきます」と記載していますが、文京区では「世界に目を転じて」どういう大人に成長してほしいかが曖昧で抽象的で中途半端であり、三芳町の記載を参考に考えて盛り込んでいただきたい。区と大人の貧困な発想で、「文の京」の子どもの可能性を小さく押しとどめないでいただきたい。文京区の条例において必要ないということであれば、その理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。文京区では、前文案のうち「子どもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことを子どもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、子どもたちの生の声を通じて示すものとなっています。また、「子どもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
53	前文	68 福井県鯖江市の条例は「『陽に響って、常に明るく』という『響陽』の心を大切にしている鯖江市は、子どもの声に全力で耳を傾け、寄り添い、子どもが身体的にも、精神的にも、社会的にも幸せな生活を送ることのできる社会の実現を目指し、この条例を制定します」としており、子どもの心に響き、子どもにとって頼もしく感じる文章になっています。文京区でも、何の心を大切にしているのか、区と大人等が「子どもの声に全力で耳を傾け」ることを明記し、「文の京」の子どもたちに伝える条例にしていきたいと思います。文京区においてそうした必要性があにとりうことであれば、その理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。文京区では、前文案のうち「子どもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことを子どもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、子どもたちの生の声を通じて示すものとなっています。また、「子どもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
54	前文	70 埼玉県鴻巣市は条例において「子どもたちのやりたいことを地域全体で応援する機運を醸成します」と明記しており、子どもたちへの訴求力は高いでしょう。文京区においても「子どもたちのやりたいこと」を「地域社会全体」で「応援する」、そうした「機運を醸成する」趣旨を別の表現を工夫して盛り込んでいただきたい。文京区において必要ないということであれば、その理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「子どもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことを子どもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、子どもたちの生の声を通じて示すものとなっています。 また、「子どもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
55	前文	71 江東区は条例の前文で「江東区には、地域に温かい思いやりの心が息づいています」と書いていますが、文京区には「地域に温かい思いやりの心が息づいて」おらず、だから子どもたちにもそうしたことを伝えられないのでしょうか。文京区において記載する必要も伝える必要もないということであれば、その理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「子どもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことを子どもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、子どもたちの生の声を通じて示すものとなっています。 また、「子どもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
56	前文	72 江東区は条例の前文で「誰もが自分は生うまれてきてよかったと思える社会を目指して、この条例を定めます」と明記していますが、文京区は「誰もが自分は生うまれてきてよかったと思える社会を目指して」いないのでしょうか。子どもたちにとって「自分は生うまれてきてよかったと思える」自己肯定感は極めて大切であり、文京区において敢えて言及しないのであれば、その理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「子どもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことを子どもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、子どもたちの生の声を通じて示すものとなっています。 また、「子どもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
57	前文	76 当時者意識を持たせることは重要であり、また呼びかけも大切であり、例えば福岡県糸島市の条例のように「糸島市に住まい、又は集う一人ひとりが当事者になり、子どもにやさしいまちを、子どもと共に目指していきましょう」は参考にすべきです。文京区の条例にも当時者意識を持たせる文言上の工夫や呼びかけの表現を盛り込んでいただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「子どもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことを子どもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、子どもたちの生の声を通じて示すものとなっています。 また、「子どもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
58	前文	77 新潟県の条例には「近年、いじめや虐待、貧困の問題など、子どもを取り巻く状況は深刻であり、また、保護者の子育ての負担感や孤立感による子どもを育てることに対する不安等も増大している。こうした問題は、先送りできない、喫緊の課題であり、子どもに関する取組や政策を強力に進めていくことが急務となっている」と現状認識をしっかりと盛り込んでおり、条例の必要性に説得力を持たせることに成功していることから文京区でも参考にし、現状認識を盛り込み、必要性に説得力を持たせる工夫をしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「子どもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことを子どもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、子どもたちの生の声を通じて示すものとなっています。 また、「子どもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
59	前文	78 静岡県藤枝市の条例には「生まれ育った自然豊かで魅力あふれるまちにいつまでも住み続けたいと思えるような、こどもにやさしいまちの実現を目指し、この条例を制定します」と記載しており、「いつまでも住み続けたいと思える」というところは文京区とも通底することから、文京区の条例でもこうしたフレーズを盛り込んでいただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集したこどもの権利推進リーダーが作成しました。こどもの権利の現状やあるべき姿に加え、こどもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの生の声を通じて示すものとなっています。 また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
60	前文	82 静岡県富士市の条例には「大人は、子どもの力をじるだけでなく、子どもと誠実に向き合い、言葉や表情から、子どもの思い、考え、意見を十分に受け止めます」と記載しており、文京区においても大人の責務として「言葉や表情から、子どもの思い、考え、意見を十分に受け止め」る旨を盛り込んでいただきたい。富士市では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集したこどもの権利推進リーダーが作成しました。こどもの権利の現状やあるべき姿に加え、こどもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの生の声を通じて示すものとなっています。 また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
61	前文	83 埼玉県北本市の条例には「大人は自分が思い描く理想を子どもたちに押し付けることなく、子どもが自分の価値に気づき、力を発揮し、主体的に生きていけるように支援する必要があります」と明記しており、特に「押し付け」ないこと、「子どもが自分の価値に気づき、力を発揮」することは重要であり、文京区でも盛り込んでいただきたい。文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集したこどもの権利推進リーダーが作成しました。こどもの権利の現状やあるべき姿に加え、こどもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの生の声を通じて示すものとなっています。 また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
62	前文	84 大阪府熊取町の条例には「子どもたちが「熊取町で育ってよかった」と誇りをもてるまちにしたいと考えます」との一文が盛り込まれており、文京区においても「子どもたちが文京区で育ってよかった」と誇りをもてるまちにしたいと考えます」といったようなフレーズを盛り込んでいただきたい。文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集したこどもの権利推進リーダーが作成しました。こどもの権利の現状やあるべき姿に加え、こどもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの生の声を通じて示すものとなっています。 また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
63	前文	86 横須賀市の条例には「子どもは、体も心も未熟であるとして、本来、人間として有する自由な生き方、意思の表現が抑えられてしまう場合がある」との現実的な課題を示した上で、「本市では、中核市に移行した後、市単独の児童相談所を設置した。それは、「横須賀の子どもは、横須賀が守る」という当時の決意であり、今も変わらぬ市としての決意の表明である」と子どもにとって頼もしい言葉を綴っており、文京区でも決意を言葉にして盛り込んでいただきたい。文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集したこどもの権利推進リーダーが作成しました。こどもの権利の現状やあるべき姿に加え、こどもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの生の声を通じて示すものとなっています。 また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
64	前文	<p>87 福岡県田川市の条例には「子どもが自分の力を伸ばし、自分の将来に夢をもち、生まれたことを誇りに思うことができるまちは、すべての人にやさしく、希望に満ちたまちになります。田川市は、「子どもは無限の可能性を秘めた将来を担うこのまちの宝」として、社会全体で愛情をもって子どもを守り育て、健やかな成長が保障されるまちづくりを目指し、子どもも大人も地域とともに育つまちとしていくことを宣言し、この条例を定めます」と書いてあり、子どもの権利を守ることとまちや地域、市の発展とのつながりを明確に示しています。文京区においてもこうした記載を盛り込んでいただきたい。文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。</p>	<p>条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「子どもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことを子どもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、子どもたちの生の声を通じて示すものとなっています。 また、「子どもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。</p>
65	前文	<p>88 福岡県那珂川市の条例には「子どもと対等の立場で話を聴き、それに誠実に答えることの積み重ねによって、子ども自身が「自分は大切にされているのだ」という実感をもつようにすることが大切です」と書いてあり、対話を重視する文京区でもこうしたフレーズを盛り込んでいただきたい。文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。</p>	<p>条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「子どもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことを子どもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、子どもたちの生の声を通じて示すものとなっています。 また、「子どもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。</p>
66	前文	<p>89 兵庫県尼崎市の条例には「大人が子どもに関わる時は、子ども一人一人が権利の主体として独立した人格を有し、尊厳のあるかけがえのない存在であることを深く認識し、また、子どもの声を聴き、子どもとしっかりと向き合って、言頼関係を築くことが大切です。そして、大人には、子どもの模範となるべきことを自覚して行動するとともに、子どもが将来大人として様々な責任を果たすことができるように育てる責任があります。私たちのまちの全ての子どもが個性豊かに伸びやかに育ち、また、その笑顔が輝き続けることは、全ての市民のそのために、全ての大人は、互いにつながりを深め、それぞれの役割を自覚し、子どもを育てる力を高め合いながら、子どもが健やかに育つことができるための環境を繋げるとともに、次代の地域社会の担い手として子どもが社会的に自立していくように支えなければなりません」と大人の責務が丁寧に記載されており、文京区でこうした大人の責務を丁寧に盛り込んでいただきたい。文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。</p>	<p>条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「子どもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことを子どもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、子どもたちの生の声を通じて示すものとなっています。 また、「子どもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。</p>

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
67	前文	<p>92 三重県東員町の条例の前文は「その昔、 山上憶良やまのうえのおくら は、どんな宝も子に及ばないという意味の「銀しろがねも 金くがねも 玉たまも何せむに、勝れる宝、子にしかめやも」という歌を詠みました。現代においても子どもたちが「社会の宝」であることに変わりません。しかし、現代は、「虐待」、「いじめ」、「交通事故」など、子どもたちをめぐる痛ましい出来事が後を絶ちません。</p> <p>「社会の宝」である子どもたちが笑顔でいられるために、そして、より良く生きていくために私達はどうすればいいのでしょうか。子どもの権利条例づくり推進子ども委員会の子どもたちは、次のように思いを綴りました。</p> <p>『国で子どもの権利条約が定められている中で、東員町の条例をつくり、子どもが安心できるような町にすると同時に、子どもと大人の関係を取り戻し、良い町にしたいです。ある先人は、何よりも子どもが大切という内容の短歌をつくりました。それに対して、私たちは、「子ども全員が大切にされてほしい」、「子どもが安心できる場所があってほしい」、「子ども全員がやさしい笑顔とあたたかい笑顔がつかれるようになってほしい」など思っています。お互いの意見を尊重し合える事も大切です。私たちのほかにも、このようなことを思っている人はたくさんいると思います。今の保護者の中には、自分の子どもに対して、無責任な人がいます。自分の子どもの面倒を見ず、一人で遊びに行ったり、車の中においていったままだこかへ行ったりなど、無責任な行動が目立つようになってきました。自分の子どもを育てるのをやめたり、虐待をしたり、自分の子どもがいじめに関わっていても、何も考えない親がいたりします。例えば、東員町子どもの声アンケートの結果で、「家族に大切にされていると思いますか」という項目では、2,213人中の20人の人が思わないと回答しています。このような状態で、本当にいいのでしょうか。こんなことでは、今、深刻化しているいじめの問題が解決するはずがありません。子ども同士のトラブルで、命を絶つ子も少なくありません。それを解決するためには、いじめや体罰、そして虐待をなくさなければいけません。いじめをすると、した方もされた方も傷つきます。子どもだからという理由で、残酷ないじめという状況を大人側の考えで片付けないでほしいです。もちろん、子ども同士もがんばらないといけません。保護者は、それ以上にそんな子どもの手助けをできるようになってほしいです。そして、子どもが自ら行動できるようになるためには「やって」、「やれ」などではなく、「やってみよう」などあたたかく見守ってほしいです。大人の勝手な行動で、子どもが傷ついているかもしれません。町民一人ひとりが愛され愛されるように、もう一度自分を振り返ってみてはどうでしょう。みんなが幸せに暮らせる町を創りあげましょう。〈子どもの権利条例づくり推進子ども委員会〉東員町では、そのような子どもたちの声を受け止め「子どもたちが愛され愛される町へ」を合い言葉に、子どもたちそれぞれが心豊かで、笑顔の絶えない元気な「東員っ子」が育つ環境を整え、そして子ども一人ひとりの人権が保障される社会の実現に全力を尽くすことを宣言して、この条例を定めます」というものであり、必ずしも「こどもからの声」を独立して記載する必要もなく、要は内容と中身が問われるわけで、他の自治体に誇れる内容となっています。文京区でも前文の作り方、見せ方、読ませ方をゼロベースで見直し工夫していただきたい。</p>	<p>条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。</p> <p>文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集したこどもの権利推進リーダーが作成しました。こどもの権利の現状やあるべき姿に加え、こどもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの生の声を通じて示すものとなっています。</p> <p>また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。</p>
68	前文	<p>96 石川県内灘町の条例には「お互いの権利を尊重し合うことを身につけ、規範意識をはぐくみます」と書いてあり、文京区の子どもたちにおいても「お互いの権利を尊重し合うことを身につけ、規範意識をはぐくむ」ことは重要であり盛り込んでいただきたい。文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。</p>	<p>条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。</p> <p>文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集したこどもの権利推進リーダーが作成しました。こどもの権利の現状やあるべき姿に加え、こどもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの生の声を通じて示すものとなっています。</p> <p>また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。</p>
69	前文	<p>(19) 条例素案は冒頭、「こどもからの声」があり、そのあと「文京区宣言」が綴られているが、世田谷区子ども権利条例には「子どもの意見表明」(子どもの思い+大人へのメッセージ)「区と大人の決意表明」があり、両区の文言を比べると文京区の条例素案は余りに内容が安易で浅薄であり、世田谷区に大きく後れをとっています。「文の京」をうたう自治体として恥ずかしくない内容と文言に抜本的に改めていただきたい。もし文京区の方が優れていると主張するのであれば、世田谷区に比べてどこがどう優れているか丁寧に説明していただきたい。</p>	<p>条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。</p> <p>文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集したこどもの権利推進リーダーが作成しました。こどもの権利の現状やあるべき姿に加え、こどもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの生の声を通じて示すものとなっています。</p> <p>また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。</p>

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
70	目的	<p>1. 「文京区こどもの権利に関する条例」は要りません。 この条例が目指している内容は日本国憲法第三章「国民の権利及び義務」10条~40条に18歳までの年齢制限なくすべての国民に保証されている内容を重ねて羅列し屋上屋を架すもので必要ないものです。 わが国では長い間 子供は家、集落（町・近所）地域の中で育まれてきました。近年核家族化と女性の社会進出が進み保育園や居場所の需要は高まっていますが 基本は家庭です。 家庭で家族が心のゆとりをもって子供の育ちに対応できるような行政サービスが望まれます。 ○貧困については、△△無償化より18歳まで子供一人につき10万円給付は良い案です。家庭にゆとりが出来て親の気持ちにゆとりが出来ればモノが多少不足していても心が貧しくなりません。 逐条疑義</p>	<p>条例素案は、児童の権利に関する条約の理念に基づき、文京区全体でこどもの権利を大切に守り、こどもの健やかな成長を支えていくことを目的としております。</p>
71	言葉の意味	<p>2. 言葉の意味 (1) 「こども」の定義がひろすぎる。 誕生から18歳までを「こども」と定義していますが新生児、乳幼児、幼少児と自分の権利を認識表現できない世代に関しては第三者がその権利を代弁することが考えられます。 「権利を代弁してあげる」代弁者が 権力と利益のための代弁者に成りうる制度であると危惧します。 (4) 人は「育ち学ぶ施設」で育てられるのではありません。「抱かれ、慈しまれ、見守られ、語りかけられる」環境の中で自ら體や感覚を発達させていくのです。その場所は 我が家、お出かけお散歩の道、ご近所、町並み、の全てであって特定の建物や設備だけではありません。おこがましい。</p>	<p>条例素案では、こども基本法における「こども」の定義を踏まえて、区内に在住し、在学し、在勤する等区内で生活し、活動する18歳未満の人及びこれらの人と等しく権利を認めることが適当である人のこととしております。</p> <p>保育所、幼稚園、学校などの育ち学ぶ施設は、こどもの健やかな成長に重要な役割を持っているという認識のもと、条例素案では、「8育ち学ぶ施設の役割」を規定しています。</p>
72	言葉の意味	<p>2 (4) 育ち学ぶ施設に育成室を明記してください。 文京区の育成室は、保育所、幼稚園、学校とならぶ、正に育ち学ぶ施設です。 保育所：未就学児、厚生労働省所管、児童福祉法、保育義務あり 幼稚園：未就学児、文部科学省所管、学校教育法、設置義務なし 小学校：就学児、文部科学省所管、学校教育法、設置義務あり 育成室：就学児、厚生労働省所管、児童福祉法、設置義務なし この様に対象年齢、所管、法規、設置義務に違いはあれど、補完しあう横並びの施設であるにもかかわらず、育成室のみをあえて明記せずその他に入れる理由は何でしょうか？ 私は、他自治体のほとんどが実現できていない中で、文京区は行政と保護者の長年の連携により本来の育ち学ぶ施設を実現できていることに、とても感謝しております。 育成室が育ち学ぶ施設とは言えない状況にある自治体が育成室を明記しないことは、(良いかどうかは別として)意図は分かりますが、文京区は誇るべき育成室があるのですから、これを自ら否定すべきではなく、育成室をその他でなく明記してください。</p>	<p>育ち学ぶ施設には、育成室が含まれております。</p>
73	言葉の意味	<p>⑩武蔵野市の条例で記載のあるような「子どもからおとなへの移行支援」を盛り込んでいただきたい。(武蔵野市の例：「第20条 市は、おとなへと移行する時期の子どもが社会的自立のための支援を必要とする場合、18歳以上であってもその支援を継続して受けることができるよう、環境の整備に努めます」)武蔵野市では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。</p>	<p>条例素案では、「こども」を、区内に在住し、在学し、在勤する等区内で生活し、活動する18歳未満の人及びこれらの人と等しく権利を認めることが適当である人のことと定義しており、条例で規定するこどもに対する様々な支援等については、おとなに移行する時期のこどもも対象となります。</p>
74	言葉の意味	<p>【2 言葉の意味 (4) 「育ち学ぶ施設」】について こどもが長時間過ごす保育所・幼稚園や学校などの「育ち学ぶ施設」が、こどもの権利にとって大事なステークホルダーとして条例に明示されていることを評価しています。一方で、「育ち学ぶ施設」という言葉であらわすことで、その施設にかかわる一人ひとりが自分ごととしてこの課題に向き合う意識が薄れることを懸念します。 【8 育ち学ぶ施設の役割】に示されるように、「施設」がこどもの健やかな成長に重要な役割を果たすためには、そこで働く一人ひとりがこの役割を認識し、こどもと向き合う必要があります。 <意見> この項の文言に「およびそこで働く人」を加え、以下のようにすることを提案します。 『「育ち学ぶ施設」とは、保育所、幼稚園、学校その他のこどもが育ち、学び又は活動するために利用する施設、およびそこで働く人のことをいいます。』</p>	<p>条例素案では、こどもの権利を守るために育ち学ぶ施設が果たす役割等を規定しており、その施設に関わる1人1人の構成員の行動や考え方が施設の取組につながると認識しています。このため「育ち学ぶ施設」の概念には、そこで働く構成員も含まれます。 なお、条例制定後は、各施設においても、こども権利に関する理解を深める取組が行われるものと認識しております。</p>
75	言葉の意味	<p>①「2 言葉の意味」 (1) において「こども」を18歳未満としています。国の「こども基本法」では「心と身体の発達の過程にある人」として年齢による区分を行っていません。文京区においても「重層的支援体制整備事業」の取り組みを始めていることから、条例において年齢による区分をすべきではないと考えます。</p>	<p>条例素案では、「こども」を区内に在住し、在学し、在勤する等区内で生活し、活動する18歳未満の人及びこれらの人と等しく権利を認めることが適当である人としており、こども基本法と同様に年齢のみで区別していません。</p>

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
76	言葉の意味	②「2 言葉の意味」 (4)「育ち学ぶ施設」という表現について、一般的な表現ではなく、わかりにくく、意味がとらえにくい表現です。また、下記「4 こどもの権利」でも記しますが、「育つ」と「学ぶ」を一括りにする表現は、一つ一つのこどもの権利を省略し、その大切さ矮小化してしまう不適切な表現です。さらに他の「言葉」が主体（人や団体）を指しているのに対して、ここだけ「施設」となっていて主体を指していません。後の役割の記述などでも、条例の主体としての表現に一貫性がありません。「こどもに関わる施設に携わる者等」など他の表現を考えるべきです。	条例素案では、「育ち学ぶ施設」を保育所、幼稚園、学校その他のこどもが育ち、学び又は活動するために利用する施設としており、「育ち学ぶ施設」の概念には、そこで働く構成員も含まれます。
77	基本理念	1)について 「病氣」を付け加える。2で医療の保障を述べているから。「必要な支援を受け、守られる一」の13ところにも「病氣」を加える。	条例素案の「3 基本理念」では、全ての子どもは、人種、国籍、性別、性的指向、性自認、意見、障害、経済上などどんな理由でも差別されないことを規定しています。この考え方は、特定の病気に罹患していることを理由とする差別も禁止するものです。
78	基本理念	条例の基本理念について 全体を見て基本的に良い事と感じます。 質問です。1の中に宗教が無いのはなぜですか？ 質問の動機 「人種と国籍は差別されません」とあります。 しかし、国が違えば常識も違います。 例えばイスラム教の休日は金曜日です。日曜日は働く日になります。一日に5回の礼拝、断食や豚肉を食べないことも義務になります。 イスラエル人はユダヤ教を信仰する人達です。 この代表する二つの宗教及び他の信仰を認めない人種と国籍の人達です。つまり他宗教を差別することが思想の根源であり。親や国を選べない子供たちは自然とその宗教に属することになります。 この様な子供達と多神教と仏教が融合した日本の習慣の中で差別をなくすのは可能なのでしょうか。むしろ区別をつけることが差別を最小限にして融和を図れるのではないのでしょうか。 がどの様な対応をお考えか、お教えください。	条例素案の「3 基本理念」では、全ての子どもは、人種、国籍、性別、性的指向、性自認、意見、障害、経済上などどんな理由でも差別されないことを規定しています。この考え方は、宗教を理由とする差別も禁止するものです。 差別をなくすためには、自分と違う考え方や習慣などを理解し、お互いに大切にしようことが求められると認識しています。
79	基本理念	こどもの権利が守られ、すこやかに成長される事をのぞみます。子どもは宝です。幸せな人生を歩むよう、願っています。条例の基本理念に賛成です。	条例素案は、こどもの権利に関する区の基本的な考え方を示しております。今後も、条例に基づいた様々な取組により、地域社会全体でこどもの権利を守っていくまちの実現を目指します。
80	基本理念	3 ① 差別の理由に生まれた場所、見た目、宗教、親の状況などを明記する必要は無いのでしょうか？	条例素案の「3 基本理念」では、全ての子どもは、人種、国籍、性別、性的指向、性自認、意見、障害、経済上などどんな理由でも差別されないことを規定しています。この考え方は、生まれた場所、見た目、宗教、親の状況を理由とする差別も禁止するものです。
81	基本理念	⑥世田谷区のように子どもの基本的な権利の説明の中で「LGBTQなどの性的指向とジェンダーアイデンティティ」の文言を盛り込み、世田谷区の子どもたちとの間で情報リテラシーの格差を生じさせないでいただきたい。言葉の説明が必要なら用語解説や逐条解説をすればいいだけです。世田谷区では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、「3 基本理念」において、全てのこどもは、人種、国籍、性別、性的指向、性自認、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されないと規定しています。
82	基本理念	⑨武蔵野市の条例に記載のあるような「多様」性をもっと盛り込んでいただきたい。（武蔵野市の例：「多様な居場所づくりを推進」「多様な地域活動の場が子どもの安心できる居場所となるよう努めます」「多様な居場所で過ごす」「多様な学びの場」「多様な相談の場づくりを推進」）武蔵野市では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、「3 基本理念」において、全てのこどもは、命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援等を受けることが保障されること及びこどもに関することが決められ、行われるときは、そのこどもにとって最も善いことは何かを第一に考えることを規定しており、こどもの多様性に配慮して取り組む内容となっています。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
83	基本理念	㉗文京区の素案には「こどもの心身の状況、置かれている環境等に応じて、こどもが望むように育ち、学ぶことができる環境づくりに努めるものとします」「区長は、権利擁護委員が心身の故障のために職務を行うことができないと認めるとき」という2カ所でしか「心身」を使っていませんが、国立市では「心身ともに健やかに育つことを保障すること」「子どもが心身共に健やかに育つよう」「虐待、体罰、いじめその他の心身に対するあらゆる暴力」「心身に必要な休息を取り」といったように多様な文脈で「心身」を使っており、子どもの「心身」への配慮が見て取れます。文京区においても子どもの「心身」に最大限配慮することを表す意味でも国立市のように盛り込んでいただきたい。国立市では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、「3 基本理念」において、全てのこどもは、命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援等を受けることが保障されることを規定しており、こどもの心身への配慮を前提として条例に基づいた取組を進めていきます。
84	基本理念	52 滋賀県の条例には「外国につながりを持つ子ども」という表現で「外国」という言葉が出てきますが、文京区の条例素案には「外国」の文字はありません。しかし、現状と将来を見据えれば、多言語・多文化対応が欠かせず、「外国」という言葉を避けるべきではなく、ぜひとも何らかの形で盛り込んでいただきたい。滋賀県では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、「3 基本理念」において、全てのこどもは、人種、国籍、性別、性的指向、性自認、意見、障害、経済状況等どんな理由でも差別されないと規定しており、外国をルーツとするこどもの権利も等しく尊重することを定めています。
85	基本理念	80 文京区では「こどもの最善の利益」という言葉をさけていますが、富山県南砺市の条例のように定義の中で「この条例において『こどもの最善の利益』とは、どのような場面でもこどもの意見を踏まえ、こどもの幸せを第一に考えることをいいます」と入れればいいだけで、敢えて避ける必要はないはず。言葉の定義や用語解説を面倒臭がったり厭うたりしないで丁寧な説明や解説を加える努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、「3 基本理念」において、こどもに関することが決められ、行われるときは、そのこどもにとって最も善いことは何かを第一に考えると規定しています。
86	基本理念	3. 基本理念 ①の「性的指向、性自認」は バイデン政権の内政干渉によって成立してしまったLGBTQ法案を追認するものです。日本社会の習慣や常識にそぐわない法律によってすでにトラブルが報告されています。削除すべきです。	文京区では、平成25年に制定した文京区男女平等参画推進条例にて、何人も、配偶者からの暴力等、セクシュアル・ハラスメント、性別に起因する差別的な取扱い(性的指向又は性的自認に起因する差別的な取扱いを含む。)その他の性別に起因する人権侵害を行ってはならないと定めております。
87	こどもの権利	成長と可能性に関する権利について 適切な保育と教育を支援等で伸ばし育てることができる項目に共感します。0～7・8・9・10（特に0～7才）は、人としての支援が十分に受けられる事は、その後の人生に正しく清く、生活できる事は、もうすでに世界中で知られる人生教育の基本だと考えられています。人とかかわりから生まれる人間の人としての生活を進められる大人にするためにも、保育・小学校低学年の子どもたちと十分な予算を配布してほしいと願います。文京区でひとりひとり特に0～7才を大切に育てて下さい。	条例素案では、「12 育ちと学びの環境づくり」で、「こどもの心身の状況、置かれている環境等に応じて、こどもが望むように育ち、学ぶことができる環境づくりに努める」と規定しています。条例に基づいて、様々な子育て支援施策、教育施策を引き続き実施してまいります。
88	こどもの権利	②世田谷区の条例のように、文京区の子どもたちにも「公正に評価される権利」を認めて条例に盛り込んでいただきたい。世田谷区では認められて、文京区では認められない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、「4 こどもの権利」において、⑨個性が認められ、自分の可能性が大切にされること及び⑮自分の意見、考え、気持ち等を表明し、それが尊重されることを掲げており、これらの権利は、こどもたちが公正に評価されることにつながるものと認識しています。
89	こどもの権利	⑤粕江市の条例案に記載のあるように「ありのままにいられる権利」の中に「誰かと不当に比べられることなく」という一文を盛り込んでいただきたい。子どもにとって「誰かと不当に比べられる」ことは苦痛以外の何ものでもありません。粕江市では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、「4 こどもの権利」において、⑨個性が認められ、自分の可能性が大切にされること及び⑮自分の意見、考え、気持ち等を表明し、それが尊重されることを掲げており、これらの権利は、こどもたちが誰かと不当にくらべられないことにつながるものと認識しています。
90	こどもの権利	③⑥「こどもの発達に応じてそのプライバシーが尊重されること」と書いてありますが、「プライバシーが守られること」はなく、また子どもたちが持つ「誇り」に対する言及もなく手を抜いています。これに対し、国立市の条例には「プライバシーや誇りが守られること」が明記されており、文京区においても盛り込んでいただきたい。国立市では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、「4 こどもの権利」において、⑭こどもの発達に応じてそのプライバシーが尊重されることを掲げており、プライバシーが尊重されることには、プライバシーが守られることも含まれると認識しています。 また、「4 こどもの権利」では、⑨個性が認められ、自分の可能性が大切にされること、⑪こどもであることを理由に不当な扱いを受けないこと及び⑮自分の意見、考え、気持ち等を表明し、それが尊重されることを掲げており、これらの権利は、こどもの誇りを守ることに繋がっているものと認識しています。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
91	こどもの権利	④文京区では「能力を十分に伸ばす」としているところ、国立市では「子どもの可能性を最大限に伸ばすよう」と記載しており、文京区でも「十分に」という曖昧な表現ではなく、「最大限に伸ばす」といったニュアンスを出すよう改めていただきたい。国立市の子どもたちにおいて「子どもの可能性を最大限に伸ばす」のに、文京区では「十分に伸ばす」ことでこと足りるとするのであれば、理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	「十分に」には、物事が満ち足りて、何の不足もないさまという意味があります。条例素案の「4 こどもの権利」では、⑧適切な保育と教育、生活への支援等を受けて、持って生まれた能力を十分に伸ばして育つことができることを掲げており、表現は適切なものと認識しています。
92	こどもの権利	54 ある新聞の報道で、「物心がついた時には児童養護施設で暮らしていた。5歳の時、特別養子縁組の話があった。『自分だけが甘えられる親』ができると喜んだ」と書いていましたが、子どもに「甘える」権利がないということであれば、その理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。過度の「甘え」が依存関係に陥ることは避けねばなりません、「甘える」「甘えたい」という子どもながらの感情を無視した条例をつくるべきではありません。	条例素案では、「4 こどもの権利」において、④家族や大切な人と一緒に過ごせることをはじめ様々なこどもの権利を掲げており、これらの権利が守られることにより大人に甘えられる関係の形成につながると認識しています。
93	こどもの権利	69 福井県鯖江市の条例には子どもたちが「生活リズムおよび生活習慣を身に付けることができます」「挨拶をする、ルールを守るその他の基本的な社会性を身に付けることができます」と明記しています。文京区でも子どもたちが「学び育つ権利」の一環としてこうしたことができる「権利」を持つことを盛り込んでいただきたい。文京区において必要ないということであれば、その理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、「4 こどもの権利」において、適切な保育と教育、生活への支援等を受けて、持って生まれた能力を十分に伸ばすこと掲げており、これには、生活習慣や社会性を身に付けることも含まれます。
94	こどもの権利	75 江東区は条例で「プライバシーや名誉が守まられること」と明記していますが、文京区の条例素案に「名誉」の文言はありません。子どもの名誉感情を尊重する意味でも盛り込んでいただきたい。江戸川区では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、「4 こどもの権利」において、⑨個性が認められ、自分の可能性が大切にされること、⑩こどもであることを理由に不当な扱いを受けないこと、⑮自分の意見、考え、気持ち等を表明し、それが尊重されることなどを掲げており、これらの権利は、こどもたちの名誉を尊重することにつながるものと認識しています。
95	こどもの権利	111 条例素案において17項目ある権利の中に「自分の意見、考え、気持ち等を表明し、及びそれが尊重されること」とありますが、「それが正当に評価され尊重されること」ではありません。子どもの気持ち、そして子どもの立場に立てば、まずは「正当に評価されたい」と思うはずであり、改めていただきたい。	条例素案では、「4 こどもの権利」において、⑮自分の意見、考え、気持ち等を表明し、それが尊重されることを掲げており、これには意見等が正当に評価されることを含みます。
96	こどもの権利	112 条例素案では、子どもの「能力」に関して「もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できる」「持って生まれた能力を伸ばして育つことができる」の2カ所出てきますが、「成長」と「育つ」という違いはあれども「能力を十分に伸ばして」は変わりません。しかし、たとえ「伸ばして」も「発揮」できなくては意味がなく、「もって（持って）生まれた能力を十分に伸ばして成長（育つことが）できる」ことはもちろん大切ですが、同時に、その「十分に伸ばした能力」を、思う存分に「発揮」する権利も持つはずで、大人や周囲は子どもが「十分に伸ばした能力」を思う存分に「発揮」できるよう最大限支援する義務を盛り込んでいただきたい。	条例素案では、「4 こどもの権利」において、⑧適切な保育と教育、生活への支援等を受け、持って生まれた能力を十分に伸ばして育つことができることを掲げており、家庭、育ち学ぶ施設、地域社会等において、こどもが持って生まれた能力を十分に伸ばして育つことは、こどもが能力を発揮することにつながるものと認識しております。
97	こどもの権利	113 条例素案において、「個性」は2カ所だけしか出てこないわけですが、「個性が認められ」ることと、その子どもが「個性」を発揮することは全く違う次元の話で「個性」を発揮することを盛り込んでいただきたい。	条例素案では、「4 こどもの権利」において、⑨個性が認められ、自分の可能性が大切にされること掲げており、家庭、育ち学ぶ施設、地域社会等において、こどもの個性が認められることは、こどもが個性を発揮することにつながるものと認識しております。
98	こどもの権利	115 条例素案の「4 こどもの権利」のところに「⑩個性が認められ…」と書いてありますが、「認め」るだけで「個性を育む」という視点や姿勢が蔑ろにされるので改めていただきたい。	条例素案では、「4 こどもの権利」において、⑨個性が認められ、自分の可能性が大切にされること掲げており、家庭、育ち学ぶ施設、地域社会等において、こどもの個性が認められることは、個性を育むことにつながるものと認識しております。
99	こどもの権利	117 条例素案の権利の中に「自分の意見、考え、気持ち等を表明し、及びそれが尊重されること」とありますが、後半部分は「それが正当に評価され尊重されること」と改めていただきたい。子どもの気持ち、そして子どもの立場に立てば、まずは「正当に評価されたい」と思うはずで、文京区において「正当に評価され」る必要がない／条例に盛り込む必要がないとするのであれば、その理由を広く区民に公表し、子どもたちも含めて理解と納得を得る最大限の説明努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、「4 こどもの権利」において、⑮自分の意見、考え、気持ち等を表明し、それが尊重されることを掲げており、これには意見等が正当に評価されることを含みます。
100	こどもの権利	(7) 文京区の素案は子どもの権利として主に「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」を想定しているが、未来の社会情勢も見据え、「こどものプライバシー及び名誉が守られる権利」を追加していただきたい。文京区において明記する必要性がないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	条例素案では、「4 こどもの権利」において、⑭こどもの発達に応じてそのプライバシーが尊重されることを掲げています。また、⑨個性が認められ、自分の可能性が大切にされること、⑩こどもであることを理由に不当な扱いを受けないこと、⑮自分の意見、考え、気持ち等を表明し、それが尊重されることなどを掲げており、これらの権利は、こどもたちの名誉を尊重することにつながるものと認識しています。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
101	こどもの権利	(8) 上記(7)の関連で、子どもの権利として独立した項目として、「自分らしく生きる権利」「ありのままの自分である権利」を明記していただきたい。文京区においてこれらの子どもの権利を独立した項目として明記する必要性がないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	条例素案では、「4 こどもの権利」において、⑨個性が認められ、自分の可能性が大切にされること掲げており、この権利は、自分らしく生きること、ありのままの自分であることにつながるものと認識しています。
102	こどもの権利	(11) デジタル時代、デジタル社会環境における子どもの権利保護が抜け落ちており、例えば「デジタル環境におけるこどもの権利」の章または条項を新たに設け、オンライン上の子どものプライバシー保護を明記していただきたい。文京区において明記する必要性がないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	条例素案では、「4 こどもの権利」において、⑭こどもの発達に応じてそのプライバシーが尊重されることを掲げており、これには、オンライン上でのプライバシーの保護も含まれます。
103	こどもの権利	(25) 子どもの人権保障範囲を広げるとともに明確化していただきたい。例えば第4条は包括的な内容となっていますが、現代社会において特に配慮が必要なデジタル環境における権利や、ケアを受けるこどもの権利について、より具体的な規定を加えていただきたい。例えば第4条の権利の中に「安全で安心なデジタル環境を利用し、また、インターネット上において自己の情報を適切に管理し、保護されること」等。「デジタル環境における権利(アクセス、リテラシー、安全、プライバシー等)」に関する項目を追加していただきたい。文京区においてこれらが必要がないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	条例素案では、「4 こどもの権利」において、⑭こどもの発達に応じてそのプライバシーが尊重されることを掲げており、これには、デジタル環境でのプライバシーの保護も含まれます。
104	こどもの権利 こどもの居場所づくり 育ちと学びの環境づくり	<p>③「4 こどもの権利」 「成長と可能性に関する権利」の⑤において「遊び、学びおよび休めること。」を一つの項目にまとめてしまっています。「遊ぶこと」「学ぶこと」「休むこと」は子どもにとって異なる権利であり、一緒くたにするべきではありません。この項目の後では「遊ぶこと」が全く記されておらず、「育ち学ぶ」などひとまとめに扱ってしまっています。 特に「遊ぶこと」はこどもの心身の成長に欠かせない重要な活動であり、条例に関わるものが重点的に取り組むべきものです。文京区では小学校や学童保育、児童館などの空間的な余裕がない状況の上、こどもが安心して自由に「遊ぶこと」のできるプレイパークなどの環境が全く整っていません。こどもの権利に関する条例を策定しようとしているにも関わらず、この点において文京区としての姿勢は消極的です。 また、「休むこと」は心身に健康に生活し、育つために必要な活動であり、「安心して生きる、過ごすための権利」に含めるべきと考えます。</p> <p>④「12 育ちと学びの環境づくり」 「遊ぶこと」の表現が消えてしまい、「育つこと」にまとめられてしまっている。さらに「育ちと学び」という表現で「育つこと」と「学ぶこと」の異なる権利を一括りにしています。「遊ぶ環境」、心身に健康に生活し「育つ環境」、「学ぶ環境」はそれぞれの重要性やあり方を含めて、一括りにしてしまうのではなく一つ一つ明確に記すべきです。</p>	<p>条例素案では、遊ぶこと、学ぶこと、休むことはいずれもこどもの成長に欠かせない大切なものであるとともに、相互に関連するものと認識しており、「4 こどもの権利」の⑤において、遊び、学び及び休めることを掲げています。 また、「11 こどもの居場所づくり」として、区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもが遊び、学びその他の活動をするともに、ゆったりと安心して休むために必要な居場所づくりに努めると規定しています。</p>
105	こどもの権利 こどもの居場所づくり	<p>・文京区においては、子どもの「遊ぶ」権利のついて「学び」などと同等に記載してほしい。保障できていない場面を大人が作り出している現状がある。 特に遊んだり、休んだりする場所については、施設や公園の工事の場所や時期が重ならないよう計画し、子どもの遊ぶ場所をきちんと確保してほしい。</p>	<p>条例素案では、遊ぶこと、学ぶこと、休むことはいずれもこどもの成長に欠かせない大切なものであるとともに、相互に関連するという認識に基づいて、「4 こどもの権利」、「11 こどもの居場所づくり」を規定しています。 施設の改修につきましては、老朽化の状況を踏まえ、予防保全の観点から計画的に実施しております。いただいたご意見を踏まえ、施設の所管課とも連携し、可能な限り工事の場所や時期が重複しないよう配慮しつつ、子どもの遊び場の確保に努めてまいります。 また、公園の整備に当たっては、地域バランス等を考慮して計画するとともに、公園の利用状況を踏まえた工期の設定等に努めているところです。引き続き、子どもの遊び場所等を踏まえ、適切に整備を進めてまいります。</p>

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
106	保護者の役割	6. 保護者の役割について。 保護者（主に両親）は基本的には区に限らず社会インフラや各種施策を利用しながら子育てをします。子育ての主役は保護者であり「……の協力及び支援を受けながら」……努める という表現は権力者主導の全体主義の思考です。	家庭はこどもの健やかな成長に大切な場であり、保護者はこどもの養育及び成長に第一の責任があるという認識のもと、条例素案では、「6 保護者の役割」を規定しています。
107	役割	73 江東区は条例の（目的）第1条で、「こどもに関係する人たちが何をしなければならないのかを理解し」と明記していますが、これはとても重要なことで本条例の大前提とも言え、文京区でもこのような趣旨の文言を盛り込んでいただきたい。文京区では盛り込めない／盛り込みたくない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、「5 区の役割」「6 保護者の役割」「7 区民等の役割」「8 育ち学ぶ施設の役割」として、こどもに関係のある者の役割を具体的に明記しています。
108	役割	（16）条例素案は、家庭・学校・地域の役割が抽象的で曖昧であり、責務（あるいは責任と義務）とし、「家庭における権利保障」「育ち・学ぶ施設（学校等）における権利保障」「地域における権利保障」を独立した章立てとして、権利保障について詳述していただきたい。文京区においてこれらが必要がないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	条例素案では、「5 区の役割」「6 保護者の役割」「7 区民等の役割」「8 育ち学ぶ施設の役割」として、こどもに関係のある者の役割を具体的に明記しています。また、条例文の構成については、条例作成のルールに従って整理していきます。
109	区の役割	④文京区の条例素案では「区の役割」としていますが、世田谷区や杉並区のような「区の責務」とするか、「区の責任と義務」としていただきたい。世田谷区や杉並区では「責務」とできて、文京区では「責務」とできない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、こどもにもわかりやすい表記とするため、「責務」ではなく「役割」という言葉を用いています。適切な表現について検討いたします。
110	育ち学ぶ施設の役割 こどもの意見等の表明と参加	（17）各施設における子どもの意見表明機会の確保を義務付けていただきたい。また、学校等における権利学習の推進を明記していただきたい。文京区においてこれらが必要がないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	条例素案では、「9 こどもの意見の表明と参加」において、こどもが自分の意見を表明する機会の確保に努めることを規定しています。この規定は、育ち学ぶ施設等にも適用されること想定しており、適切な表現について、検討いたします。 また、「8 育ち学ぶ施設の役割」において、育ち学ぶ施設は、こどもが自分で考え、遊び、学び、活動することができるよう支援を行うことを規定しており、これには、こどもの権利について学ぶことも含まれます。
111	こどもの意見等の表明と参加	9. 子供の意見等の表明と参加 小石川図書館、竹早公園の住民運動の中で高校生が意見を述べたい希望が 区議会で通りませんでした。区議会の姿勢を変えれば 新たにこのような条例を作る必要はありません。	条例素案では、「4 こどもの権利」でこどもが自分の意見、考え、気持ち等を表明し、それが尊重されることを掲げ、「9 こどもの意見等の表明と参加」で区等の取組を規定しています。 なお、竹早公園・小石川図書館については、基本計画策定の中で、検討してまいります。
112	こどもの意見等の表明と参加	⑤他の自治体の子どもの権利条例に盛り込まれているように、子どもとの「対話」を重視し、促す条例にしていきたい。	条例素案では、「9 こどもの意見等の表明と参加」において、こどもが自分の意見等を表明する機会の確保とその意見の反映に努めると規定しており、子どもとの対話を重視する内容となっております。
113	こどもの意見等の表明と参加	③杉並区の条例のように大人等は子どもの意見を「真剣に受け止め」、子どもたちは自分たちの意見を「真剣に受け止めてもらえる」ことを盛り込んでいただきたい。杉並区では盛り込まれて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、「9 こどもの意見等の表明と参加」において、こどもが自分の意見等を表明する機会の確保とその意見の反映に努めると規定しており、こどもの意見を真剣に受け止める姿勢が前提になっています。
114	こどもの意見等の表明と参加	⑤世田谷区のように「対話をして協働する権利」を保障していただきたい。世田谷区では保障できて、文京区では保障できない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、「9 こどもの意見等の表明と参加」において、こどもが自分の意見等を表明する機会の確保とその意見の反映に努めると規定しており、子どもとの対話を重視する内容となっており、協働にもつながるものと認識しています。
115	こどもの意見等の表明と参加	⑦世田谷区のように、子どもたちと「対話」をすることの重要性の認識を全ての区民が共有し、「子どもとの対話を重ねる」旨の文言を盛り込んでいただきたい。世田谷区では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、「9 こどもの意見等の表明と参加」において、こどもが自分の意見等を表明する機会の確保とその意見の反映に努めると規定しており、子どもとの対話を重視する内容となっております。
116	こどもの意見等の表明と参加	⑳武蔵野市の条例にあるような「市は、子どもが社会参加の楽しさを味わうことができるよう、子どもの社会参加を促進するための人材の育成に努めます」という人材の育成を盛り込んでいただきたい。武蔵野市では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、「9 こどもの意見等の表明と参加」において、区は、こどもが社会的活動に参加する機会の確保に努めると規定しており、これにはこどもの参加を支援する人材の育成も含まれます。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
117	こどもの意見等の表明と参加	②豊島区の条例に記載のあるように「参画」を盛り込んでいただきたい。（豊島区の例：「子どもがおとなとともに手を携えて社会に参画できる場をつくる必要があります」「子どもの社会参加及び参画」「おとなは、子どもの意見表明の場を設け、子どもの意見を聴き、又は子ども同士が仲間をつくり、社会に参画できるように支援しなければなりません」「施設関係者は、参加及び参画の結果について、子どもに理解を得られる方法で説明するよう努めなければなりません」）文京区において、敢えて「参画」という言葉を排除し、「参加」しか使わないのであれば、その理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。また、豊島区では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、「9 こどもの意見等の表明と参加」において、こどもが自分の意見等を表明し、社会的活動に参加する機会の確保とその意見の反映に努めると規定しており、社会への参画にもつながるものと認識しています。
118	こどもの意見等の表明と参加	②豊島区の条例に記載のあるように「施設関係者は、参加及び参画の結果について、子どもに理解を得られる方法で説明するよう努めなければなりません」という旨を盛り込んでいただきたい。文京区の素案では（「施設関係者」に限りませんが）「参加及び参画の結果について、子どもに理解を得られる方法で説明するよう努めなければならない」ということが明記されていません。豊島区では明記できて、文京区では明記できない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、「9 こどもの意見等の表明と参加」において、区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、その活動においてこどもの意見等の反映又はこどもの参加に努めると規定しており、これには、意見表明や参加の結果について、その理由等を説明することも含まれます。
119	こどもの意見等の表明と参加	55 滋賀県の条例には「子どもの意見に対して適切に応答がされること」が明記されていますが、文京区では明記されておらず、文京区でも「適切に応答する」旨を盛り込んでいただきたい。滋賀県では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、「9 こどもの意見等の表明と参加」において、こどもが自分の意見等を尊重し、その意見の反映に努めると規定しており、これには、こどもの意見に対して適切に応答することも含まれます。
120	こどもの意見等の表明と参加	56 滋賀県の条例には「県は、子どもの意思をくみ取る」ことが明記されていますが、文京区では明記されておらず、文京区でも区や大人のせきむとして「くみ取る」旨の努力規定を盛り込んでいただきたい。滋賀県では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、「9 こどもの意見等の表明と参加」において、区及び育ち学ぶ施設は、意思表示の方法が多様であることを考慮し、こどもの意思をくみ取り、必要に応じてこどもの意見等を代弁するように努めると規定しています。
121	こどもの意見等の表明と参加	81 愛知県瀬戸市のように「(子ども・若者会議の設置)第13条 市は、広く子どもの意見を聞き、その意見を尊重するため、子ども・若者会議を設置する」といった会議体の設置を文京区でも盛り込んでいただきたい。瀬戸市では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	こどもの参加の取組として、令和8年度は、令和7年度に引き続きこどもの権利推進リーダー会議を開催する予定です。子どもが参画できる仕組みづくりについては、先行自治体の取組等を研究してまいります。
122	こどもの意見等の表明と参加	104「恒常的な子ども参画機関(子ども委員会等)」の規定が弱いので、「区は、こどもの意見を継続的に政策へ反映するため、区内の小中高生等から構成される『文京区こども会議』を設置する。会議は年次報告に意見を提出できる」といった条項を設けていただきたい。	こどもの参加の取組として、令和8年度は、令和7年度に引き続きこどもの権利推進リーダー会議を開催する予定です。子どもが参画できる仕組みづくりについては、先行自治体の取組等を研究してまいります。
123	こどもの意見等の表明と参加	109 子どもの区政参画の強化を目指し、「こどもが条例の策定及び運用等に初期段階から参画できる仕組みを設けていただきたい。	こどもの参加の取組として、令和8年度は、令和7年度に引き続きこどもの権利推進リーダー会議を開催する予定です。子どもが参画できる仕組みづくりについては、先行自治体の取組等を研究してまいります。
124	こどもの意見等の表明と参加	114 条例素案には、「意思」という言葉が出てきて、「9 こどもの意見等の表明と参加」のところで「(5)区及び育ち学ぶ施設は、意思表示の方法が多様であることを考慮し、こどもの意思をくみ取り、必要に応じてこどもの意見等を代弁するように努めるものとします」と書いてありますが、子どもの「意志」についての言及はなく、あたかもここで想定している「文の京」の子どもには「意志」がなく、区も子どもの「意志」は尊重しなくてもいいかのようであり、「意思」とは別に「意志」の芽生えた子どもにしてみれば、かなり傷付くと思わざるを得ません。「意思」と「意志」を使い分け、りょうほとも適宜適切に盛り込んでいただきたい。	条例素案では、「9 こどもの意見等の表明と参加」において、こどもの意見等の尊重について規定しており、こどもの意見等には、こどもの意志も含まれるものと認識しております。
125	こどもの意見等の表明と参加	116 条例素案には「参画」という言葉は使われず、全て「参加」という言葉にとどめられています。一般的に「参加」は、単に集まりに加わることを意味し、「参画」は初めから(極めて初期の意思決定の段階から)事業や計画等に加わることを意味します。つまり、現在の文京区の素案は、子どもたちを単に集まりに加えるだけにとどめ、初めから(極めて初期の意思決定の段階から)事業や計画等に加わることを拒んでいるとも受け取れるので、「参加」と「参画」を適宜適切に使い分けて使っていただきたい。	条例素案では、「9 こどもの意見の表明と参加」において、区は、こどもが社会的活動に参加する機会を確保し、参加に努めるとともに、こどもの参加を促進するため、こどもがその大切さ及び方法について学び、必要な情報を得ることができるよう努めると規定しており、これらの取組を通じて、こどもの参画につながるものと認識しています。
126	こどもの意見等の表明と参加	(5)子どもの意見表明権が抽象的な記載に留まっている印象は否めず、例えば「区長は、区政について子どもの意見を求めるため、子ども会議を開催する」旨の条項を追加していただきたい。文京区において追加の必要性がないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	こどもの参加の取組として、令和8年度は、令和7年度に引き続きこどもの権利推進リーダー会議を開催する予定です。子どもが参画できる仕組みづくりについては、先行自治体の取組等を研究してまいります。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
127	こどもの意見等の表明と参加	(6) 上記(5)の関連で、子ども会議の設置に関しては子どもの自主的・自発的運営を尊重する旨を明記していただきたい。また、条例本文において、多様な背景を持つ子どもの参加促進策を明記するとともに、子ども会議からの意見提出権と区長の尊重義務を明記していただきたい。文京区において明記する必要性がないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	こどもの参加の取組として、令和8年度は、令和8年度に引き続きこどもの権利推進リーダー会議を開催する予定です。子どもが参画できる仕組みづくりについては、先行自治体の取組等を研究してまいります。
128	こどもの意見等の表明と参加	(21) 条例素案第9条で子どもの意見表明と参加の機会確保に努めるとしているものの、その意見が実際に政策に反映されるための権限や、意見を聴取する多様性への配慮について、具体的な担保規定を盛り込んでいただきたい。例えば全国の自治体の中には子ども議会等に予算提案権を設定する例があります。文京区においてこれらが必要がないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	条例素案では、「9 こどもの意見等の表明と参加」の(5)において、区及び育ち学ぶ施設は、意思表示の方法が多様であることを考慮し、こどもの意思をくみ取り、必要に応じてこどもの意見等を代弁するよう努めると規定しています。こどもによる予算提案等については、先行自治体の取組等を研究してまいります。
129	こどもの意見等の表明と参加	(22) 上記(21)の関連で、「こども」の定義が幅広いことを踏まえ、意見を聴取する際の原則として「性的マイノリティ、障害、不登校、海外ルーツなど、意見を表明しにくい立場にあるこどもへの特別な配慮と方法の確保」を明記していただきたい。世田谷区や町田市などの先進事例を参考に、「文の京」をうたう自治体として後れをとらないでいただきたい。文京区においてこれらが必要がないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	条例素案では、「9 こどもの意見の表明と参加」において、こどもが自分の意見を表明する機会の確保に努めることを規定しており、これには、こどもひとりひとりの状況を踏まえて必要な取組を適切に実施することも含まれています。
130	こどもの意見等の表明と参加	(23) 区が設置する子どもの意見反映のための会議体(子ども議会、子ども委員会等)について、その役割として「区の予算や計画の一部に対して提言・審議し、又は意見を述べる権限を持つ」ことを盛り込むなど、こどもの意見が実質的な政策決定に影響を及ぼす仕組みを規定していただきたい。文京区においてこれらが必要がないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	こどもの参加の取組として、令和8年度は、令和7年度に引き続きこどもの権利推進リーダー会議を開催する予定です。子どもが参画できる仕組みづくりについては、先行自治体の取組等を研究してまいります。
131	こどもの意見等の表明と参加	(24) 第9条における、区及び育ち学ぶ施設が、子どもから聴取した意見や要望について「その反映又は不採用の理由を、当該こどもに対して分かりやすく、かつ速やかにフィードバックすること」を義務付ける規定を追加していただきたい。子どもたちの意見が活かされている実感(効力感)を子どもに持たせることが、真の参加促進につながるはずであり、文京区においてこれらが必要がないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	条例素案では、「9 こどもの意見等の表明と参加」において、区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、その活動においてこどもの意見等の反映に努めると規定しており、これには、意見表明の結果について、その理由等を説明することも含まれます。
132	こどもの居場所づくり	自転車を持っていなかった子どもの頃、遊び場と言えば竹早公園と小石川図書館でした。お金も払わずに長い時間を過ごせる大切な場所。ネットで覆われた球技コートは子どもだけでなく大人も使っていたからボールの速度が全然違って怖かったです。半ば追い出されるような形でボール遊びを諦め帰らざるを得なかった状況が全く改善されていなくて残念です。子どもの遊び場を確保してあげてください。大人はお金を出して何処へでも行けるんです。お金を持たない子どもの事を考えて欲しいです。	球技場の利用ルールやマナーの順守について、定期的な公園巡視での指導を徹底するとともに、わかりやすい注意看板の設置等により、子どもたちが安心して遊べる公園づくりに努めてまいります。
133	こどもの居場所づくり	㊿文京区の条例素案における「居場所」は抽象的で曖昧ですが、国立市の条例には「自分にとって大切となる多様な経験を得ること、様々な世代の人々と触れ合うこと、自然と親しむことなどができる居場所、何もしなくてよい、ほっとできる居場所その他の子どもの豊かな育ちにつながる居場所をつくるよう努めるものとする」と、多様な居場所が記載されており、文京区においても子どもたちに多様な居場所を想起させるように改めていただきたい。国立市では多様な記載ができて、文京区では記載できない/記載したくない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、「11 こどもの居場所づくり」において、区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもが遊び、学びその他の活動をするとともに、ゆったりと安心して休むために必要な居場所づくりに努めると規定しており、こどもが関わる様々な場면을想定したものと なっています。
134	こどもの居場所づくり	(9) 子どもの居場所に関する具体的な規定が足りず、特に居場所の確保を巡って抽象的・不明確なので、例えば「区は、子どもが自分らしく遊び、休息し、集い、安心して人間関係を築くことができる居場所の確保及び充実に努める」旨を明記していただきたい。文京区において明記する必要性がないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	条例素案では、「12 こどもの居場所づくり」において、区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもが遊び、学びその他の活動をするとともに、ゆったりと安心して休むために必要な居場所づくりに努めると規定しており、こどもが関わる様々な場면을想定したものと なっています。
135	こどもの居場所づくり	(10) 上記(9)の関連で、「子どもだけで自由に安心して集うことができる拠点づくり」を明記するほか、不登校の子どもの居場所確保についても何らかの文言を盛り込んでいただきたい。文京区において明記する必要性がない、何からの文言を盛り込む必要もないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	条例素案は、こどもの権利に関する区の基本的な考え方を示しております。区では、条例の趣旨を踏まえ、こどもの居場所づくりや不登校の子供への支援について必要な取組を適切に実施してまいります。
136	こどもの居場所づくり	11. 子供の居場所 「ゆったりと安心して休むために必要な居場所」???家庭こそがそれなのではありませんか?行政は居場所というハードを作る前に家庭が「ゆったり安心して休める場」であるための法整備(大人の労働時間や収入など)に尽力すべき。	条例制定後は、条例の内容を踏まえて、こどもの権利を守るための環境づくりなど、各取組を推進してまいります。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
137	こどもの居場所づくり その他 (路上喫煙)	子供が遊べる場所が少ないというのがいつも思っていることです。夏は酷暑で、外遊びは命の危険があり、室内遊び場となると選択肢がかなり少ないです。もっと増えたらより魅力的な区になると思います。また、副流煙は子供たちに害を及ぼすおそれがあります。口頭で注意しても全く改善する気配はないです。他の区のように、路上喫煙を取り締まったり、罰金制度を導入していただけると幸いです。	<p>条例素案では、「4 こどもの権利」にて「遊び、学び、休めること」を掲げており、「11 こどもの居場所づくり」では「こどもが遊び、学びその他の活動をするとともに、ゆったりと安心して休むために必要な居場所づくりに努めるもの」と規定しています。</p> <p>現在、屋内で遊べる施設としては、児童館、未就学児が親子で遊ぶ子育てひろばや地域子育て支援拠点等があり、今後も各施設のサービスの向上に努めてまいります。</p> <p>また、路上喫煙について、区では過料等により取り締まるのではなく、喫煙マナー指導員による巡回指導や、喫煙等禁止周知・啓発キャンペーン等により喫煙者のモラルに粘り強く訴えかけることで、喫煙者自らがマナーを守る環境づくりを目指しています。</p>
138	育ちと学びの環境づくり	適切な教育について 塾に通えない子供がお寺などでボランティアによる教育支援を受けています。こうした活動を助成するために地域活動センターなどの会議室を無料で貸し出してあげたらどうでしょうか。区民の子供に平等に教育を受ける権利を与えてください。	<p>条例素案において、区等は、こどもの心身の状況、置かれている環境等に応じて、こどもが望むように育ち、学ぶことができる環境づくりに努めると規定しています。</p> <p>地域活動センターなどの会議室において、無料の貸し出しは行っていませんが、文京区在住の方は、使用料が5割減額で利用いただくことが可能です。また、現在、礒川・大原・大塚・向丘・汐見地域活動センター・不忍通りふれあい館・元町ウェルネスパークでは、学習(自習)スペースを整備しております。詳細については、各施設にご相談ください。</p>
139	育ちと学びの環境づくり	⑰中野区のように日本語に困っている子どもをサポートする「多文化キッズコーディネーター」に相談できる仕組みを整え条例に盛り込んでいただきたい。中野区では仕組みを整えられて、文京区では整えられない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	<p>条例素案では、「12 育ちと学びの環境づくり」において、区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもの心身の状況、置かれている環境等に応じて、こどもが望むように育ち、学ぶことができる環境づくりに努めると規定しており、区ではこの規定に基づいて適切に対応していきます。</p> <p>また、子どもの日本語サポートについては、各校に日本語指導協力員を派遣するとともに、放課後に区内2か所で日本語教室を開催し、日本語の習得、学校及び日常における生活の適応を支援しております。</p>
140	育ちと学びの環境づくり	⑤国立市の条例では「(乳幼児期から豊かな学びを受けることができる環境の整備)」として「第19条 市は、子どもの学ぶ意欲や学ぶ権利を保障し、子どもの可能性を最大限に伸ばすことができるよう、育ち学ぶ施設の関係者と協力して学びの環境を整備するよう努めるものとする。2 市は、子どもが成長・発達の過程及びその後の生涯において、複雑多様化した課題を乗り越えていくことができるよう、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者と協力し、子どもが乳幼児期から自己肯定感や主体性を育むことができる環境を整備するよう努めるものとする」と定めており、文京区においても「乳幼児期から豊かな学びを受けることができる環境の整備」を盛り込んでいただきたい。国立市で盛り込めて、文京区では盛り込めない／盛り込みたくない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	<p>条例素案では、「12 育ちと学びの環境づくり」で、区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもの心身の状況、置かれている環境等に応じて、こどもが望むように育ち、学ぶことができる環境づくりに努めるとしており、これには乳幼児期からの学びが含まれています。</p>

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
141	育ちと学びの環境づくり	103 「外国籍の子ども／難民的立場／里親・社会的養護・LGBTQ等の脆弱層」への具体的配慮が薄いため、「区は外国籍の子どもに対し、必要な多言語サービス・通訳・学齢対応を提供し、人身取引等のリスクが疑われる事案を発見した場合、速やかに関係機関と連携して保護措置を講ずる」といった条項を設けていただきたい。	条例素案では、「12 育ちと学びの環境づくり」において、区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもの心身の状況、置かれている環境等に応じて、こどもが望むように育ち、学ぶことができる環境づくりに努めると規定しており、区ではこの規定に基づいて適切に対応していきます。
142	育ちと学びの環境づくり	(12) 上記(11)の関連で、適切なICT教育を受けられる権利と、区の責務として情報リテラシー向上支援を盛り込んでいただきたい。文京区において盛り込む必要がないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	条例素案では、「12 育ちと学びの環境づくり」において、区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもの心身の状況、置かれている環境等に応じて、こどもが望むように育ち、学ぶことができる環境づくりに努めると規定しており、これにはICT教育や情報リテラシーの向上も含まれます。
143	育ちと学びの環境づくり	12. 育ちと学びの環境づくり 子供は施設(箱もの)をつくれれば育つものではありません。住み暮らす街の全てが育ちの環境です。緑のないコンクリートマンション、園庭のない保育園、ケガをさせずに親に返すことを第一義にする育成室を区は作ってきました。緑や虫、鳥も目に入る道や公園、思いっきり体を動かせる校庭、空き地。それを可能にする長期的まちづくりがされてきたでしょうか。歴史と文化を大切に、緑豊かな文京区まちづくり指針も全く行政に反映されていません。	条例制定後は、条例の内容を踏まえて、こどもの権利を守るための環境づくりなど、各取組を推進してまいります。
144	育ちと学びの環境づくり 権利擁護委員	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが楽しく学び、のびのび成長できる権利の保障 ・親の経済力に関係なく高等教育を受ける権利の保障 ・権利侵害を救済するための機関は中立・第三者性を確保し条例に明記すること ・現在の学校は学力テストや詰め込みなど競争教育で安心安全な子どもの居場所になっていない。少人数学級で一人一人の力をのばせるよう楽しく学ぶ場にしていくことが重要。 ・不登校の子どもが増えているが子どもの声を聞いて対応できる教員カウンセラーの配置など充実をはかり学ぶ権利を保障すること。 ・高い授業料・入学金など親の経済力がないと高等教育が受けられないようになってきていること。又アルバイトで授業が受けられないなど異常な状況になっている。高等教育の無償化へむけ、学ぶ権利を保障すること。 ・子どもの権利を保障し、権利侵害があった場合救済機関の設置は欠かせない。救済機関は中立・第三者性を確保し、条例に明記すること。 	<p>条例素案において、区等は、こどもの心身の状況、置かれている環境等に応じて、こどもが望むように育ち、学ぶことができる環境づくりに努めると規定しています。</p> <p>また、国において高等教育の修学支援新制度による支援が行われています。</p> <p>今後も子ども一人一人の学びたいという気持ちを大切に教育を推進してまいります。</p> <p>学校における児童・生徒とその保護者の相談活動、教員へのコンサルテーション、相談活動及び心理教育の啓発活動を行うため、区及び都の採用によるスクールカウンセラーを概ね週3日～4日配置しています。</p> <p>権利侵害を受けているこどもを救済するために区から独立した立場の「こどもの権利擁護委員」を設置し、困っている人から相談を受けるホットラインなどの取組を行ってまいります。</p>
145	虐待、体罰、いじめ等の権利侵害の防止	⑩文京区において12歳のタイ人少女が性的サービスに従事させられていた事件が起きたことを踏まえ、条例に国籍にかかわらず子どもの「人身取引」を断固として許さない旨を明記していただきたい。こうした記載が必要ない／盛り込む必要がないということであればその理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	<p>条例素案では、「3 基本理念」において、全てのこどもは、人種、国籍、性別、性的指向、性自認、意見、障害、経済状況等どんな理由でも差別されないと規定しています。</p> <p>また、「4 こどもの権利」において、こどもの権利として、⑫身体的又は精神的な暴力、搾取、有害な労働等から守られることを掲げ、「14 虐待、体罰、いじめ等の権利侵害の防止」において、誰であってもこどもに対して権利侵害を行ってはならないと定めています。</p>
146	虐待、体罰、いじめ等の権利侵害の防止	(13) 上記(11)と(12)の関連で、インターネット上のいじめや有害情報からの保護する(あるいは子どもが保護される権利を持つ)ことを明記していただきたい。文京区において盛り込む必要がないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	<p>条例素案では、「14 虐待、体罰、いじめ等の権利侵害の防止」において、こどもの権利侵害の防止や早期発見等について規定しており、これにはインターネット上での権利侵害も含まれます。</p> <p>また、条例素案は、こどもの権利に関する区の基本的な考え方を示しております。区では、条例の趣旨を踏まえ、有害情報からの保護について、必要な取組を適切に実施してまいります。</p>

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
147	虐待、体罰、いじめ等の権利侵害の防止	14 虐待、体罰・・・ 人は極限までの状況の中でこそ大きな成長・発達をします。傍から見て鍛錬か虐待かを判断するのはムズカシイ。判断者の恣意が入ります。今の制度の中でブラッシュアップしていけば良いし、条例を作って改善されることはありません。	条例制定後は、条例の内容を踏まえて、こどもの権利を守るための環境づくりなど、各取組を推進してまいります。
148	普及啓発	全般について 子どもの権利を尊重することは重要であり、条例にするのは大切なことでもあります。大変でしょうが、よろしくお願ひします。 子どもには、他の人にも権利があること、権利と共に「義務」があることを知らせる文面をどこかに書き加えていただきたい。 大人も子どもも、人として互いに尊重し合える社会を望みます。	こどもの権利は、こどもが生まれたときから持っている権利です。また、社会生活におけるルールやマナーについても、日常生活を営む中で身に付けていくことが大切であると認識しております。 条例素案においては、「16 こどもの権利に関する普及啓発」の(2)で、「区は、こどもが権利について学び、自分とほかの人の権利を大切にしようことができるよう必要な支援を行う」と規定しています。
149	普及啓発	条例制定に大いに賛同します。これで文京区も他区に追い付きます。 子どもたち一人一人に、この条例の主旨や権利を知ってもらう必要があります。教育現場で繰り返し教えていくことを、要望します。条例があっても、知られていなければ活かされません。 たとえば、吉田穂波医師の推奨する「受援力」といったお話は、以前文京区の講演会で聞いて大変心に刻まれ、意識が変わりました。ぜひそういった講演やパンフレット、書籍などを積極的に取り入れてほしいです。 子どもが困ったとき、「わたしの、ぼくにの、こどもの権利が侵害されている、大人は改善する責任がある」と訴えられるよう、心を砕いて運用して行って頂きたいと思ひますし、区民としても協力したいと思ひます。	条例制定後のこどもの権利の普及啓発については、それぞれの世代に応じて伝わりやすい方法を検討し、力を入れてまいります。また、こどもの権利擁護委員を設置し、ホットラインを開設することにより、こどもやこどもに関係のある人からの相談を受け、こどもの権利の侵害の防止と救済を図ってまいります。
150	普及啓発	③子どもの権利を守ることは大人の責任と義務でもあることをもっと強調し、大人を甘やかさない姿勢を貫く条例としていただきたい。条例とは別に、例えば和歌山県教育委員会が作成したような「子どもの心によりそって～おとなのための子どもの権利条約」のような大人向けパンフレットを作り、大人の意識改革と啓発に取り組んでいただきたい。	条例素案では、区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設の役割について規定し、こどもの権利をこどもも大人もみんなが正しく知って、地域社会全体でこどもの権利を守っていくまちの実現を目指します。 条例制定後は、こどもの権利についての理解を深めるため、パンフレットの作成や文の京こども月間における啓発活動など様々な啓発活動を実施する予定です。
151	普及啓発	⑯粕江市のように条例の逐条解説版を作成し、大人から子どもまで各年齢層・年代層に適した版を整えていただきたい。文京区において大人から子どもまで各年齢層・年代層に適した逐条解説版作成できない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例制定後に、条例の内容を分かりやすく解説するパンフレット等を作成する予定です。作成の際には、年齢層に応じた内容になるよう検討します。
152	普及啓発	74 江東区の条例は、「(大切な考え方)」として「第3条」で「こどもは、自分の権利が大切にされることと同じように、自分以外の人の権利も大切にします」と明記しており、文京区でも子どもたちにこの考え方を「大切な考え方」のひとつとして伝えるよう条例に盛り込んでいただきたい。文京区では盛り込めない／盛り込みたくない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、「16 こどもの権利に関する普及啓発」において、区は、こどもが権利について学び、自分とほかの人の権利を大切にしようことができるよう必要な支援を行うものと規定しています。
153	普及啓発 その他 (サークルの設置)	4. 子どもが「何もしない時間」を持てる社会へ 習い事や受験勉強に追われ、子ども同士で自由に遊ぶ時間が不足している現状は、心の成長にとって憂慮すべき事態です。大人がその重要性を理解するためのセミナーや啓発活動をぜひ実施してください。また、思春期の子どもを見守る親の不安や孤立感を軽減するため、地域に親同士が悩みを共有できるサークルの設置を望みます。	条例素案では、こどもの権利として、「遊び、学び及び休めること」を掲げています。 条例制定後は、こどもの権利について、区民の皆様にお知らせして理解を深めていただく取組を行うことにより、地域社会全体でこどもの権利を守っていくまちの実現を目指します。 子ども家庭支援センターでは、「子どもと家庭の総合相談の窓口」を設置し、家庭や子育ての悩みについて、相談をお受けしています。子育ての不安や孤立感は一人でかかえずに、ご相談ください。
154	施策の推進	⑥全体について 他区や他自治体の条例では、こどもに関わる施策の推進計画や、推進体制についても記していますが、この素案では権利擁護委員に関する規定しかありません。こどもに関わる施策の推進計画や、推進体制についても明確に記さなければ、ここに示している理念の実現の実効性はありません。 同様に、条例の見直しに関する項目も加え、時代に対応できるものとすべきです。	本条例の推進に向けては、今後、子育て支援計画の中で整理していく予定です。また、条例に基づく施策の進捗や取組状況については、条例案の検討を重ねてきた子ども・子育て会議にて確認・検証を行ってまいります。 また、条例制定後は、社会情勢やこどもを取り巻く環境の変化など必要に応じて、条例の見直しについて適時適切に検討してまいります。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
155	施策の推進	④国立市の条例には「第6章 子どもに関する施策の推進と検証」があり、「（子どもに関する施策の推進）」として「第24条 市長は、子どもにやさしいまちづくりを推進するための計画を策定するものとする。2 前項の計画は、国立市子ども総合計画をもって充てる」とあり、文京区においても子どもにやさしいまちづくりを推進するための計画を策定していただきたい。国立市で策定できて、文京区では策定できない／策定したくない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	本条例の推進に向けて、今後、子育て支援計画の中で整理していく予定です。
156	施策の推進	102 条例が理念条例であったとしても、もう少し踏み込んだ実施体制（特に人員や予算等）を盛り込むべきであり、盛り込まないのであればその理由を示し、区民の理解と納得を得ていただきたい。（例）施行規則として「本条例の実施に必要な人員及び予算を確保する旨を明記し、区は施行後1年以内に実施計画（人員配置・予算見積）等を策定・公表する」――等	条例の推進体制等については、条例に定める考えはありませんが、条例制定後は、区政の様々な場面で、条例に基づいてこどもの権利を守り、こどもの意見を尊重する取組を行うことにより、地域社会全体でこどもの権利を守っていくまちの実現を目指します。
157	施策の推進	（15）条例素案は理念条例に徹しているのかもしれないが、「絵に描いた餅」に終わらせないためにも、行動計画の策定義務を盛り込んでいただきたい。例えば、「区は、こどもの権利の保障を総合的かつ計画的に推進するため、行動計画を策定する」旨を明記していただきたい。その際、計画策定時のこどもの意見反映プロセスを規定するとともに、計画の進捗管理と見直し時期を明記していただきたい。文京区においてこれらが必要がないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	本条例の推進に向けては、今後、子育て支援計画の中で整理していく予定です。
158	権利擁護委員	権利擁護委員（会？）について 委員（会？）のすること・できること（職務責任、権限）を示して、子供や関係者が「相談するインセンティブ」を感じるように制度設計していただくと良いかと。	こどもの権利擁護委員を設置し、相談用のホットラインを開設する際には、こどもの権利擁護員の役割がよくわかるようにお知らせし、こどもやこどもに関係のある人がためらわず気軽に安心して相談できる環境づくりに努めていきます。
159	権利擁護委員	権利擁護委員が3名以内とされているのは少ないように感じましたが、何か理由があるのでしょうか。何人かいいということは特にありませんし、こういった委員の数について詳しくはないのですが、3名より少ないこともありえうということであり、単純に疑問でした。	こどもの権利擁護委員を先行して設置している自治体では、2人から5人程度を置いており、文京区の条例素案では3人以内と規定しています。こどもの権利擁護委員の運営体制については、事業を実施していく中で確認、検討していきます。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
160	権利擁護委員	<p>区内で生まれ育ち、子どもの権利に関連する仕事をしている者です（数年前までは「こども」でした）。条例素案を拝見しました。とても良い条例だと感じています。特に、こどもの権利擁護委員の設置については、大変素晴らしい内容であり、大変評価をしております。要請や調整に関与する先を区に限るのではなく、区民が学び育つ施設など広く対象を設定した点はとても良いと思います。細かな点にはなりますが、以下に、気になった点をいくつか書かせてください。</p> <p>「21 権利擁護委員の要請及び意見の尊重等」のところで、要請を尊重して協力すべきとのが書かれています。国際標準的にも、要請(勧告)には強制力をもたせず、任意とすることが一般的ですが、一方で調査や調整に協力することは義務となっているケースが多いです(韓国の国家人権委員会やアイルランドの子どもオンブズパーソンなど)。権利擁護委員がしっかりと子どもの権利を擁護する職務を果たすためには、その権限と関係機関の協力が不可欠です。そのため、区や区民が学び育つ施設の調査・調整への協力は義務(表現は要検討)とし、要請に応じるかどうかは、努力義務もしくは任意とするのが良いと思います。特に、世界的にみても、日本の子どもの権利擁護委員は、影響力が弱く、認知度も高くありません。とりわけ、首長部局が直接管轄しない学校等におけるいじめや不適切指導、理不尽校則への介入はあまりできていません。そうしたことから、独立して調査のできる権限を付与すべきだと思います。</p> <p>更には、委員の行った要請などについて、個人が特定されない範囲で公表すべきだと考えています。特に行政機関に対する勧告については、可能な範囲で公表することが適当だろうと思います。</p> <p>その他の点は、具体的な運用の部分になると思いますが、区民が学び育つ施設のなかに、私立学校やスポーツ教室、学習塾などの民間の施設もきちんと含まれているのかについては、大変気にしているところです。文京区は教育の街であり、私立学校に通う子どもや、放課後に学習塾に行く子どもが多く住んでいます。そうした、公立学校以外での「学び育つ施設」における権利侵害事案についても、子どもの権利擁護委員がきちんと関与できるように整備してほしいと思います。</p> <p>加えて、学校教員や校長、民間施設の職員、スタッフを対象とした子どもの権利研修もぜひ実施していただきたいです。</p> <p>また、日本の子どもの権利擁護委員はSNSなどを使った子どもへの啓発が不十分と感じています。子ども当事者の意見を聞きながら、Instagramのショート動画などを用いて、積極的に広報していくことで、子ども当事者に存在をリーチすることにつながるのだと思います。アイルランドの子どもオンブズパーソンの発信は大変参考になるとしますので、下記にリンクを添付します。</p> <p>リール動画 https://www.instagram.com/reel/DQdx08iAEEp/?igsh=dWl5sdnVuemdu0Wk5 アカウント https://www.instagram.com/ombudsmanforchildren?igsh=MWl5sdnVuemdu0Wk5</p> <p>この条例が子どもの権利を守るための意味のある条例となることを願っています。また、区で生まれ育った者として協力できることがあれば、ぜひ協力させていただきたいです。長文となり、失礼いたしました。よろしくお願いたします。</p>	<p>条例素案では、こどもの権利擁護委員は、こどもの権利の保障についての必要な調査及び調整を職務とし、権利擁護委員の要請又は意見の表明を受けた区、区民等及び育ち学ぶ施設は、これを尊重し、必要な取組を行うよう努めるものと規定しています。また、権利擁護委員は、独立して職務を行うこととしています。</p> <p>権利擁護委員は、毎年度、職務の実施状況について区長に報告することになっており、報告内容については、個人情報の取扱いに注意しつつ公表する予定です。</p> <p>「育ち学ぶ施設」については、民間事業者が運営する施設も含まれます。</p> <p>条例制定後のこどもの権利の普及啓発については、それぞれの立場や世代に応じて伝わりやすい方法を検討し、実施していきます。</p>

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
161	権利擁護委員	18 (3) 権利擁護委員は「3人以内」とされています。最低人数として「3人以上」ならば分かりますが、上限を設定する理由は何でしょうか？ 「3人以内」では、仮に誤って1人の不適切な人選をしてしまった場合を考えてみると、1人の場合は1人中1人で完全に不適切な人選による判断となり、2人の場合でも2人中1人で半分は不適切な人選による判断、3人の場合ではじめて3人中1人が不適切な人選でも他の2人が適切な判断を下せる様になります。 「3人以上」が必須と考えますが、本案で3人ならば足りるとする根拠は何でしょうか？ また、文京区の児童数は増加傾向にあり、仮に現状3人で足りたとしても将来足りなくなる可能性も有ると考えます。 児童数が増えない場合でも、子ども達の状況によっては同様に3人で足りなくなる可能性も有ると思います。 権利擁護委員は「3人以上」とする様に変更していただきたく、お願いいたします。	こどもの権利擁護委員を先行して設置している自治体では、2人から5人程度を置いており、文京区の条例素案では3人以内と規定しています。こどもの権利擁護委員の運営体制については、事業を実施していく中で確認、検討していきます。
162	権利擁護委員	⑧中野区のように「子どもオンブズマン」の仕組みを盛り込んでいただきたい。中野区では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、こどもの権利の侵害からの救済を図るため、こどもの権利擁護委員を設置することを規定しています。
163	権利擁護委員	④国立市の条例には「第5章権利侵害の相談・救済」として「第23条 子どもは、自分の抱える課題等について、市及び関係機関に相談することができるほか、国立市総合オンブズマン条例（平成28年12月国立市条例第38号）の規定に基づき、国立市子どもの人権オンブズマン（以下この条において「子ども人権オンブズマン」という。）に対し、相談し、又は救済を求めることができる。2 市の機関は、子ども人権オンブズマンに関する周知、子どもが子ども人権オンブズマンに相談しやすい環境の整備その他の子ども人権オンブズマンの取組について相互に連携・協力するよう努めるものとする」と定めており、文京区においてもオンブズマン条例を定め、子どもが子ども人権オンブズマンに相談しやすい環境の整備をしていただきたい。国立市にできて、文京区ではできない／したくない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、こどもの権利の侵害からの救済を図るため、こどもの権利擁護委員を設置することを規定しています。
164	権利擁護委員	65 兵庫県宝塚市のように「宝塚市子どもの権利サポート委員会条例」のようなものを定めていただきたい。文京区において必要ないということであれば、その理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、こどもの権利の侵害からの救済を図るため、こどもの権利擁護委員を設置することを規定しています。
165	権利擁護委員	66 兵庫県川西市の「子どもの人権オンブズパーソン条例」、川崎市の「川崎市人権オンブズパーソン条例」、埼玉県「子どもの権利擁護委員会条例」、国立市の「国立市総合オンブズマン条例」、名古屋市の「子どもの権利擁護委員条例」、江戸川区の「子どもの権利擁護委員設置条例」、小金井市の「小金井市子どもオンブズパーソン設置条例」、日野市の「日野市子どもオンブズパーソン条例」を研究し、文京区においても今回の条例とともに、子どもの権利の救済のための機関の設置に関する条例を制定していただきたい。文京区において必要ないということであれば、その理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、こどもの権利の侵害からの救済を図るため、こどもの権利擁護委員を設置することを規定しています。
166	権利擁護委員	67 富山県射水市の「子どもの権利支援センター条例」や中野区の「子どもの権利擁護推進審議会条例」を研究し、文京区においても今回の条例とともに、子どもの権利の支援や擁護に関する施設や機関の設置について規定する条例を制定していただきたい。文京区において必要ないということであれば、その理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、こどもの権利の侵害からの救済を図るため、こどもの権利擁護委員を設置することを規定しています。 また、条例に基づく施策の進捗や取組状況については、条例案の検討を重ねてきた子ども・子育て会議にて確認・検証を行ってまいります。
167	権利擁護委員	98 条例に「子どもの権利相談室」や「子どもの権利擁護委員」など相談・救済の独立機関の創設規定を盛り込むべきであり、盛り込まないのであればその理由を示し、区民の理解と納得を得ていただきたい。（例）「文京区子どもの権利相談室」（以下「相談室」という。）を設置するものとする。相談室には、法律・福祉・教育・人権に関する有識者をもって構成する「子どもの権利擁護委員」を置き、その運営及び調査権限を付与する。相談室は、被害の把握・一時保護の調整・関係機関への仲介・救済勧告を行い、その運用に関する年次報告を区議会に提出するものとする――等	条例素案では、こどもの権利の侵害からの救済を図るため、こどもの権利擁護委員を設置することを規定しています。
168	権利擁護委員	99 条例に子どもからの相談や苦情を受け付けた際の手続き（受付から措置までの期限・フロー）規定が曖昧であり、相談の必要性に加え、受付方法や対応期限、個人情報保護、匿名相談のルール等についても盛り込むべきであり、盛り込まないのであればその理由を示し、区民の理解と納得を得ていただきたい。（例）相談受付は電話・電子・来所で受け付ける。受付後14日以内に調査方針を示し、60日以内を目標に一次的措置または経過報告を相談者に文書で通知する――等	条例素案では、こどもの権利の侵害からの救済を図るため、こどもの権利擁護委員を設置し、困っている人から相談を受けるホットラインなどの取組を行ってまいります。相談に関しての具体的な手続き等については、今後、検討し、お知らせしてまいります。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
169	権利擁護委員	(1) 条例本文に「子どもの権利救済委員会」や「子どもオンブズパーソン」の設置条項を追加していただきたい。文京区において追加の必要性がないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	条例素案では、こどもの権利の侵害からの救済を図るため、こどもの権利擁護委員を設置することを規定しています。
170	権利擁護委員	(2) 上記(1)に関連し、「調査権限」や「勧告権限」「独立性の担保」を明記していただきたい。	条例素案では、「18 こどもの権利擁護委員の設置」の(2)において、権利擁護委員の職務として調査や関係者への要請、意見の表明について規定しています。また、「19 権利擁護委員の職務の進め方」において、(3)で権利擁護委員は、それぞれ独立してその職務を行うとし、(6)で区は、権利擁護委員の独立性と公正かつ公平に職務を行うことができる環境を確保するために必要な協力及び支援を行うとしています。
171	権利擁護委員	(3) 相談専門員の配置に関しては秘密保持義務を条例本文において規定していただきたい。	条例素案では、「18 こどもの権利擁護委員の設置」の(6)において、権利擁護委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とすることを規定しています。
172	権利擁護委員	(4) 川崎市や兵庫県川西市のように、子どもが直接相談・救済を求められる仕組みを盛り込んでいただきたい。文京区においてその必要性がないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	条例素案では、こどもの権利の侵害からの救済を図るため、こどもの権利擁護委員を設置することを規定しています。
173	権利擁護委員	(20) 条例素案第18条で「権利擁護委員」を区長の附属機関として設置すると定めていますが、区(行政)に関する権利侵害の相談・救済において独立性と中立性を確保するため、川崎市の人権オンブズパーソン制度などを参考にもっと明確な位置づけとし権限を付与していただきたい。例えば権利擁護委員の設置規定を修正し、区長から独立した「区民に対する人権保障機関」として明確に位置づけ、行政の活動に対する不服申し立てや調査を適切に行うための根拠を明確化していただきたい。また権利擁護委員の職務(第18条第2項)に「区の執行機関等に対する必要な勧告及び意見表明」の権限を明記することで、単なる助言や調整に留まらない、実効性のある救済機能を持たせていただきたい。さらに権利擁護委員(または独立した委員会)の職務として「この条例に基づく施策の実施状況について、定期的に検証を行い、その結果を公表すること」を追加していただきたい。条例を単なる努力義務で終わらせず、継続的な改善のPDCAサイクルが生まれるようにしていただきたい。文京区においてこれらが必要がないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	条例素案では、こどもの権利擁護委員を区長から独立して職務を行うものとし、「18 こどもの権利擁護委員の設置」の(2)において、調査や関係者への要請、意見の表明について規定しています。「19 権利擁護委員の職務の進め方」の(5)において、権利擁護委員は、毎年度、その職務の実施状況について区長に報告することを規定しています。報告を受けた内容については、子ども・子育て会議にて確認し、区から公表する予定です。
174	権利擁護委員	【18 こどもの権利擁護委員の設置 (3)】について 制定された条例に基づき子どもの権利が守られているか、そのためにこどもの権利についての普及啓発がどの程度進められているか等をモニターする役割として「こどもの権利擁護委員」が設置されることに賛同します。しかし、この項に示された「人格が高潔で社会的信望があり、こどもの権利に関して優れた識見を有する者」とは誰なのか、また、「3名以内」の特定の属性の人たちだけで条例案に示されたこどもの権利擁護委員の役割を果たすことができるのか、について疑問が残ります。 <意見> ・こどもの権利擁護委員の構成者に多様な属性の人たちが含まれることを求めます。また、構成者の中に、当事者である子どもも含めてほしいです。 ・日常で子どもに直接かかわる人だけでなく、そうでない人も、こどもの権利について知り役割を果たすことが「子どもまんなか」な文京区をつくるためには大切です。その意味で、広く区民から委員を募る、または、いっそ裁判員のように抽選で区民から委員を選ぶくらのことがあってもよいのではと考えます。 以上、ご検討ください。	こどもの権利擁護委員は、権利侵害からの救済を図るため、相談を受けたり、助言や支援、調査や調整、関係者への要請や意見の表明を行うものであり、先行自治体では、弁護士や心理士等に委嘱しています。子どもを委員にしたり、公募、抽選により委員を選定する考えはございません。
175	権利擁護委員	⑤「18 こどもの権利擁護委員の設置」以下 (仮称)文京区こどもの権利に関する条例の中に「こどもの権利擁護委員に関する規定」が唐突に記されていることに違和感があります。条例においては、条例全体の構成を明確にし、章立てを行い、他の条文と同等に取り扱うように表現すべきと考えます。(世田谷区など早い段階から子ども施策に取り組んでいる自治体などを参考にしたいです。)	こどもの権利擁護委員は、こどもの権利侵害からの救済というこどもの権利を守っていく上で重要な役割を担うものであることから、この条例素案の中で規定しています。条文の構成については、条文作成上のルールに基づいて整理いたします。
176	権利擁護委員	18子どもの権利擁護委員の設置 受益(報酬)付き名誉職になる可能性が大変大きい。 臨床心理士など有資格者を活用し、今の制度の中で活動レベルを上げていけば十分対応できるし、新たに作る組織は予算の配分先になるだけの公算が大。	条例素案では、こどもの権利の侵害からの適切かつ速やかな救済を図るため、区長の附属機関として、こどもの権利擁護委員を設置します。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
177	権利擁護委員	・子どもの権利擁護委員の設置のところに、子どもの「回復」についても明文化してほしい	こどもの権利擁護委員は、こどもの権利侵害からの適切かつ速やかな救済を図ることを目的として設置され、権利侵害からの救済には、権利侵害の状態がなくなり、こどもの権利が守られた状態が回復することも含まれます。
178	その他 (施策の確認検証)	㊸国立市の条例には「(子どもの権利に関する検証)第25条 市は、この条例に基づき、市内において子どもの権利が保障されているかどうかについて、子どもを始め市民の意見を聴いて検証するものとする」が盛り込まれており、文京区でも盛り込んでいただきたい。国立市で盛り込めて、文京区では盛り込めない／盛り込みたくない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例に基づく施策の進捗や取組状況については、条例案の検討を重ねてきた子ども・子育て会議にて確認・検証を行ってまいります。
179	その他 (施策の確認検証)	100 条例に「こどもの権利影響評価(Child Rights Impact Assessment/CRIA)」の条項を盛り込むべきであり、盛り込まないのであればその理由を示し、区民の理解と納得を得ていただきたい。(例)「こどもの権利影響評価」の条項として例えば、「区は、条例に関わる重要な施策立案の段階で、当該施策がこどもの権利に与える影響を評価する手続(こどもの権利影響評価)を実施し、その結果を公表するものとする」――等	条例に基づく施策の進捗や取組状況については、条例案の検討を重ねてきた子ども・子育て会議にて確認・検証を行ってまいります。
180	その他 (施策の確認検証)	101 条例にモニタリング及び施策の評価・公開義務の規定(第三者評価や年次報告、定例的KPI等)を明確な形で盛り込むべきであり、盛り込まないのであればその理由を示し、区民の理解と納得を得ていただきたい。(例)区長の責務として、「区長は毎年、子どもの権利の状況について年次報告を作成・公表し、主要指標(教育出席率・相談件数・一時保護数・外国籍児童の就学率等)を掲載する」「3年ごとに外部有識者による第三者評価を実施する」――等	条例に基づく施策の進捗や取組状況については、条例案の検討を重ねてきた子ども・子育て会議にて確認・検証を行ってまいります。
181	その他 (施策の確認検証)	(14) 条例素案では、条例の実効性を担保する検証システムが不明確であり、例えば「子どもの権利委員会」を設置し定期的な検証と報告を義務付けることや、子どもモニター制度の導入を規定し、検証結果の公表義務を明記したり、区長への勧告権を付与したりしていただきたい。文京区においてこれらが必要がないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	条例に基づく施策の進捗や取組状況については、条例案の検討を重ねてきた子ども・子育て会議にて確認・検証を行ってまいります。
182	その他 (条例の見直し)	・今後の条例の見直しについても、どのようにするのが望ましいか入れて欲しい	条例制定後は、社会情勢や子どもを取り巻く環境の変化など必要に応じて、条例の見直しについて適時適切に検討してまいります。
183	その他 (条例の見直し)	110 定期的な見直し規定を追加していただきたい。例えば「本条例は、社会情勢の変化等を踏まえ、定期的にその内容を見直し、必要な改正を行うこと」	条例制定後は、社会情勢や子どもを取り巻く環境の変化など必要に応じて、条例の見直しについて適時適切に検討してまいります。
184	その他 (学校教育)	倫理を育む教育について 「鉄は熱いうちに打て」と言う古来より語り継がれている言葉。日々、感じる社会に於て、現代人は特に乗り物に乗っている年輩の人が自分の前に来ても、全く気にも止めず、ひたすらスマホとニラメッコしている若者の何んと多いことか！気使いの出来ない社会になってしまったのは嘆かわしいばかりです。 つまる処、大人の責任ではないでしょうか！教育者がもっと繰返し、子供達に常識を論しdiscussionさせて立派な大人になる様御指導下さい	本区では、こどもの権利を尊重し、その健やかな成長を保障することが重要であると認識しております。 引き続き、学校教育において、特別の教科道徳や生活指導を含め、「思いやり」「公共心」「規範意識」を指導してまいります。 また、子どもたちが社会の一員として他者を尊重できるように、家庭・地域とも連携してまいります。
185	その他 (学校教育)	3. 差別のない環境づくりと教育の強化 外国籍の子どもが増える中で、学校現場では「中国人キライ」といった差別的な発言が聞かれることもあると、娘から聞きました。これは子ども自身の意志というより、家庭やSNSの影響が大きいと感じます。理念1「どんな理由でも差別されない」を実現するには、学校での人権教育をより具体的かつ継続的に行う必要があります。	人権教育につきましては、東京都教育委員会発行の「人権教育プログラム」の中で、人権課題の1つに「外国人」と明記されており、今後も一人ひとりの人権に配慮した教育活動が行われるようにしてまいります。
186	その他 (学校教育)	このたびの「子どもの権利条約(案)」の策定にあたり、子ども自身が主体的に関わったこと、そしてその声の前文や理念に反映されている点に深く感銘を受けました。子どもが自らの権利を語り、社会に働きかける姿勢を育む取り組みとして、非常に意義深いものだと感じます。 一方で、以下の点についてさらなる検討と具体的な施策の充実をお願いしたく、意見を提出いたします。 1. 子どもの権利意識と不登校率のギャップについて アンケートでは9割以上の子どもが「権利が大切にされている」と回答している一方、文京区は23区内で最も不登校率が高いと聞いています。このギャップの背景には、進学競争や習い事の過密化、家庭の教育方針などがあるのではないのでしょうか。中学受験率が9割に達する現状は、真の多様性を認める社会とは言い難く、子どもが自分らしく生きる選択肢を狭めている可能性があります。 義務教育期間においては、思い切って「成績をつけない教育」を導入することも検討していただきたいです。他自治体での実績もあり、失敗を恐れず挑戦する力を育む土壌となると考えます。また、親世代への啓発も重要です。子どもの多様性を認める価値観を広めるための講座や広報活動をぜひ強化してください。	不登校児童・生徒について把握した事実として、小・中学校ともに、登校の意思はあるが、漠然とした不安や気持ちの落ち込みにより登校しない(できない)ことに関する「不安・抑うつ相談」が最も多く、不登校の要因や背景はより多様化・複雑化しているため、学校・家庭・関係機関が連携し、早期かつ的確な把握と一人ひとりの児童・生徒に寄り添った対応をしております。 また、義務教育における成績や評価の在り方は、学習指導要領に基づき、児童・生徒の学びを適切に把握し、指導改善に生かすことを目的としており、児童・生徒、保護者等にも周知してまいります。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
187	その他 (学校教育)	<p>5. 権利教育の具体化と制度理解の促進 条約に記載された権利は抽象的であり、子どもが自分の権利を実感し、活用するには具体的な制度の理解が必要です。たとえば「健康的な生活をする権利」があるならば、生活保護制度の仕組みや、困ったときに頼れる支援機関について学ぶ機会を増やすことが重要です。学校教育や地域の学習機会を通じて、権利の実践力を育てていただきたいです。</p> <p>子どもたちが安心して自分らしく生きられる文京区の実現を心より願っております。今後の条例策定と施策の充実に期待しております。 以上</p>	<p>条例素案では、「16 こどもの権利に関する普及啓発」において、区は、こどもの権利について、こども、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設に対して、周知し、又は学習の機会を設ける等の取組により、普及啓発を行うものとしており、必要な取組を適切に実施してまいります。</p> <p>また、学校教育では、特別の教科道徳や社会科の授業等において、子どもたちの人権や権利等について学んでおります。引き続き、教育の継続をしていくとともに、本条例についても担当課と連携してまいります。</p>
188	その他 (教職員の意見)	<p>条例案は大変素晴らしい文案だと思います。 この内容を『実践』するために「何が足りないか?」「何が必要か?」を現場の皆さんに聞いて欲しい。特に幼保の先生方、小中学校の先生方が普段、何に悩み課題を抱えているかを丁寧に聞き取って解決を探って欲しいです。 理念は立派でも、実際は「本音と建前」の中で小さな(特に弱い立場にいる側の)声がかき消されているように感じます。 子どもは大人の「本音」を注意深く観察しています。「どうせこれは建前」と思われぬよう大人がきちんと本音で問題に向き合いたいものです。 こどもの権利の向こう側に、日々子ども達に接している幼保小中の先生方がいます。 学校等の先生方は日々様々なタスクで多忙を極めています。ハラスメントに近いような要求をされる保護者もよく見かけます。 教員も生身の人間で万能ではありません。家に帰れば普通のお母さん、お父さんだったり、まだ駆け出しの先生だったりします。 日々子ども達と接する教員が、保護者からの過剰な要求を受けて疲弊しないよう、教員の権利を守る手立てが必要です。 教員がストレスなく充実できていることが、子ども達の幸せ(権利が守られること)に繋がります。 他方、保護者も日々膨大な「教育産業の情報」に晒されており、早期教育を煽られ、常に不安の中にいます。 そのことが、こどもへの圧力となり、こどもを追い詰めている側面があるのは否めません。 教育産業が掲げる早期教育が必ずしも有用でないことを、正しいデータなど示しながら繰り返し保護者を安心させる必要があります。 言うまでもなく、こどもの最も身近にいるのが「保護者」です。 保護者が「こどものため」と思ってしていること(しつけや早期教育や中学受験など)が「教育虐待」にならないよう、 地域や幼保小中と連携して保護者をサポートする体制が必要と思います。 こどもは大人を映す鏡。大人たち(自分たち)の不安は何か?本音で吐き出し共有して、まずは大人が幸せになること。 これがこどもの権利を守る一番の近道だと思います。みんなで力を合わせていきたいです。</p>	<p>条例素案は、こどもの権利に関する区の基本的な考え方を示しております。今後も、保護者への支援や学校など育ち学ぶ施設との協力・連携などの条例に基づいた取組により、地域社会全体でこどもの権利を守っていくまちの実現を目指します。</p>
189	その他 (学校の役割)	<p>108 学校現場の具体的役割(学校司書・教材・研修)について数値目標がないので、「区は、〇〇年までに全区立小中学校で定期的にこどもの権利教育を行う体制を整備し、学校司書の配置率を〇%まで引き上げる」といった学校司書の配置や教職員研修頻度等の目標を定めた条項を設けていただきたい。</p>	<p>こどもの権利に関する条例において規定する内容ではないと考えます。</p>
190	その他 (区報特集号)	<p>10/20付区報4面左上のイラストについて こどもの権利に関する条例の制定には賛同しますが、区報第4面左上の「みんなで協力して…」のスローガンの下のイラストを見て驚き、怒りさえ感じます。ここに描かれているのは保護者、区民(2人共)、施設職員の全員が女性?!一体どういうことなのでしょう?子どもに関わるのは女だけという意識が底流にあるのでしょうか?しかも区の職員だけがネクタイを締めた男性とは!!文京区もジェンダー平等を掲げているのではないですか?この全く時代錯誤なイラストに強く抗議するとともに区役所の関係者のお考えを伺いたいと思います。</p>	<p>文京区では、文京区男女平等参画推進条例に基づき、性別による固定的な役割分担の意識に捉われない社会の実現を進めており、子育てに関しても、性別に関わりなく携わっていくものと認識しております。 今後は、誤解を招かないよう、適切な表現による情報発信に努めてまいります。</p>

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
191	その他 (離婚後のこども面会)	離婚後の子供面会について 共同親権制度が無い日本では親権を持った片親が子供を洗脳して会わせないようにすることがまま起きている。 そのようなことが起きないように子供の離婚後も両親に会う権利があることを広めて頂きたい。	令和6年5月に成立した民法等改正法では離婚後の親権、親子交流（面会交流）等に関するルールを見直しています。 それを受けて、区でも、離婚後の父母が適切な形でこどもの養育に関わり、その責務を果たすことはこどもの最善の利益を守るために重要と考えております。引き続き、区が行っている親子交流に関する支援事業や共同親権等について、HP等を活用した周知に努めてまいります。
192	その他 (保育園の外遊び) (地域子育て支援拠点)	娘が●●小規模保育園に通っているのですが、天気がいいのにお散歩に行かない日が多いように思います。1歳半検診などで、外遊びはしているかなど設問があるにもかかわらず、雨の日以外は積極的に外遊びを実施してほしい。 上の子、下の子ともに子育て広場まちづらを利用しています。スタッフのかたがたはとても親切で子育て、育児のアドバイスをたくさんしていただけます。ママ友もたくさんできて、子育てがとても楽しくなりました。 このような施設が近所にあるととても嬉しいです。 また、休日開催を最近月1回していただき、休日ワンオペの育児が楽になりました。	小規模保育事業所においては、園庭がない施設が多く、散歩が重要であることは区としても認識しております。各保育施設には、散歩等の際にはこどもの安全を最優先に考え、必要な人員の配置、事前のルート確認、また不測の事態に備えた緊急時の体制確保など、細心の注意を払って実施するよう求めています。 安全確保体制を強化するため、区では「保育体制強化事業」を実施し、本事業により配置された保育補助者が、散歩時の付き添いを行うなど、安全な外遊びの実施に寄与しております。 また、区立保育園園長経験者等による巡回において、散歩中の職員の動きや緊急時の体制の確保等について助言を行い、各施設の散歩の実施について引き続き支援してまいります。 地域子育て支援拠点のこそだて応援まちづらをご利用いただき誠にありがとうございます。今後とも、よりよい施設運営に努めてまいります。
193	その他 (温暖化対策)	2. 温暖化と子どもの未来への影響 「自分の未来を自分で決める」権利を保障するには、気候変動による生活環境の悪化にも目を向ける必要があります。特に夏場の厳しい暑さは、子どもの健康や活動に大きな制約を与えています。未来世代の権利を守るためにも、区として温暖化対策により積極的に取り組んでいただきたいです。	ご指摘のとおり、気候変動による夏場の猛暑は子どもたちの健康や活動に大きな制約をもたらしており、未来世代の権利を守る観点からも温暖化対策は急務となっております。文京区では、2025年3月に見直した「文京区地球温暖化対策地域推進計画」において、小中学校等での熱中症対策やミストシャワーの設置、日傘利用の推奨など、子どもたちが安全に外遊びできる環境整備や熱中症対策の強化を気候変動適応策として位置づけ、積極的に進めることとしております。今後とも、子どもたちが自分の未来を自分で決められる環境を守るため、区民の皆様のご意見を伺いながら、温暖化対策により一層力を入れてまいります。
194	その他 (文の京こども月間)	①世田谷区のような「文京区子どもの権利擁護の日」といったものを定め、条例に盛り込んでいただきたい。世田谷区では定めて、文京区では定めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	区では、毎年9月から11月を文の京こども月間として、こどもの権利に関する啓発活動を行っております。
195	その他 (こども憲章)	58 岐阜県本巣市は条例で、「全てこどもが議論しながらつくり上げた願いを『本巣市こども憲章』として定め、これを基本理念として、全てのこどもが幸せに生きる主体者となるためにこの条例を制定します」と記載しており、文京区でも「文の京」こども憲章を設けていただきたい。本巣市ではできて、文京区ではできない／したくない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	本巣市では、主に具体的なこどもの権利の項目の部分で、こどもの権利条例とは別に本巣市こども憲章として定めています。区ではこのような構成をとる考えはございません。
196	その他 (こどもまんなか社会)	63 北海道石狩市は条例で「こどもまんなかまちづくり」の考えを表明し、岡山市や埼玉県鴻巣市も条例で「こどもまんなか社会」を明記していますが、文京区では条例において「こども」が「まんなか」に居ない理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	文京区こどもの権利に関する条例の制定をはじめとする文京区の子どもの権利擁護の取組は、こども家庭庁の掲げる「こどもまんなか社会」を踏まえております。
197	その他 (配慮が必要なこどもや家庭)	③国立市は条例に「(配慮が必要な子ども・家庭への支援)第18条 市は、特に配慮が必要な子どもの把握に努めるとともに、その存在を確認した場合は、当該子どもとその家庭の状況を把握し、関係機関と連携・協力して適切な支援をしなければならない」を盛り込んでおり、文京区においても盛り込んでいただきたい。国立市では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案は、こどもの権利に関する区の基本的な考え方を示しております。区では、条例の趣旨を踏まえ、配慮が必要なこどもや家庭への支援について、必要な取組を適切に実施してまいります。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
198	その他 (危険な環境等からの保護)	㊸国立市は条例に「(危険な環境等からの保護)第22条 市及び市民等は、子どもが家庭や地域社会の中で健やかに育つことができるよう、子どもの成長や発達に影響を及ぼす公害、子どもの日常生活において著しく事故や事件につながるおそれがある環境、子どもの人格形成に有害であると法律等で認められている情報等(以下この条において「危険な環境等」という。)から子どもを守るとともに、子どもたちが自ら危険な環境等から身を守るために必要な情報の提供に努めるものとする」と定めており、文京区においても子どもにとっての「危険な環境等」の具体的な記載、さらには「情報の提供に努める」という情報提供の努力義務を盛り込んでいただきたい。国立市では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案は、こどもの権利に関する区の基本的な考え方を示しております。区では、条例の趣旨を踏まえ、危険な環境等から子どもを守ること等について、必要な取組を適切に実施してまいります。
199	その他 (ヤングケアラー)	85 山梨県の条例には「この条例において「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定される家事、家族の世話を日常的に行っている子どもをいいます」という言葉の定義を盛り込んでおり、文京区でもヤングケアラーの存在がある以上、この言葉を避けることなく盛り込んでいただきたい。文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案は、こどもの権利に関する区の基本的な考え方を示しております。区では、条例の趣旨を踏まえ、ヤングケアラーへの支援について、必要な取組を適切に実施してまいります。
200	その他 (個別の支援)	(18) 条例素案は特別な配慮を要する子どもへの支援が不十分であり、山梨市や岡山市のようにヤングケアラーへの支援規定を盛り込んでいただきたい。また、障害のある子ども、外国にルーツを持つ子どもなど個別の必要に応じた支援をもっと踏み込んだ形で具体的に規定していただきたい。文京区においてこれらが必要がないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	条例素案は、こどもの権利に関する区の基本的な考え方を示しております。区では、条例の趣旨を踏まえ、ヤングケアラーや障害のある子ども、外国にルーツのある子どもなどへの支援について、必要な取組を適切に実施してまいります。
201	その他 (社会的擁護下のこども)	(26) 施設・里親等のケアを受けるこどもの権利家族として、過ごす権利とは別に「施設、里親等によるケアを受けるこどもが、安全で質の高い養育環境と、自己の意見が尊重される環境を保障されること」を明記し、行政が責任を持つ「社会的養護」下にあるこどもの権利保障を強調していただきたい。文京区においてこれらが必要がないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	条例素案は、こどもの権利に関する区の基本的な考え方を示しております。区では、条例の趣旨を踏まえ、社会的擁護におけるこどもの権利の保障について、必要な取組を適切に実施してまいります。
202	その他 (児童安全基準の明文化)	105 ボランティアや職員の研修と身元確認(児童安全基準)の明文化がないため、「区及び区と協働する団体は、子どもに接する者に対して定期的な安全研修及び必要な身元確認(身分証明、犯罪歴照会等)を行うものとする」といった条項を設けていただきたい。	こどもの権利に関する条例において規定する内容ではないと考えます。
203	その他 (個人情報取扱規定)	106 子どもの個人情報保護・調査データの取扱い規定が曖昧で緩いため、「相談・調査で得た子どもの個人情報は最小限にとどめ、保管・共有は法令に基づき厳格に管理し、匿名化・利用目的を限定する」といった子どもの安全確保とプライバシー保護の両立させる条項を設けていただきたい。	こどもの権利に関する条例において規定する内容ではないと考えます。
204	その他 (一時保護)	107 児童相談所等との連携ルールや一時保護先確保に関する条文が欠如しているため、「区は、児童相談所、警察、医療機関、在外公館等と連携した緊急保護フローを定め、緊急時における一時保護先及び通訳等の手配を確保する」といった「緊急時の保護フロー」や「関係機関との役割分担」を明確にする条項を設けていただきたい。	こどもの権利に関する条例において規定する内容ではないと考えます。
205	その他 (マナー)	権利にまつわる事は充分だった。が、について 「権利と同時に責任がある」という教えが不足している。 ①最近の若い諸たちには、社会に於ける道徳が不足している。学校でも教えない。明治以前の老しゅうとしゅうとめと一緒にメシを喰うことがないから、教わることがないのだ。 <例ば>11月下旬の4時スギ~5時ごろ、歩道を小学生が5~6人バタバタ走ってくる。「コラ!走るな、ここは歩道だ」と止めた。が、すぐ小生のあとを自転車に乗った若いママが「オイチニ、オイチニ」とあおっていた。 「コラッ、自転車を降りなさい、暗くなったら走らないのよ」と教えるのが扱だろうが?...	こどもの権利は、こどもが生まれたときから持っている権利です。また、社会生活におけるルールやマナーについても、日常生活を営む中で身に着けていくことが大切であると認識しています。

※ 個人を識別できる情報及び特定の個人や法人の利益を損ねる情報は、「●●」と記載しています。

こどもからのご意見等と区の考え（168件）

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の考え
1	こどもの権利	<p>自分たちに権利があることを知る権利や自分たちがあるべき環境を知る権利とともに、知る時期を選ぶ権利があっても良いと思います。私自身、小学校で配布されたチラシによって虐待というものがあることを知りました。私の両親は厳しいほうで、叱られたときに叩かれたり、家の外に出されたり、子供に言うべきではないような暴言を吐かれたりしていましたが、今でもたまにそのようなことがあります。虐待という言葉を知るまでは、まわりも同じだと思っていたのでそこまで辛くありませんでしたが、自分の家庭が異常なのだと知ってからは辛いと感じるようになってしまいました。また、自殺防止というチラシから自殺という選択肢を知ってしまいました。そういう選択肢もあるのだと、死ぬことを試みたこともあります。知らないほうが良かったと何度も感じました。せめてもう少し大きくなってから、例えば小学5～6年生くらいになってから知りたかったと思いました。さらに、習い事や美味しいごはん、旅行などたくさんを自由にさせてもらえる恵まれた環境で、ただ強く叱られるだけで辛いと思ってしまう自分が嫌いになってしまいました。まだ年齢が1けたの子供が、友人関係で手いっぱいの子供が、自分の家庭環境は異常だと突きつけられるのは、あまりに酷だと思います。確かに、子供側が知っていることで助けを求められる可能性が高まるかもしれませんが、でも、まだ小学校低学年くらいの私が、大人にSOSをと言われても、普段は優しい両親と引き離されるとしか感じませんでした。むしろ、「自分の親がおかしい、あなたは守られるべき」や、「自殺する子供を守る」というチラシを見て、今まで辛くなかったことが余計に辛くなっただけでした。また、児童相談所や警察に仮に相談しに行った際、どのように事が進むのかがよく分かりません。よく分からないものには触れたくないものです。すぐに引き離されて二度と会えなくなるのではないかと、どんなことでも書いてあるとはいえ「軽いことで…」と迷惑に思われてしまうのではないかと、杞憂ではあるのですが、それでも心配になってしまい、結局相談できませんでした。今も辛くなる時はありますが、好きなアーティストさんを見たり、同じような関係の友達と愚痴り合ったりしつつ、頑張っけて乗り切っています。今回の条例の素案とは少し関係がなかったかもしれませんが、これを読んで感じたことなので書かせていただきました。長文失礼しました。ここまで読んでくださってありがとうございます。</p>	<p>今まで辛かった気持ちを勇気を持って伝えてくれてありがとうございます。自分の持つ権利を知ることが、自分の置かれている状況を知り、改善するための第1歩になります。</p> <p>子ども家庭支援センターには「子ども応援サポート室」という子どもからのご相談をお受けする窓口があります。辛い時には不安や悩みを一人でかかえずに、いつでも相談してください。どんなことでもお話を聞いて、一緒に解決する方法を考えていきたいと思っています。また、ご意見をいただいて、今後の周知・啓発をわかりやすくしていきたいと思っています。</p>

2	こどもの意見表明と参加	<p>動画も文章もわかりやすくまとめられていると思いました。私が思ったことは次の通りです。 今の子どもたちが置かれている環境では 1. 子どもの意見を大切にされていない 2. 個性が認められていない 3. 自分らしく育つことができていない と思います。今回の条例で、このような問題が解決されるといいと思います。</p> <p>でも、私はもっと前の段階から考えていくべきだと思います。 そもそも、子どもの「自分の意見」そのものが大人によって奪われていることが多いのに なぜその部分の対策をしていないのでしょうか。</p> <p>教育によって子どもたちの「考える力」はすでに奪われていて、教師や大人にとって 都合の良い、好ましい意見や考え方ができなくなっているのです。 子どもたち本人は気づいておらず、大人たちに褒められたり誘導されたりして 無意識にそうしているのだと思います。 そうして大人になった子どもたちは、次の世代にも同じことをするでしょう。 そうして、同じような人間ばかりが増えていくことになります。 でも「観賞用の魚が環境のよい水槽の外で生きることができない」のです。 これから日本や世界には、私たちが過去に経験したことのない問題や危機がやってくるでしょう。 その時に、自分たちの意見を持ち、自由な発想で考えられる人間がいなければ 乗り越えられることはできないと思います。 私は、日本の将来に希望を感じることができません。</p> <p>今回のプロジェクトに小学生が入っていないのは、なぜですか？ このプロジェクトがすでに、一部の子どもの権利を認めていないと思います。</p> <p>読んでいただいてありがとうございました。</p>	<p>こどもが自分に関係のある事柄について自由に意見を言うことができ、それが尊重されることは、こどもの成長にとって欠かせない、とても大切な事です。条例素案では、区がこどもが意見を言える機会の確保に努めたり、意見を言うのに必要な情報を得ることができるように努めることを規定しています。</p> <p>条例素案の作成においては、WEBによる2回の意識調査を行い、のべ4,868人の小学生から回答をいただきました。意識調査の実施に当たっては、こどもたち一人一人にお知らせのハガキを送るとともに、区立小中学校で貸与しているタブレットからも回答ができるようにしました。</p> <p>また、児童館などで、小学生から直接意見を聞く取組みも行いました。</p>
3	こどもの意見表明と参加 虐待、体罰、いじめ等の権利侵害の 防止	もう少し簡単に文京区に意見を言える環境を整えてほしい 実際に差別などにどのように対策をするのかという具体案がない	<p>条例制定後は、区政の様々な場面で、条例に基づいてこどもの権利を守り、こどもの意見を尊重する取組を行うことにより、地域社会全体でこどもの権利を守っていくまちの実現を目指します。</p> <p>条例素案では、虐待、体罰、いじめ等の権利侵害の防止について定めています。また、権利侵害を受けているこどもを助けるために新たに「こどもの権利擁護委員」をつくり、困っている人から相談を受けるホットラインなどの取組を行っていきます。</p>
4	こどもの居場所づくり	条例はとてもいいと思いました。ただ、小学校をもう少し広くしてほしいと思いました。校庭で遊べる時間が週に九回ある休み時間のうち三回しかないからです。	<p>学校のために役立てることができる土地を買ったり借りたりできそうなどときには、その土地を持っている方と相談しています。</p> <p>これからも、みなさんの学校生活がもっとよくなるように、区立学校のまわりについての情報を集めていきます。</p>
5	安心して相談できる環境づくり	全部必要だと思いました。ですが 安心して相談できる、とゆう環境は人それぞれなので気軽に相談の書き込みをできるホームページを作ったらいいと思いました。	<p>子ども家庭支援センターには「子ども応援サポート室」という子どもからの相談をお受けする窓口があります。窓口・電話、またはホームページから相談フォームに入力して相談ができます。一人でかかえずに、いつでも相談してください。どんなことでもお話を聞いて、一緒に解決する方法を考えていきたいと思っています。</p>

6	安心して相談できる環境づくり	何か悩み例えばいじめを受けている子供が相談できる場所を作ってもそこに行けない子供がいる場合はどうするのか知りたいです。	子ども家庭支援センターには「子ども応援サポート室」という子どもからのご相談をお受けする窓口があります。窓口・電話、またはホームページから相談フォームに入力して相談ができます。一人でかかえずに、いつでも相談してください。どんなことでもお話を聞いて、一緒に解決する方法を考えていきたいと思います。 また、区では、18歳までの方が来所せずに相談できる、「電話教育相談」と「いじめ電話相談」を実施しています。いずれも24時間・年中無休で受け付けており、秘密厳守で悩み事の相談を行っていますので、お気軽にご相談ください。 (電話教育相談・Tel03-5800-2595/いじめ電話相談・Tel03-5800-2596)
7	虐待、体罰、いじめ等の権利侵害の防止	今私の通っている小学校では、先生が理不尽に説教をするということが多数あります。これは自分が注意されて理不尽だと思い込んでいるわけではなく、自分が人に説教している先生方を見て理不尽だと思ったの間違っていると思います。そのような場面が生じたときに生徒たちにも理不尽な場合は理不尽だといってもいいと思いますが、私の学校の先生方はそのような反論をさせたくないような空気をつくっています。もし反論をすると先生反論をすると、自分何かしましたというような顔で「これはあなたのために言っています」「あなたを心配しているのです」ときれいごとを言ってきます。しかし私はどうして心配しているようには思えないのです。普通に考えてみれば心配しているのに怒鳴り上げ、挙句には生徒を泣かせるような心配はもはやパワハラといってもいいほどです。そこでこの仮称を見て、私の学校の先生方たちえどのような対応をすればいいのかわかるかなと思いました。	こどもの権利について、教職員も理解を深め、子どもたちが安心して過ごせるよう努めます。 担任の先生以外に、相談できる校長先生や養護教諭、カウンセラーに相談することや端末内の相談窓口リンクも活用できます。
8	虐待、体罰、いじめ等の権利侵害の防止	大人は子供を叩いてはいけない	条例の素案では、「14 虐待、体罰、いじめ等の権利侵害の防止」で「誰であっても、子どもに対して虐待、体罰、いじめ等の権利侵害を行ってはなりません」と定めています。 こどもの権利について、こどもも大人もみんなが正しく知って、一緒に守っていきましょう。
9	虐待、体罰、いじめ等の権利侵害の防止	色々な条例があったけど子供の意見を尊重するならもっといじめにフォーカスを充てるべきだと思う	条例素案では、虐待、体罰、いじめ等の権利侵害の防止について定めています。また、権利侵害を受けているこどもを助けるために新たに「こどもの権利擁護委員」をつくり、困っている人から相談を受けるホットラインなどの取組を行っていきます。
10	虐待、体罰、いじめ等の権利侵害の防止	僕のクラスの担任の先生は平気で暴力をふるうことが多いです例えば首を絞める服を引っ張るける足を踏む殴るなどです。もっと感情的にならず話してほしい	担任が子どもに暴力をふるうことはあってはならないことです。すぐに担任の先生以外の先生や大人に相談するか、タブレット端末にある相談窓口の連絡先に連絡してください。
11	普及啓発	守られていないことがたまにあるから、大人や子供などの他の人にも知ってほしいし、子供はみんな子供の権利や言論の自由があるから、それを大切にしたい。	条例をつくった後も、大人、こどもそれぞれにとって伝わりやすいやり方でこどもの権利についてお知らせしていきます。こどもの権利について、こどもも大人もみんなが正しく知って、一緒に守っていきましょう。
12	普及啓発	子供に正しい知識が提供されるよい環境を作ってほしいと思う。またその根拠や理由が45分以下でしっかりとわかる環境を作ってほしいです。体育や家庭科などは楽しんだり知るだけでなく生徒が深く探求できるようにしてほしい。知ることも大事だけど実体験が最も知ったり感じたりできるから、その実体験の機会をさらに作ってほしい。子供が知るのは、楽しいと思えるように月に一度イベント?みたいなものを開催してほしいと思う。	区は、こどもの権利について、お知らせしたり、学習する機会をつくって、こどもも大人もみんなが理解を深められるように取り組んでいきます。 また、学校の勉強は知識を獲得するだけではなく、知識を活用することも大事です。今後も、知識を活用できるよう、日々の授業だけではなく、学校行事でも行っていけるようにしていきます。

13	普及啓発 権利擁護委員	すべての子供が幸せに安全に過ごせる仕組みが整っているなど思ったけれど、ホットラインは、スマートフォンや電話を触らせてもらえる環境にないと利用ができないから、学校の中や、すぐ近いところ（文京区各地に）相談できる施設、場所が整っているともっと安心して楽しく子供が過ごすことができると思います。また、これが制定されて本当にこの条例を守るのかといえば、守らない人、意識して動かない人がたくさんいると思うので、そこも一つの懸念事項であると思います。そして、大人は約8割が知っているとは回答していたけれど、その残された約2割の人々などにどう知ってもらうかが大事な問題であり、解決すべきことであると思います。	条例素案では、権利侵害を受けている子どもを助けるために新たに「子どもの権利擁護委員」をつくり、困っている人から相談を受けるホットラインなどの取組を行っていきます。区立小中学校で貸与しているタブレットからも相談ができるようにしていきます。 また、子どもの権利について、お知らせしたり、学習する機会をつくって、子どもも大人もみんなが理解を深められるように取り組んでいきます。
14	権利擁護委員	単純に良いと思いました。 しかし文京区子どもの権利擁護委員が子どもの権利を守られているのはどうやってわかるのか、また迅速に対応出来るのか、対応したとして子どもの望ましい結果になるのかが問われると思います。	子どもの権利擁護委員の活動内容については、毎年度、区が報告を受け、区民の皆さんに公表する予定です。子どもや子どもに関係のある人がためらわず気軽に安心して相談できる環境づくりに努めていきます。
15	施策の推進	せっかくこんなに良い条例を考えていただいたなら、ただの言葉だけで終わらせずに実際に行動した方が良いと思う。 学校に教育委員会の方が抜き打ちチェックするなどした方が良いと思う。	全てのこどもの権利が守られるように、区、保護者、学校などの施設や区民の方など、みんなで協力して、地域社会全体で取り組んでいきます。 また、教育委員会は、学校の様子を見るために必要に応じて訪問しています。
16	その他 (児童手当)	毎月子供がいる家庭に子供一人につき5000円を寄付する	0歳から18歳までの子どもがいる家庭には、子ども一人につき、毎月10,000円(0歳から2歳までは、15,000円)がもらえる児童手当という制度があります。きょうだい3人以上になると、3人目からは毎月30,000円もらえます。
17	その他 (児童手当)	子供がいる家庭に毎月子供1人×5000円を寄付する	0歳から18歳までの子どもがいる家庭には、子ども一人につき、毎月10,000円(0歳から2歳までは、15,000円)がもらえる児童手当という制度があります。きょうだい3人以上になると、3人目からは毎月30,000円もらえます。

その他感想など

感想など

1	あまりよく分からなかったです
2	たくさんあってすこししかわからなかった
3	うれしかったーねんせいにとってながかった。
4	たくさんあった
5	1ねんせいにははからなかった
6	1ねんせいにわあんまりききとれなかった。
7	たくさんあってわからなかった。 いみがわからなかった。
8	たくさんあってよくわからない
9	1ねんせにはながかた
10	ながくてわかんなかたけつどちよとだけわかた。
11	たくさんあって1年生にわよくわからなかったけどちよとだけわかった。
12	1ねんせいには、おおい ないようは、わかりやすち
13	むずかしかったです。
14	むずかしかった
15	りかいできなかつた
16	なんとなくわかつた
17	よく分からない
18	もう少しのしくしてほしい
19	難しかったです。
20	難しいです、ごめんなさい
21	むずかしいです
22	むずかしかったです
23	だいたいぶんをよんでわかりました。
24	すごい
25	すごいと思った。
26	いいと思う
27	いいと思います。
28	1年生には、ながいけれどわかりあえた おおすぎる

29	たくさんあって小学1年生には、意味が分からないところもあった 守られていることがわかった
30	1年生に、しては、ながかった 守られているのが、わかった。
31	よくちもちがわかったしうれしかった。
32	たくさんあってあんまりわからなかった 子どもにけんりがあるとわかった
33	ながくてよくわからなかった。 たくさんあってよくわからないけどささえてくれたのはわかった。
34	いちねんせいにしてはむずかしい まもられていりのが、よかった
35	一年生にしては、おおすぎる まもられている事が分かった。
36	たくさんあった。 すこししかわからなかった。 いっぱいしんぱいしてくれたんだと、おもった。
37	むずかしかったです。いいとおもいます。
38	いいと思います。でも、少しむずかしいです。
39	あんしんした
40	ウレシイトオモッタ
41	うれしいなとおもった
42	あんしんした。 ひとりじゃない いいたいことがえる
43	あんしんした
44	安心しました。
45	あんしんした
46	あんしんした。
47	あんしんした
48	いいたいこがいえるとおもった
49	あんしんした。ひとりじゃないきもち。
50	あんしんした。ひとりじゃないとおもった。
51	あんしんした
52	安心した。いいやすくなった。
53	いいやすい。
54	安心しました。??
55	安心しました?。

56	やさしくきく
57	あんしんした
58	あんしんしました。??
59	こころがほんわかと、あたたかくなった?。
60	あんしんしました。?
61	これでふあんなことがへった
62	あんしんした
63	文京区が面白いと思います。
64	あんしんできる
65	みんなが生きれるためにやることをりかい、 しました。?!
66	おとなは、こどものことをまもってくれていることがわかりました
67	りかいはできなかつたけどとてもおもしろかったです。
68	子供の自分の意見、気持ちは大事なので大切に尊重したい。
69	良いと思います!
70	子供が差別されずに平等であると思った。また、子供は多くの権利があるのだなと思った。
71	子どもの権利は大事だと思いました^3^
72	こんなこともあるのかと思いました
73	私は仮称文京区こどもの権利に関する条例を読んで保護者、区の仕事などが明記されていていいと思いました。なぜなら公民で習ったようにどんなに幼い子供でも人としての人権が守られるべきだと知ったからです。
74	子供には失敗しても何度も挑戦してもよいと知ることができてよかった
75	この条例がもしなかったら、と考えると、やはり本当に大切な条例なんだなと感じました。この条例があっても十分な生活ができない子供たちもいると考えると、SDG sにもあるような貧困をなくすことが世界で大きな目標なんですね。 パネル展示型説明会については知らなかったので、時間が空いたら行ってみようかと思っています。
76	いろいろなことを書いていると思いました。
77	文京区に住んでいる子供たちのためにいろいろと考えてくれていることが分かった。
78	良い条例だと思いました
79	・こどもの権利は、自分たちが生まれた時からあるということを初めて知り、これからも、こどもの権利や詳しい内容（命を大切にする、いじめをしないなど）を意識していきながら生活していきたいと思った。 ・11月20日は世界こどもの日だと知り、その日は、こどもの権利について考えたり、詳しく調べてみたいと思った。
80	こんなことがあるんだなとおもった。
81	いいと思う
82	子どもの権利は、読んでみてほっとしました。
83	この条例が作られることで今よりも勉強がしやすい環境になるといいと思った。
84	条例に書かれていることが守られるといいと思った
85	子供であるけれど、自分たちのことが尊重されていてよいと思いました。

86	子供の意見が尊重される文京区にしたいしみんなが差別されなくて毎日過ごせるようになると文京区がもっと良くなると思いました。教育に力を入れることや大人と子供関係なく意見を言えるようになるとよいと思いました。
87	こどもであることを理由に不当な扱いを受けないという項目が入っていていいと思いました。 また、子供が相談できる場所があると分かって、安心しました。
88	子供の権利をまもるのは大切だと思った。この条例があったほうが文京区がよくなるとおもう
89	文京区では子ども権利に関することを積極的にとりくんでいるということがわかった。
90	・「子供のための条例」を定めることは子供のためにいいと思い、大切だと思いました。 ・多様な才能を持っている子供を社会に送り社会全体も活気付いて行くきっかけに「子供のための条約」は大事になると思います。
91	子どもの権利に関する条例は、たくさんの種類があるので子供は守られていいと思います。
92	い論なことをしていることがいろいろなことをしていることがわかった
93	子供は、どんなことがあっても差別されるのはよくないと思いました。そして、自分の意見をちゃんと主張しないといけないなと思いました。
94	子どもの権利は前まではあんまり知らなかったけれど、素案を読んでものすごく子供からしたら必要なものだと分かった
95	いいと思います。子どもの権利は、大人は守るべき、子供は守られる権利だと思います。他にも人種差別などの話にも感心できました。
96	子供にも意見や首長があると知った18歳以上になったら選挙とかも当選したいと思った
97	必要なことだから、長く続いてほしい
98	しっかりと子どもの権利を尊重してくれて見ていてうれしく思いました。 安全に相談できる場所などもあり、自分は恵まれた環境にあるのだと改めて思いました。文京区だけでなくほかの区、すべての子供たちにこのような権利が尊重されるといいなと思いました。
99	子どもの権利があると、私たち子どもの意見も反映されるからとてもいい考えだと思いました。
100	文京区が子供のことをしっかりと考えてくれた条例なので保護者などの周りの大人が子供の権利を大事にしてほしいと思いました。
101	・中学生や高校生が自分たちが安心して学校生活をおくるために、いろいろな意見を出して話し合ってくれていることを知った。
102	子供ひとりひとり立派な人だから、過度な特別扱いをしすぎずに大人のような普通の対応も入れていくのがいいと思います。
103	・学童の人たちも条例の事について詳しく考えてくれていたことに対してとても驚いた。 ・また文京区には条例なんていないんじゃないのって思っていたけれどこれをよんで文京区にも条例が必要だと分かった
104	子供がいろいろな事に挑戦できる機会を与えてほしいと思った
105	僕たちが身体的又は精神的な暴力、搾取、有害な労働等から守られているということにすごく安心できました。
106	とても良い考えだと思います
107	そんなものがあるなんて知らなかったな、そういうことも大事だな
108	子供の権は人権として誰にでもあるので大人の人に理解してほしいと思います。 子供の考え方や、行動を理解してほしいです。
109	失敗しても応援してくれるそうなので、どんどんと挑戦していきたいと思う。
110	とても大切にされていることが分かった。
111	子供のことをよく考えていると思います。子供を否定しないことや進んで挑戦させることの大切さがよく伝わります。でも、もっとたくさんの人に知ってもらえるように、短くまとめるといいと思います。
112	こどものために、大人たちや政府がいろいろな条例を作ってくれて、ありがたいと思いました。
113	子供のことを一所懸命個人として守りたいことがすごく伝わり、このまま条例を作ってほしいです。
114	こんな権利があるなんて知りませんでした

115	条例のように子供の意見を尊重してほしいと思います
116	難しいが、良いと思う。
117	全ての子供には子供の権利を授けられ、一人ひとりかけがえのない存在だということが分かった。
118	すごいと思いました。
119	こどもは決めつけられずに、自分の可能性を自分で信じたい
120	とても素晴らしい条例だと思いました。
121	子供は大事で、一人ひとり権利があることを知った。保護者は子供の権利条約を守らないといけないことを知った
122	とても素晴らしい条例だと思いました。
123	子供は大事で、一人ひとり権利があることを知った。保護者は子供の権利条約を守らないといけないことを知った
124	安全性が感じられてよかった
125	たまに意見を発言しにくいことがあるから、いいと思います。
126	とても良い考えだと思います。
127	とても良い考えだと思います。
128	とても良い考えだと思います。
129	いいと思います
130	子どもの権利がありとてもうれしい
131	こどもの権利がよくなると嬉しいです。
132	大切だと思いました。
133	本当に大切だと思います。
134	とてもいいと思います (>-<) ?
135	これまでは大人に権利が多くあったので、子供にも権利があれば嬉しいです。
136	子どもの権利を尊重していてとてもいいと思います。
137	子どもの権利に関する条例のことがよく分かった
138	いいと思いますよ
139	・「子供の権利」を知らなかったのでアンケートで4～6年生で70%も知ってる人がいておどろきました ・条例を作る理由で「子供も子供も正しく知って、一緒に守っていくまちの実現を目指す」という言葉がなっとくできました
140	子供のことを考えられていた
141	子どものことをしっかり考えてくれているんだなと思った
142	安全性が感じられた
【文京区からみなさんへ】 条例について、たくさんのご意見をいただき、ありがとうございました。 文京区では、年齢に応じた伝わりやすい方法を考えたり、色々な場所で知ってもらえる機会をつくったりして、こどもも大人もみんながこどもの権利について正しく知って、一緒に守っていけるように、これからも精一杯取り組んでいきます。	

「特になし」など 6件	
143	なにも思いつきませんでした
144	わからない
145	わかりません
146	わからない
147	わかりません
148	何にも思わなかった。

その他 3件	
149	子顔青尾青
150	?
151	j f g v d k f v d k ふお l g k t

パネル展示型説明会で寄せられたご意見等及び区の見解（92件）

番号	パネル番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
1	全体	前文 役割	こどもが直接発してくれた意見、大人がすべきこと、責任等を条例にもりこめるといいと思いました。	こどもの権利推進リーダーが作成した条例前文案には、子供の想いや大人や社会に望むことが生の意見として示されております。これを受けて、条例本文は、こどもの権利を守るための区、保護者、区民等や育ち学ぶ施設の役割や、こどもの権利を守っていく環境づくり等について規定しています。
2	全体	普及啓発	教職員への教育にも力を入れるべきかと思えます。	子どもの権利条約の理解を促進するため、関係機関と連携を図って、職層ごとに子どもの権利条約にかかわる研修会を実施いたしました。
3	全体	普及啓発	このような展示をしていることを通りすがりに知りましたが、よいことだと思いました。子どもの意思が入ったことで文案が実際変わった赤字入りの資料が興味深かったです。シビックセンター近隣でない区民や小中学校を卒業した大人にも知らせてほしいです。	こどもの権利の普及啓発については、それぞれの世代に応じて伝わりやすい方法を検討し、力を入れてまいります。
4	全体	普及啓発	とても素敵で意義のある取組だと思いました。すべての子どもにこの条例が届く仕組みを作っていただきたいです。	こどもの権利の普及啓発については、それぞれの世代に応じて伝わりやすい方法を検討し、力を入れてまいります。
5	全体	その他 (こどもの権利の認知度)	子どもの権利条例案は、区民、都民にどのくらい知られているのでしょうか。特に子どもはどのくらい関心を持っているのでしょうか。	令和6年10月・11月にWEBを活用して行った意識調査では、学生4年生以上の区分で、7割から8割の方が「こどもの権利」を知っていると答えています。今回の条例素案については、区報特集号を新聞折込等で配布したほか、区立小中学校で貸与しているタブレットからも閲覧できるようになっています。
6	全体	その他 (条例の効力)	条例は指針を定めるもので、何らかの強制力や罰則を課すものであるかが分からなかった。条例ができることで、どうかかわるか、どういう変化が期待できるかが分からなかった。	この条例素案は、こどもの権利に関する区の基本的な考え方を示すもので、罰則等を伴うものではありません。条例制定後は、こどもの権利について、区民の皆様にお知らせして理解を深めていただくとともに、区政の様々な場面で、条例に基づいてこどもの権利を守り、こどもの意見を尊重する取組を行うことにより、地域社会全体でこどもの権利を守っていくまちの実現を目指します。
7	6	こどもの居場所づくり	公園での球技禁止などスポーツに触れる機会が少ないと感じます。	公園は、乳幼児からお年寄りまで様々な利用者があり、安全確保の観点から、球技場以外でのボール遊びは原則禁止しております。公園でのボール遊びについては、多くの方から球技場の整備等の要望をいただいております。公園再整備の際に公園に求められる機能や規模等を踏まえ、球技場の新設や拡充についても検討しているところであります。今年度、再整備工事を行っている切通公園では、球技場を新たに設置しており、引き続き、地域のご意見を伺いながら、ボール遊びができる場所が確保できるよう、取り組んでまいります。また、区では、年間を通して子どもや親子を対象とした各種スポーツ教室・体験会等を開催しております。あわせて、区立小・中学校へのスポーツ出前授業を実施しております。引き続き、こどもがスポーツに親しむ機会の充実に努めてまいります。
8	6	その他 (日本語能力、集団行動能力)	①人種はけっこう。しかし中国語を教える前にしっかり「日本語」を教えて欲しい。”夫が無言の帰宅をしました”も「よかったです」とトンチンカンな日本語能力に驚く。小6の集団行動能力がかなり低い。	こどもの日本語サポートについては、各校に日本語指導協力員を派遣するとともに、放課後に区内2か所で日本語教室を開催し、日本語の習得、学校及び日常における生活・習慣への適応を支援しております。

9	7	普及啓発	「成長と可能性に関する権利」は大人にとって（子どもにとっても）意識しにくい部分があると思うので、クイズの答えなどにして、啓発してほしいです。	こどもの権利の普及啓発については、それぞれの世代に応じて伝わりやすい方法を検討し、力を入れてまいります。
10	8	普及啓発	困っていることを相談できる場所が、広く周知されたいなと思いました。	条例素案では、権利侵害を受けているこどもを助けるために新たに「こどもの権利擁護委員」をつくり、困っている人から相談を受けるホットラインなどの取組を行っていきます。ホットラインの普及啓発については、それぞれの世代に応じて伝わりやすい方法を検討し、力を入れてまいります。
11	10	こどもの意見等の表明と参加	保育園において、保護者の意見と子どもの意見が異なる場合、子どもの意見を優先するような風潮になってほしいと願っております。 (例えば、保護者が「保育園で英語やリトミックをやらせてほしい」、子どもが「たくさん遊んで昼寝したい」という考えであれば、子どもの意見を優先してあげる)	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 いただいたご意見を参考に、こども一人一人が楽しい園生活を送れるように検討してまいります。
12	10	こどもの意見等の表明と参加	社会科見学は金曜日。とか大人の都合が優先された教育が目立つ。基本的なルールを明示したうえで子供達が、考えプランを組む事が大事。	社会科見学の日程等につきましては、学校全体の教育活動の日程及び授業の進捗状況をふまえて決定しており、児童が考えることは難しいと考えますが、引き続き状況に応じて児童の考えや意見を聞き、取り入れてまいります。
13	10	安心して相談できる環境づくり	相談窓口がより見つけやすく、また、相談員らのケア 人手不足などによりデジタルもとりいれて、こぼれおちないしくみ作りが必要です。	条例素案では、権利侵害を受けているこどもを助けるために新たに「こどもの権利擁護委員」をつくり、困っている人から相談を受けるホットラインなどの取組を行っていきます。区立小中学校で貸与しているタブレットからも相談ができるようにしていきます。ホットラインの普及啓発については、それぞれの世代に応じて伝わりやすい方法を検討してまいります。
14	11	虐待、体罰、いじめ等権利侵害の防止 権利擁護委員	子どもの虐待から子どもを守るために、地域の大人や学校（保育所）が常に気に掛けてほしい。	子どもの安全を守るため、学校では児童・生徒の様子に常に関心を持ち、異変等を感じた際には速やかに関係機関と連携するようしております。 また、児童福祉法の改正により、文京区でも令和7年10月から、保育所における虐待等通報・相談窓口を開設しました。引き続き虐待の未然防止や早期発見のための取組を進めてまいります。 さらに、条例素案では、虐待、体罰、いじめ等の権利侵害の防止について定めています。権利侵害を受けているこどもを救済するために新たに「こどもの権利擁護委員」を設置し、困っている人から相談を受けるなどの取組を行っていきます。
15	11	権利擁護委員	ホットラインへのアクセスの紹介・使い方紹介	条例素案では、権利侵害を受けているこどもを救済するために新たに「こどもの権利擁護委員」を設置し、困っている人から相談を受けるホットラインなどの取組を行っていきます。相談方法として、電話やメール、チャットなどを想定しており、具体的な仕組みについては、今後検討し、別途お知らせしていきます。
16	11	権利擁護委員 その他 (なんでやねんすごろく)	ホットライン名 「文京区こどもの権利擁護委員」かたすぎないか？ 「子どものけんり、なんでやねん！すごろく」 ⇒学校や児童館育成室でできるようにしてほしい。	条例に基づいて、こどもの権利擁護委員を設置し、相談用のホットラインを開設します。ホットラインについては、今後、みなさんに安心してご利用いただけるような名称を検討してまいります。 また、「子どものけんり、なんでやねん！すごろく」は、子どもたちがこどもの権利を楽しく、主体的に考えるための体験型の教材として作成しております。本教材の活用につきましては、児童や区民の皆様から要望が多く寄せられた場合、児童館および育成室への導入を進めてまいります。

その他感想など

1	全体	その他 (感想)	よく分かりました。
2	全体	その他 (感想)	イラストがかわいらしく、分かりやすかった。
3	全体	その他 (感想)	大変勉強になりました。
4	全体	その他 (感想)	都でもこどもの権利を守ることに力を入れていると思う。文京区でもこのような取組みを行うことは良いと思う。少子化の今、特に子どもは大切にされるべきと思うが、恵まれない環境で育つ子もいるし、保護し、守っていくことを進めていくことに賛成する。条例は大人が理解することも大切。正直、大人に浸透させていく方が難しいのではないかなと思う。
5	全体	その他 (感想)	文京区民として、このように子どもにも権利があり安心して毎日暮らせるべきであることが条例として定まる取組みをうれしく思います。パネルもわかりやすく、我が家の中学生にも見てほしいです。
6	全体	その他 (感想)	子育て中はどうしても感情的になってしまいますが社会が保護者の支援など受け入れ場所、機会がある事で安心、安全な子育てが出来る様になるのでパネル展示などで広を知ってもらう良い機会だと思います。
7	全体	その他 (感想)	文京区で立ち上げられるということで、大変期待しております。「成長と可能性に関する権利」学び遊び休めること。最っとも大切なこと。だと改めて思う！
8	全体	その他 (感想)	全てに熱心な文京区の子供達をいろいろな方面から見守っていただけたらうれしい限りです。
9	全体	その他 (感想)	改めて、子供の権利を知る・見つめ直すきっかけとなった。
10	全体	その他 (感想)	格差拡大が問題とされる中、子どもの権利が全ての子供に平等に保障されるために、どうすれば良いか考えるきっかけとなりました。個人的には、子供と接する中で、多忙な毎日の生活に時間の予ゆうがなく、制限することも多い。親への支援も大事だと思います。
11	全体	その他 (感想)	こどもの権利は、わかっているようでわかっていない人が多いと思います。すべての人が「こどもは未来の宝」と思っていれば、こどもの権利は守られていくと思います。
12	全体	その他 (感想)	大人の理想・フィルターを通さず、1人の人間として対等に向き合うことの大切さに改めて気付かされました。もっとイベントが色々な方に浸透しますように・・・！
13	全体	その他 (感想)	日々子育てが忙しい中で、子どもの意見をしっかりきくことがおろそかになっていたことを気づく良いきっかけとなりました。
14	全体	その他 (感想)	パネル展示をクイズにしたことは良いと思います。ポイントをしぼりながら、パネルを見ることができます。TV画像は分かりやすくまとめてありました。本日(11/9)は雨のせいか、参加者が少ないですね。せっかくの日曜日、もっと多くの方、そして親子でみていただきたいと思いました。輪投げも良い企画だと思います。楽しそうでした。
15	1	その他 (感想)	条例があってもなかなか思う様にいかないこともあるかと思っています。
16	2	その他 (感想)	小学校1～3年生で「子どもの権利」を知っているが4割。これは、「言葉を知っている」のか「意味知っている」のかで、この質問解答のもつ意味がかわってくると思います。もしかしたら、4～5年生も同じかも。
17	3	その他 (感想)	色々な施設で意見を聴いて、すごいなと思いました。
18	3	その他 (感想)	具体的にやっていることを知れてよかった。
19	3	その他 (感想)	みんなのいけんをきいていることがいいなあーと思いました！
20	3	その他 (感想)	文の京子供月間でいろんなイベントがあるので参加したいと思った。

21	4	その他 (感想)	文京区の若い子達が「こどもの権利」とは何か、それに対していい案はないかと一生懸命考えている姿に感銘を受けました。このパネル展示にふらっと立ちよらなければ、私はきっと意識することはしばらくなかったかもしれません。でも振り返ってみると、私の幼い頃は家庭環境の影響でとても辛かったので、こうして考えることも、その時の自分への感謝なのかもしれません。とても勉強になりました。ありがとうございました。
22	4	その他 (感想)	リーダー会ギの様子が分かる写真や、グループワークで使用されたシートを実際に見ることができてよかったです。
23	4	その他 (感想)	条例の前文 自分達のことを、自分達のことばで発信する（考える話し合う） ↓ 自分だけのことではない目線で、個と集団について考える良いとりくみだと思いました。 子どもと大人の共生の未来に希望が持てました。
24	4	その他 (感想)	中学生、多感な年令なので、いいことしてくれました！！と思います。
25	4	その他 (感想)	実際にこどものみんなが条例の前文を考えたというところがすごいと思いました！
26	4	その他 (感想)	子ども達の手書きの意見から真剣さが伝わり、大人は真剣に子どもの権利に向き合わなければと感じました。
27	4	その他 (感想)	こどもの失敗も見守ろうと思えました。 子どもの本当の意見を知ることができてよかった。
28	4	その他 (感想)	実際の中高生の意見・考えが条例に反映されるのはとてもすごいと思います。また、しっかり考えられており、内容も共感できるものが多かったです。
29	4	その他 (感想)	けんりとは、生まれたときから、だれでもしゅちょうできるものや健やかに人が育つためのものだとした。 ⑤のパネルのいけんをつくるまでに、中学生や高校生が条例の前文をつくって、たくさんはなしあって、いてすごい。 はなしあってくれている中学生や高校生のおかげで、自分たちは、安心して学校生活をおくれていることがわかった。
30	4	その他 (感想)	中高生が意見を言える機会があること知る機会があることがよいと思いました。
31	4	その他 (感想)	パネルの内容はきれいにまとめられたものですが、直筆の生のコメントをみられたのが大変勉強になりました。
32	4	その他 (感想)	こどもにきいたほうがいいこともあるからいいなあーと思った(?)
33	4	その他 (感想)	中高生が前文を作成した部分について、子どもの意見を取り入れて作成したところが、こどもの権利という部分にしっかり反映されていてよかったと思いました。
34	4、5	その他 (感想)	子どもの意見をきいた、というのがすばらしいと思いました。
35	4、5	その他 (感想)	中高生の意見をとり入れた条例の前文がとてもよいアイデアだと思います。自分ごとになります。
36	4、5	その他 (感想)	リアルな子どもたちの声がきけて、あらためて勉強になりました。 自分もちろん”子どものけんり”を守りたい日々の中で守らなければいけないと努力して、守ろうと思いますし またこのようなパネルをみんなが見ることで、子どもに関わってくれている人たちの心もそうなって意識して頂ければうれしいと思いました。
37	5	その他 (感想)	こどもの視点から、「こうしてほしい」という意見をもらうことができる機会がなかったため、勉強になった。
38	5	その他 (感想)	こどもからの声は良いと思った。
39	5	その他 (感想)	中高生さんたちの素直な意見により条例の前文が作成されていることはとてもすばらしいです。
40	6	その他 (感想)	こどもが自由に意見を表明するためには、安心して意見を言える環境づくりやどんな意見でもまずは傾聴してもらえるという自己肯定かのじょう成が必要だと感じました。
41	6	その他 (感想)	思いやる（真剣）な気持ちが大切だと思います。
42	7	その他 (感想)	子どもの権利が守られる場面として、行政サービスや医療の部分で、我々職員も、子どもの権利について、知っておくべきだと感じた。

43	7	その他 (感想)	安心して生きる権利は個人的に重要度が高いと感じた。全ての子どもが安心して暮らせますように・・・
44	7	その他 (感想)	「休めること」大切な視点ですネ
45	7	その他 (感想)	大人が余ゆうないので、今は、家庭が大事と思っています。
46	7	その他 (感想)	「くりかえし挑戦できること」はあまり意識されにくいことですが大切なことなので、クイズで強張られていいと思います。
47	7	その他 (感想)	一回失敗しても何度でも挑戦することが保証されているのはとても大切なことだと思いました。
48	7	その他 (感想)	全ての子どもが安全に生活できる必要性をかんじた。
49	7	その他 (感想)	様々な「権利」があり、改めて意識してみようと思いました。
50	7、8	その他 (感想)	子供にも権利がある事を知った
51	8	その他 (感想)	意見表明権の中に「仲間をつくり集まれること」が含まれることを知らなかったですが大切なことだと思いますし勉強になりました。
52	8	その他 (感想)	⑭こどもの発達に応じてそのプライバシーが尊重されること。ここが、とても大切だとおもいました。ありがとうございました。
53	8	その他 (感想)	意見を尊重し、考える事はとても大切だと思った。
54	9	その他 (感想)	子どもととりまく、大人が力を合わせて、サポートしていくことが大切だと感じた。
55	9	その他 (感想)	区の役割をすすめていこうと思います
56	9	その他 (感想)	昭和の時代のように、近所の子どもたちを大人が常に見守る社会を目指せたら良い。
57	10	その他 (感想)	そのとおりと思い、再認識しました。
58	10	その他 (感想)	大人の意見を押し付けるのではなく、子どもの意見や発想を尊重したり、大切にしたりすることが重要なのだと思いました。
59	10	その他 (感想)	人のことばを大切にうけとめることが大事と思う。年齢に差はなく。
60	10	その他 (感想)	子供の話しやすい環境をつくらなくてはと思った。
61	10	その他 (感想)	こどもの権利を守るには、大人もしっかりこどもの意見を聞き、こどもの権利を知ることが大事だと思いました。
62	10	その他 (感想)	身近なところから、まずは自分の子どもたちの話にもっと耳を傾けられる余裕をもちたいと思いました。
63	10	その他 (感想)	我が家では、必ず子どもの意見をきくようにしています。今後もひきつづきつづけていきたいです。
64	11	その他 (感想)	取組について勉強していきます。
65	11	その他 (感想)	良い施設があると、みんなうれしいですね。
66	11	その他 (感想)	文京区でたくさんの取組がされていると知ることができてよかったです。
67	11	その他 (感想)	国や都では取り組むことが困難な、地域独自の取組、推進に期待しています。

68	11	その他 (感想)	文京区でもこども宅食やこども食堂があることを知れた。
69	12	その他 (感想)	こどもの権利を守るための具体的な取り組みがわかるから。
70	なし	その他 (感想)	権利に関しては大人、子どもの境界がない。 成長の過程であることを考慮して子どもを守りながら、支え、意を汲む姿勢を心がける。
71	なし	その他 (感想)	えほんLoveiy♡
72	なし	その他 (感想)	取組みを具体的に知ることができて良かった。
73	なし	その他 (感想)	穴埋め問題がよくできていてすごい！と思いました
74	なし	その他 (感想)	すごろくがよかった。
75	なし	その他 (感想)	子どもの権利条約の存在は知っていましたが、文京区がそれを大人も子どももわかりやすく理解できるよう取りくんでいることを知りませんでした。 子どものアンケートでは、自分は大切にされているとほぼ100%の子どもが感じており安心しました。
76	なし	その他 (感想)	子育ての中で活かす事ができますよね。

【いただいた感想に対する区のコメント】

たくさんのご感想をいただき、ありがとうございました。

区では、こどもの権利について、こどもも大人も正しく知って、一緒に守っていくまちの実現を目指して、これからもこどもの権利の普及啓発等に取り組んでまいります。

b-lab 及び AQUABASE での啓発事業について

1 b-lab

2回の連続企画として実施し、1回目は、条例素案やこどもの権利に関するスゴロク等を用いて、こどもの権利についての理解を深め、2回目は、こどもの権利を自分事として感じ、考えるグループワークを行った。

(1) 実施日、参加者

ア 1回目

実施日：令和7年12月10日（水） 17時～18時

参加者：中学3年生2人、高校2年生1人、高校3年生4人 合計7人

イ 2回目

実施日：令和7年12月16日（火） 17時～18時30分

参加者：中学3年生2人、高校2年生1人、高校3年生1人 合計4人

(2) 1回目の様子

アイスブレイクを兼ねて「子どものけんり なんでやねん すごろく」を遊び、こどもの権利が守られていないケースを体感した。その後、区報ぶんきょうの条例（素案）特集号（10月20日）を用いて、条例の基本理念や条例で掲げているこどもの権利の16項目について確認した。最後に、こどもの権利推進リーダーが作成した条例の前文案を読み上げ、前文の内容について話しあった。参加者の中にはこどもの権利推進リーダーとして前文作成に参加した方もおり、リーダー会議の様子や作成時の想いなども共有された。

(3) 2回目の様子

こどもの権利が守られていない「モヤっと事例」を確認した後、参加者が自分の「モヤっと体験」を付せんに書き出した。その後、書き出した付せんについて、条例に掲げるこどもの権利の16項目のどれに当てはまるか、どうすればこどもの権利が守られるかについて話し合った。具体的な事例に絡めて、「こどもの意見の尊重」や「こどもの最善の利益」についても確認した。

(4) 所感

参加者は、終始積極的に発言し、特に2回目は予定時間を超えての実施となった。自分の日々の生活におけるこどもの権利の状況を確認し、自分事として感じ、考えるきっかけになったと認識している。

(5) 2回目で寄せられた付せんの内容(自分のモヤっと体験)

- ・自分の部屋や趣味に対して口だしされる。
- ・部屋への無断侵入
- ・「掃除しろ」がうるさすぎる

- ・門限ないはずなのに、「遅い！」と怒られた
- ・これは私の「好き」、否定しないで
- ・親の世代に無かったり、そこまで知識がないものを、敵対視したり、口出ししたりする
- ・親の関わり方が嫌
- ・妹と自分で声色がちがう
- ・未っ子だったので服はおさがりが多く、兄は新しい服を買ってもらってたね
- ・失敗の受け入れ方、受け止め方
- ・女の子だから料理できないと言われた
- ・苦手なことを将来のためになおさなきゃと、自分のペースを優先してもらえない
- ・親の帰りが遅くて、ご飯を作るのが遅い
- ・ご飯を作るの？ 私が作るの？ 事前に教えてほしい
- ・親が忙しそうで悩み相談が難しい
- ・仕事場所が家だから、親が今仕事で忙しいのかりラックスしているのか分からない
- ・「勉強しないの？」って言われて休めなかった
- ・第一志望校を反対された
- ・テストでいい結果をとってもごほうびがない！！
- ・生徒会の活動が制限された
- ・生徒会委員の選び方が立候補でなく、選ばれたら辞退できない
- ・校則の決定権が学校側の比重が大きすぎる
- ・教師の横暴
- ・意見の封殺
- ・牛乳きらいな子が牛乳をなめさせられていた
- ・中学校でひざ上のスカート禁止なのに、校長先生はひざ上のスカートをはいていた
- ・学校のカウンセリング、正直、予約までがつらい(予約が取りにくい)
- ・少しのミスでも先生に死ぬほど怒られた
- ・小学生のころ、制服のズボンが短くて冬すごく寒かった。体調不良じゃないと長ズボンをはかせてもらえなかった。
- ・けんかした時、相手からしかけてきたのに、お互いに謝らないといけなかった。

2 AQUABASE

施設利用者に条例前文案の「子どもからの声」を読んでもらい、ロゴフォームで感想や意見をいただいた。

- ・私の学校にもきてくださって、お話を聞きました。私とは反対に、困っていたり、つらいおもいをしてしまっている子どももいるとしり、こころが痛みました。すべての子どもに笑顔が溢れるよう、お祈りしています。
- ・私も学校で、子どもの権利について調べ、実際にその方が来てくださって、お話をしてくださったこともありました。その時に、全ての子どもが人として自分らしく生きてほしいとおっしゃっていて、私は幸せな子どもだけれど、反対に嫌な思いをしてしまっている子どももたくさんいる事実を初めて知って驚きました。「子どもからの声」を読んで、1人1人が願っていること、やりたいこと、やってみたいこと、やってほしいことがしっかりとあって、個人差があっても1つ1つのかげがなく尊い命なので、全ての子どもが愛されて笑顔が絶えないような環境をつくるのが大事だと思います。また、愛することだけでなく、子ども自身が愛されているんだ愛してくれる人がいるんだと感じられるよう、愛を言葉や行動で形にしたらより良いと思います。子ども1人1人の意見を大人や他人と比べず、その子の個性だと感じ取り、子どもだから小さいからと決めつけるのではなく、たくさんほめ続け、世界中の人の1人として、1人1人の人生を楽しく、1秒1秒幸せに大切に生きられる世界が生まれることをお祈りしています。

小学生へのヒアリング

(1) こどもヒアリング(湯島児童館)

こどもの権利をテーマとするすごろくで楽しみながらこどもの権利の理解を深め、その後グループ対話を行った。

1 実施日、参加者数

実施日：令和7年11月26日（水） 16時から16時50分まで

参加者：1年生11人、2年生11人、3年生15人、 合計37人

2 グループ対話の内容

Q1 大人にしてほしいこと、「なんで？」と思うことや言いたいことはありますか？

- ・おもちゃを大量に買ってほしい
- ・ちょっとでもいいから宿題を手伝ってほしい
- ・友達に悪口を言われたら相談に乗ってほしい
- ・八つ当たりをしないでほしい
- ・怒らないでほしい
- ・もうわかっていることを怒らないでほしい
- ・「～しろよ」と言われること
- ・やってないのに自分のせいにされること
- ・妹がやったのに私の責任にされたこと
- ・お姉ちゃんがあおってきたのにそんなことしてないと言われたこと
- ・なんでこどもだからと自由にしちゃいけないの？勉強が嫌いなのにやるように言われる。
- ・疲れているのに勉強を親にやらされる。
- ・大人はこどもに早く寝なさいというのに、大人は遅くまで起きている。
- ・ゲームを買ってもらえない。
- ・必要な時にしか靴とか物を買ってもらえない。
- ・学校の先生が男女で差別する。男子の方が強く怒られる。
→（女子の意見）男子の方が悪いことをするから、先生に強く怒られている。
- ・パパがとっておいたみかんをたべちゃった
- ・お風呂に一人で入っていると、母や妹が入ってくる。一人がいいのに。
- ・自分のピアノのおもちゃを妹に約束どおり10分貸したのに、ママがもっと貸してあげなさいと言ってくる。
- ・ママがお友達にゲームを貸してあげなさいという。

Q2 困り事や悩み事があったら、誰に相談していますか？どのように解決していますか？

- ・パパ、ママが困ったことにアドバイスしてくれる。
- ・おじいちゃん

- ・姉
- ・先生や家族に相談
- ・家族がだめなら友達に、友達がだめなら家族に相談する
- ・お兄ちゃんに聞いてもらっている
- ・いとこ
- ・信じられる友達
- ・スクールカウンセラー
- ・ぬいぐるみ、サンドバッグ、ソファを殴ったり、蹴っている。
- ・布団に飛び込んだり、こもる。
- ・おいしいものを食べるなど、自分の好きなことをする。
- ・枕に大声を出す。
- ・お姉ちゃんの好きなお菓子を食べる。
- ・話せない

Q3 どんな時にまわりの人から大切にされていると感じますか？

- ・ちゃんとできたねと言われたとき
- ・忘れ物を届けてくれたとき
- ・誕生日
- ・外食
- ・テストで100点取って褒められたとき
- ・家に怪しい人がきたときに家族が助けてくれたとき
- ・消しゴムをいっぱい使ったとき
- ・七五三
- ・遊んでくれるとき
- ・おでかけをしたとき
- ・ほしいものを買ってくれるとき
- ・自分の自由にできるとき
- ・ほったらかしにしてもらえるとき
- ・お父さんと旅行にいったとき
- ・お手伝いをして褒められたとき
- ・年2回学童のサッカーで合宿があり、そのときに大人に見守られていると感じる
- ・困ったときにアドバイスしてくれたとき
- ・友達と交換日記をして、やさしい言葉をもらったとき
- ・誕生日のケーキとプレゼント
- ・自分から進んで宿題をしていたらほめられた
- ・転校した友達と集まったときにケーキをつくってもらったとき
- ・パパが誕生日の朝早く、プレゼントのゲームを買ってきてくれた。
- ・レジンの工作をつくるときにママが危なくないようにしてくれる。
- ・ママに工作でつくったプレゼントを渡したらよろこんでくれた。

Q4 安心して過ごせる居場所がありますか？どんな居場所がほしいですか？

- ・家、リビング
- ・リビング、テレビの音が落ち着く
- ・押し入れ
- ・布団
- ・枕
- ・お風呂
- ・こたつの中
- ・クーラーガンガンにかけたうち
- ・ソファの奥
- ・ママの部屋、ママのベッド
- ・親がいる場所
- ・自分の部屋（2）
- ・子ども部屋、妹と一緒に
- ・おばあちゃんの家
- ・友達がいる場所
- ・毛布とか全部集めて寝るとき
- ・学校、教室
- ・学校の静かな場所
- ・学校の暖かい場所
- ・日当たりが良い場所
- ・育成室、育成室の自分の席
- ・公園
- ・図書館
- ・美術館
- ・水族館
- ・よく行くホテル
- ・秘密基地
- ・静かな場所
- ・よく行く店
- ・新幹線の中
- ・大人がいる場所（知っている大人に限らず、知らない大人でも）
- ・みんなが楽しめる場所
- ・静かな部屋
- ・ゲームし放題な部屋
- ・静かに遊べる場所
- ・サッカーができる場所
- ・楽器が弾ける場所
- ・安全な場所

(2) こどもヒアリング(ぶんたねこいしか和)

こどもの権利をテーマとするすごろくで楽しみながらこどもの権利の理解を深め、その後グループ対話を行った。

1 実施日、参加者数

実施日：令和7年12月3日（水） 15時から16時まで

参加者：小学1年生1人、5年生7人 合計8人

2 グループ対話の内容

Q1 大人にしてほしいこと、「なんで？」と思うことや言いたいことはありますか？

- ・おかしくください。
- ・コーラを安くしてほしい。
- ・クリスマスプレゼントをください。
- ・学校の先生にひいきしないでと言いたい。
- ・宿題を簡単にしてほしい。

Q2 困り事や悩み事があったら、誰に相談していますか？どのように解決していますか？

- ・親（6人）
- ・友達（6人）
- ・先生（4人）
- ・相談室の先生
- ・相手に気持ちを伝える。
- ・勉強で悩んでいる時は親に教えてもらう。
- ・楽しいことをする。
- ・面白いテレビを見て忘れる。
- ・コメディをみる。
- ・友だちに話す。
- ・相手に伝わらないときは、先生に話す。
- ・距離をとる。

Q3 どんな時にまわりの人から大切にされていると感じますか？

- ・ありがとうと言ってもらったとき。
- ・友だちに優しいことをしたら、すぐにありがとうと言ってくれる人は大切にされていると感じる。（3人）
- ・大丈夫と言われたとき。

Q4 安心して過ごせる居場所がありますか？どんな居場所がほしいですか？

- ・家（7人）
- ・ベッドの中（2人）
- ・家で親といると安心する。
- ・学校
- ・屋上
- ・教室（2人）
- ・図書室
- ・ぶんたねこいしか和

(3) こどもヒアリング(大塚児童館)

こどもの権利をテーマとするすごろくで楽しみながらこどもの権利の理解を深め、その後グループ対話を行った。

1 実施日、参加者数

実施日：令和7年12月18日（木） 14時30分から15時30分まで

参加者：1年生1人、2年生5人、3年生6人、 合計12人

2 グループ対話の内容

Q1 大人にしてほしいこと、「なんで？」と思うことや言いたいことはありますか？

- ・児童館のホールが狭い。
- ・児童館でボール遊びや卓球をした後に休憩しないといけない。
- ・ゲームの時間を増やして欲しい。
- ・工作が1回しかできない。
- ・児童館のベランダが細長い。
- ・なんで毎回児童館の卓球台を片付けないといけないのか。
- ・なんで上履きを履かないと遊べないのか。
- ・大人のせいで学校に遅刻したのに自分のせいにされること
- ・児童館でサッカーをやる時に審判がいない。
- ・なんで児童館のテレビは長期休みしかつかないのか。
- ・ホールを大きくして、アスレチックが欲しい。
- ・なんでこどもは遅くまで外で遊べないのか。
- ・なんでこどもは早く寝ないといけないのか。
- ・なんで学校にゲームと携帯を持って行ってはだめなのか。
- ・ゲームやYouTubeの時間が短いこと
- ・大人にお小遣いを請求されること
- ・学校でこどもは水とお茶しか飲めないのに、先生はコーヒーを飲んで良いのか。
- ・給食の後、こどもは歯磨きをできないこと
- ・男子トイレが汚れていた時、全員トイレに連れていかれて注意されること
- ・なんで高市総理の票数が多いのか。
- ・なんで税金があるのか。
- ・なんで先生は夜遅くまで残っているのか。かわいそう。
- ・TVを見てはいけないと言うが、もっと見せて欲しい。
- ・キッズ携帯を買って欲しい。友達は持っている。
- ・弟と差別をしないでほしい。弟がゲームをしていると良いのに、私がしているとダメと止められる。
- ・お姉ちゃんがお父さんに怒られている時に、お母さんがそうだよねって言う。
- ・怒るのはやめて欲しい。
- ・お泊りでシール交換するシールを、お小遣いで買いなさいと言われる。欲しいのはネットでしか買えないからお願いしているのに。

- ・お母さんはお菓子を買って食べているのに、私には買っちゃダメと言う。
- ・パパが毎日ムギュってしてくる。やめてほしい。
- ・パパはビールを飲んでいるのに、子どもはイベントの時しかジュースを飲めない。

Q2 困り事や悩み事があったら、誰に相談していますか？どのように解決していますか？

- ・パパ
- ・ママとパパに
- ・家族に
- ・友だちと話し合っ解決する（2人）
- ・友達に
- ・友達と話す。
- ・学校の先生（2人）
- ・学校で一番怖い先生に相談する
- ・家に猫飼っているから、いやなことがあったら猫抱きしめるといやなことすいこまれてなくなる。
- ・YouTubeを見る。
- ・誰にも相談しない。悩み事があることがわかると心配されちゃう。学校に悩み相談ができるところがあることは知っている。
- ・誰にも相談しない
- ・解決できていない

Q3 どんな時にまわりの人から大切にされていると感じますか？

- ・一緒に遊んでくれるとき（2人）
- ・欲しいものを買ってくれるとき（2人）
- ・良くない人を捕まえてくれるとき
- ・ご飯を作ってくれるとき
- ・ママにギューっとされたとき
- ・新しい技が出来て褒められたとき
- ・友達と一緒に帰ろうって言われたとき
- ・避難訓練をしたとき

Q4 安心して過ごせる居場所がありますか？どんな居場所がほしいですか？

- ・家（5人）
- ・トイレの中
- ・体育館の倉庫
- ・ホテル
- ・洗濯機の後ろの隙間
- ・押し入れ
- ・公園

- ・学校
- ・ねこカフェ
- ・友達にいっしょにいるとき
- ・ペットショップで動物を見ているとき
- ・レストランで家族と一緒に食事をしているとき
- ・ひみつ基地がほしい。
- ・自分の部屋がほしい。
- ・一人で入れるトイレがほしい。
- ・展望台がほしい。
- ・ベランダにハンモックがある場所
- ・自分が作ったダンボールハウス
- ・シルバニアハウスのような家具をアレンジできる場所

こどもヒアリング(水道保育園)

水道保育園の園児に対して、施設職員の支援のもと、個別ヒアリングを行った。

1 実施日、参加者数

実施日：令和7年10月27日（月）・28日（火）・29日（水）・30日（木）

参加者：4歳5人、5歳13人 合計18人

2 ヒアリング内容

Q1 どういう時が楽しいですか？

- ・ラQで遊ぶ（8人）
- ・保育園のお庭（4人）
- ・ボール（3人）
- ・おやつ（2人）
- ・本・絵本（2人）
- ・おりがみ（2人）
- ・ベイブレード（2人）
- ・あそんでいるとき（2人）
- ・ママと寝る
- ・パパとママといる時
- ・友達と遊ぶ
- ・先生と遊ぶ
- ・お風呂
- ・習い事
- ・すごろく
- ・保育園のお昼ご飯
- ・歌を歌っている時
- ・恐竜のおもちや
- ・劇をやること
- ・ポケモンゲーム
- ・ねずみのしっぽとり
- ・ごろごろどかん
- ・ホール、トロルのはしわたし
- ・シンカリオンをしているとき
- ・工作
- ・絵を描く
- ・おままごと
- ・パズル

Q2 いやだと思うのはどんなときですか？

- ・友達や兄弟とのけんか（8人）
- ・パパやママ、先生に怒られる（4人）
- ・ない（4人）
- ・わからない
- ・友達に「もう！」と耳のそばで言われた時
- ・折り紙がうまくできない時
- ・おにいちゃんにへたくそと言われた
- ・ラQがこわれた時
- ・犬
- ・意見が違う時
- ・固いボールがあたって痛い時
- ・男の子にボールをあてられた時
- ・お庭で作ったベッドをふまれた時
- ・「きらい」って言われたとき
- ・悪いことをされた時
- ・叩かれたり、大きな声を出された時
- ・おもちゃを作ったのに、こわされたとき。頑張ったのをこわされるのはいや。
- ・お友達に言われたこと。

Q3 楽しいとき、いやだと思ったときの気持ちを、お母さん(お父さん、先生、きょうだい)に伝えてありますか？

- ・楽しいこともいやなことも伝える（14人）
- ・たのしいことをお母さんに伝える（3人）
- ・たのしいことを先生に伝える（1人）
- ・いやなことをお母さんに伝える（2人）
- ・いやなことを先生に伝える（2人）

Q4 その時に、お母さん(聞き手)はどんなことをしてくれましたか？

- ・励ましたり抱っこいろいろ（2人）
- ・笑ってくれてた。楽しそうだった。（2人）
- ・嬉しい顔（2人）
- ・わからない（2人）
- ・優しくしてくれる
- ・ふつうにくつろいでる
- ・手伝ってくれる
- ・ママがごめんねっていつてくれる
- ・言ってくれてありがとうと笑ってくれる。
- ・頭なでなでしてくれる
- ・「あ～そうか」という
- ・うんうんってきく

- ・お兄ちゃんに怒ってくれた
- ・そうなんだって言うってくれる。ママに言えると嬉しい
- ・守ってくれた
- ・きいてくれる
- ・「いやだねー」っていつてくれた。

Q5 自分のことが好きですか？

- ・好き（7人）
- ・大好き（2人）
- ・100倍好き（2人）
- ・いーっぱい好き（2人）
- ・1万好き
- ・99%好き
- ・倍好き
- ・すごく好き
- ・まあまあ好き

障害のあるこどもへのヒアリング

(1) こどもヒアリング（駒本小学校特別支援学級）

イラスト付きのシートを用いて意見を聴取した。

1 実施月、参加者数

実施月：令和7年11月

参加者：4年生5人、5年生8人、6年生5人 合計18人

2 ヒアリング内容

Q1 どういう時が楽しいですか？

友だちと遊んでいるとき（13人）
おしゃべりをしているとき（11人）
テレビを見たり、本を読んでいるとき（13人）
ご飯やおやつを食べているとき（11人）
勉強をしているとき（4人）
運動やスポーツをしているとき（8人）
その他（ゲームをしているとき、スマホのゲームをしているとき、物をかたづけるとき）

Q2 どこで過ごすのが好きですか？

お家（17人）
学校（6人）
図書館（6人）
公園（7人）
放課後等デイサービス（5人）
その他（いえ、ともだちのいえ、レストラン）

Q3 楽しい、悲しいなどの気持ちを周りの人に伝えていきますか？

はい（12人）
いいえ（5人）

Q4 どんな方法なら、相手に気持ちや意見を伝えやすいですか？

会って話す（15人）

電話（5人）

スマートフォンやパソコン（6人）

手紙（4人）

Q5 困っている時、悲しい時に話を聞いたり、助けてくれる人はだれですか？

お母さん（17人）

お父さん（15人）

お兄ちゃん、弟、お姉ちゃん、妹（4人）

友達（5人）

学校やデイサービスの先生（7人）

その他（スクールカウンセラー）

Q6 どんな時に周りの人から大切にされていると感じますか？

話を聞いてもらえるとき（13人）

一緒に遊んでいるとき（13人）

一緒にご飯を食べているとき（9人）

一緒にお出かけをしているとき（10人）

プレゼントをもらったとき（9人）

ほめられたとき（13人）

その他（わからない、空気をすっているとき）

Q7 自分のことが好きですか？

はい（14人）

いいえ（4人）

(2) こどもヒアリング（第九中学校特別支援学級）

イラスト付きのシートを用いて意見を聴取した。

1 実施月、参加者数

実施月：令和7年11月

参加者：1年生 3人、2年生 4人、3年生 10人 合計17人

2 ヒアリング内容

Q1 どういう時が楽しいですか？

友だちと遊んでいるとき（11人）
おしゃべりをしているとき（10人）
テレビを見たり、マンガを読んでいるとき（13人）
ご飯やおやつを食べているとき（12人）
運動やスポーツをしているとき（11人）

Q2 どこで過ごすのが好きですか？

自宅（14人）
学校（10人）
図書館（5人）
公園（9人）
放課後等デイサービス（8人）

Q3 楽しい、悲しいなどの気持ちを周りの人に伝えていますか？

いつも話す（10人）
たまに話す（4人）
あまり話さない（3人）

Q4 どんな方法なら、相手に気持ちや意見を伝えやすいですか？

会って話す（10人）
電話（11人）
フォーム（2人）
メール（10人）
手紙（5人）

Q5 困っている時、悲しい時に話を聞いたり、助けてくれる人はだれですか？

お母さん（12人）
お父さん（11人）
きょうだい（1人）
友達（8人）
先生（12人）

Q6 どんな時に周りの人から大切にされていると感じますか？

話を聞いてもらえるとき（11人）
一緒に遊んでいるとき（12人）
一緒にご飯を食べているとき（10人）
一緒にお出かけをしているとき（11人）
欲しいものを買ってもらえるとき（11人）
ほめられたとき（9人）

Q7 自分のことが好きですか？

はい（14人）
いいえ（3人）

Q4 どんな方法なら、相手に気持ちや意見を伝えやすいですか？

会って話す（17人）
電話（7人）
LINE やメール（5人）
手紙（6人）
その他（0人）

Q5 困っている時、悲しい時に話を聞いたり、助けてくれる人はだれですか？

お母さん（9人）
お父さん（8人）
お兄ちゃん、弟、お姉ちゃん、妹（6人）
友達（7人）
学校の先生（10人）
放課後等デイサービスの先生（10人）
その他（おばあちゃん1人、おじいちゃんおばあちゃん1人、おまわりさん1人）

Q6 どんな時に周りの人から大切にされていると感じますか？

話を聞いてもらえるとき（11人）
一緒に遊んでいるとき（10人）
一緒にご飯を食べているとき（4人）
一緒にお出かけをしているとき（9人）
プレゼントをもらったとき（7人）
ほめられたとき（13人）
その他（相談してくれる時1人、抱っこやおんぶをしてもらったとき1人、 弟の面倒を見てほめられた時1人、お寿司を食べに行ったとき1人）

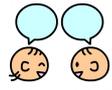
Q7 自分のことが好きですか？

はい（18人）
いいえ（3人）
わからない（2人）

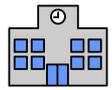
① 何年生ですか？（1つ選ぶ）

()	しょうがく 小学	ねんせい 年生
()	ちゅうがく 中学	ねんせい 年生
()	こうこう 高校	ねんせい 年生

② どういう時が楽しいですか？（いくつでも選べる）

()	とも 友だちと遊んでいるとき	
()	おしゃべりをしているとき	
()	テレビを見たり、マンガなどの本を読んでいるとき	
()	ゲームやスマートフォン、タブレットなどで遊んでいるとき	
()	ご飯やおやつを食べているとき	
()	運動やスポーツをしているとき	
()	その他 ※具体的に教えてください。	

③ どこで過ごすのが好きですか？（いくつでも選べる）

()	うち お家	
()	がっこう 学校	
()	としょかん 図書館	
()	こうえん 公園	
()	ほうかごとう 放課後等デイサービス	
()	その他 ※具体的に教えてください。	

④ 楽しい、悲しいなどの気持ちを周りの人に伝えていま
すか？（1つ選ぶ）

()	はい	
()	いいえ	

⑤ ^{ほうほう}どんな方法なら、^{あいて き も いけん つた}相手に気持ちや意見を伝えやすいですか？（いくつでも選べる）

() ^{あ はな} 会って話す	
() ^{でんわ} 電話	
() LINE やメール	
() ^{てがみ} 手紙	
() ^た その他 ^{ぐたいてき おし} ※具体的に教えてください。	

⑥ ^{こま}困っている時、^{とき}悲しい時に ^{かな}話を聞いたり、^{とき}助けてく ^{はなし き}れる人は ^{たす}だれですか？（いくつでも選べる）

() ^{かあ} お母さん	
() ^{とう} お父さん	
() ^{にい} お兄ちゃん、 ^{おとうと} 弟、 ^{ねえ} お姉ちゃん、 ^{いもうと} 妹	
() ^{ともだち} 友達	
() ^{がっこう} 学校の先生 ^{せんせい}	
() ^{ほう か ごとう} 放課後等デイサービスの先生 ^{せんせい}	
() ^た その他 ^{ぐたいてき おし} ※具体的に教えてください。	

⑦ ^{とき}どんな時に ^{まわ}周りの人から ^{ひと}大切に ^{たいせつ}されていると ^{かん}感じますか？（いくつでも選べる）

() ^{はなし き} 話を聞いてもらえるとき	
() ^{いっしょ} 一緒に遊んでいるとき ^{あそ}	
() ^{いっしょ} 一緒に ^{はん た} ご飯を食べているとき	
() ^{いっしょ} 一緒にお出かけをしているとき ^で	
() プレゼントをもらったとき	
() ほめられたとき	
() ^た その他 ^{ぐたいてき おし} ※具体的に教えてください。	

⑧ ^{じぶん}自分のことが ^す好きですか？（^{えら}1つ選ぶ）

() はい	
() いいえ	

※ ヒアリング時はA3サイズ横向きで使用
 ※ ヒアリング先に応じて内容を変更して使用

各イベントでの啓発活動

(1) 文京区子育てフェスティバル2025におけるアンケート等の結果について

実施日 令和7年9月7日(日) 9時30分から16時
会場 文京シビックセンター4階 会議室B

1 シールアンケートの結果

来場者にシールアンケートを実施した。

質問 「こどもの権利を知っていますか？」

	知っている	知らない	合計
大人	389人	62人	451人
子ども	12人	39人	51人
合計	401人	101人	502人

79.9% 20.1%

「知っている」の回答は、全体で79.9% となり、昨年度の46.8%に比べて、33.1ポイント上昇した。

2 「子どもからの声」へのご意見・ご感想

区内中高生(こどもの権利推進リーダー)が作成した(仮称)こどもの権利に関する条例の前文の一部「子どもからの声」を来場者に読んでもらい、ご意見、ご感想をいただいた。

子ども向けの「けんり輪投げ」も好評だった。



聞いて!
「子どもからの声」

文京区では、令和8年4月施行予定の「(仮称)文京区こどもの権利に関する条例」について準備を進めています。

区内の中高生から募集した「こどもの権利推進リーダー」と半年近くの会合を重ね、条例の冒頭の前文を作成しました。

前文中の「子どもからの声」は、文京区内で過ごす中高生の生の声です。「子どもからの声」を読んであなたが感じたことを教えてください。

知ろう! 守ろう! こどもの権利

子どもからの声 抜粋 ①

区内中高生がつくりました

こどもの意見をはじめから否定することなく、しっかりと受け止めて、尊重し、子どもにとって何が一番よいかを第一に考えてほしいです。

大人の意見については、子どもが理解して納得できるように理由をしっかりと説明してほしいです。

子どもからの声 抜粋 ②

区内中高生がつくりました

まわりの人と比べられたり、「子どもはこうあるべき」と決めつけられることがあります。

自分の可能性を信じられる自分であるために、個性をもった一人の人として向き合っ、夢や頑張りたいことを尊重し、応援して、成長を見守ってほしいです。

子どもからの声 抜粋 ③

区内中高生がつくりました

わたしたちは、失敗を認めてもらい、たくさん挑戦していきたいです。

挑戦や失敗を見守り、受け入れて、応援してほしいです。

自分の未来を自分で決めて成長を続けられる環境を提供してほしいです。



回答数は90件

「こどもからの声」の全体に関する意見

- 1 しっかりとした言葉でありながら分かりやすいので、読んで理解しやすいです。頑張ってください。
- 2 文京区子ども基本条例、大変良い施策と思います。しっかりと子ども達の意見を拾い上げて作り上げてください。期待しております。
- 3 すばらしい意見を聞いて、子どもの環境を主に作り上げているのは親なのだなどと改めて感じました。私は今、親になり、考えさせられる部分がありました。ありがとうございました。
- 4 子ども一人一人がしっかり大人に守られる権利があることを知って、困っていることを声に出してください。どんな方法でもよいです。あなたは守られています。
- 5 「ほしい」ではなく「しなければならない」スタンスでも良いのでは？しっかり主張していただければ幸いです。
- 6 こどもたちからの声を聴いていきたいと思います。
- 7 子どもも1人の人間です。気持ちを大切に受け止めたいです。
- 8 自分のことを大切に 何か一つ好きなことをみつけてください。
- 9 親たちは、子どもたちがどうしたら幸せになれるかずっと考えています。その中で、つい親の想いが強くなりすぎて、子どもたちのことをほめたり、認めてあげたりするのを忘れがちです、でもそれじゃよくないこともわかっているよ。大切！
- 10 子供の未来は日本の未来です。子供たちが大きくなったときに、素晴らしい日本であり続けられるよう、我々大人も精一杯頑張ります。ありがとうございます。
- 11 子供の権利を尊重する条例が整備されることを急いで進めてほしいです。
- 12 こどもも人格をもった1人の”にんげん”だという意識をしっかりと大人が持つことが大切だと感じた。
- 13 全くもっておっしゃるとおり。当然、尊重されるべき事で、それができていない、情けない大人の社会、構造に申し訳ない限り。大人はこどもに色々言うわりに、反面教師だと思っています。どうかあなた方にほこれる、安心して生きていける社会にしていけるよう、つとめてまいりますので、どうか信じて頂きたい。
- 14 はっきり教えてくれてありがとうございます。毎日、頑張っている君達を私は応援しています。決して1人ではないこと、誰かに気持ちを話せると良いですね。あなたは、かけがえのないあなたなのですから・・・。
- 15 大人も子どもも関係なく、大切にし合える社会を！
- 16 お母さんとして、子どもたちにできる限りのサポートをしてあげたいと思っていますが、時には思うような態度をとれないこともあります。そんな時は後悔することもありますので、ご理解いただくとありがたいです。
- 17 特になし
- 18 今の時代にあっていると思います。
- 19 子供の気持ちを大切にしていきたいと思いました。
- 20 当然のことと頭では理解していながらも、日々の生活の中でついおろそかにしてしまいがちな思考を子供のことばで的確に表現されており、心に響きました。
- 21 権利を尊重して、成長していってもらえるとうれしいです。自分たちが大人になってからも今の想いを忘れずに！！
- 22 子ども達は尊重されるべき存在で、子どもからの声も日ごろ気をつけている内容と同じです。ただ、親になって思うのは、君達は親を尊重しているのだろうか。親も人間で、感情があり、自分のことをこなしつつ君達を一生懸命育てている大人にも耳をかしてね。

23	一緒に良い社会にしましょう。
24	しっかりと考えられていておどろきました。
25	こどもからの意見は大人にとっても同様に思える意見です。ぜひ、こどもも大人も尊重し合える文京区にしていきたいです。
26	耳にいたい言葉が多いです。自分が子供のころのことを忘れずに子育てがんばります。
27	こどものこえをきちんと聞こうと思います。
28	とても大切なことと思います。大人がどう接するべきかのワークショップなどがあると良いと思います。
29	そのとおりだとあらためて認識しました。
30	こどもの声をきけてよかった。
31	心にひびく言葉でした。ありがとうございます。
32	自分も子どもの頃があったはずなのに、いつの間にか忘れてしまっていました。そのままの文章がとても分かりやすかったです。
33	こどもの気持ちをしっかりと考えてくれてありがとうございます。
34	こどもの立場からの意見はとても良いと思います。
35	子供の声をそのまま条例に取り入れるのは素晴らしいと思いました。応援しています。
36	子供を大切に育てます。
37	重要な権利だと思いますので、ぜひとも維持されることを願います。
38	改めて子どもの思いに気づかされました。
39	同じ子どもとして分かりやすいワードが多く、こどもも覚えやすく分かりやすいと感じた。
40	こどもの気持ちになって考えられていてよいと思います。
41	子供だけでなく、大人もかくあるべきと思います。
42	中高生の頃に行政に関われる良い機会ですね。こどもにしかわからないこともあるので、積極的に意見を出して良い条例にしてください。
43	「こどもからの声」は、大人と接するときも大切な姿勢だなと拝見して感じました。相手が子どもでも大人でも誰でも思いやりをもって接することを忘れたくないなど、読んでいて改めて思いました。
44	こどもの笑顔が大人にとって一番大切です。
45	こどもの生の声を聞き取るのは大変かと思いますが、条例にこども達のおもいが反映されることを願っています。
46	こどもがどんなことを感じているのか改めて気づくことができて良かったです。
47	声をきかせていただきありがとうございました。「大人の力も借りながら・・・」大人は心配でついつい手出し口出しが多くなってしまいますね。どうぞ子どもの声を大人に沢山届けてください。大人も知ることができると、変わることができるよ。
48	子どもの将来について、親の意見を押し付けずに、一緒に考え導いていけると良いと思います。特に、文京区は、お受験に関する親子のトラブルが多いです。受験するのは誰なのか？主役は子どもだと思います。子どもの気持ちを置き去りにしないで・・・。
49	こどもの権利を考えていただきありがとうございます。
50	こども達が成長していくと状況が変化していくのに対応してもらえたらいいなと思いました。今つくってくれた子供たちがその後のサポートなど

51	実現することを応援しています。
52	そのとおりだと思います！もっともっと素敵な気持ちをたくさんの人に届けてください!!
53	我が家は小学生なので、小学生の声も聞いてみたいです。
54	すばらしい条例だと思います。こどもの権利を大切にしたいと思います。
55	これからの未来を担うのは、今のこどもたちです。こどもの権利の周知活動は大切な取り組みだと思います。
「こどもからの声」の抜粋①(意見表明)に関する意見	
56	子どもの意見を大事にしたいと思いました。
57	こどもの意見の尊重に賛同します。
58	こどもの意見を尊重してほしいです。
59	子ども達が自分の思いや意志を表現できる環境を作ることが大人の役割だと思っています。個々の人格を大切にしたいと思っています。
60	中高生のみなさんがつくった「声」を聴きました。面と向かって言いにくい(話にくい)こと、うまくコミュニケーションするためにどうしたら良いか(方法など)、皆さんの声の次の展開を期待しています。
61	こどもの声をしっかり聞いていきたい。こどもたちが発信できる場、おとなが声を聞く場がほしい。
62	受け止める側も受けて止めてもらう側も、しっかりお話を聞き、話し、自分の考えている事を理解してもらえようがんばってくださいね。
63	こどものはなしをさいごまでしっかりきくようにします。
64	本当にそのとおりだと思います。まわりの大人がきちんと受け止めてほしいです。
こどもからの声の抜粋②(個性)に関する意見	
65	親になると他の人と比べて不安になってしましますが、1人1人違うことを理解してあげたいと思っています。
66	個性を大事にして生きてほしい。
67	個性を尊重します。
68	しっかり大人として成長を見守りたいです。ただ、立場や状況により適切な対応は異なると思うので単純ではないと思います。
69	最近の子どもは自分自身の個性が成長という点において1人の人として認めてほしいと訴えている。
70	これから個性がとても大切になってくる時代がくるので権利をしっかり守ってほしい。
71	子どもの可能性は無限であるため、親の方針に縛られることなく自らの道を進んでほしい。
72	子どものひとりひとりの個性を大事にしたいと思いつつ、分かっているけどまわりの人と比べたり、子どもはこうあるべきだと決めつけてしまいがちです。分かっているけど、なかなか難しいです。子どもも同じように思っていることを頭に入れておきたいと思います。
73	こどもも1人の人間ですよね。一人一人の意見や個性を尊重できる生きやすい社会をつくっていききたいですね。共に意識をもって進もう。
74	まわりと比べようと思うことはあまりないのですが、やはり集団の中で無意識に比べそうになることがあります。条例として明記されると、しっかり意識しようと思えます。
75	個性を大切にすることは重要な意見だと思います。1人1人の得意不得意に合わせて成長サポートしてほしいですね。

76	全体的にとっても良い目線で声を作成いただいていると思います。ただ、時には一人一人の個性を認めつつも周りとの競争といった要素などは必要になってくる場面もあると思います。多くの大人にこどもからの声が届くことを願っています。
77	子供たちは個性をみとめられることを求めているのだと感じた。
78	子どもは自由で夢を持っている。必ずその子には無限の可能性がある。わかっている大人が気持ちに余裕がないとイライラしたりしてしまうのでは。大人が幸せ＝子どもの幸福
79	1人1人がすてきな存在だと実感しています。毎日楽しいと感じられるような社会を大人が子どもと共に作っていきたいです。
80	一人一人の子どもたちの個性、気持ち、表現をみんなが大切にすることをめざそう！！
81	決して比べているわけではないけど、大人になり社会に出ると競争の連続であり、それをどう乗り越えるかというメンタルを育んだ方が良い。権利は認められるべきだが、何でも許されるというわけではなく、大人へのリスペクトはしっかり持つべき。日本人として大事なものを見失わないようにしてほしい。
82	個性を大事に
83	自分なりの意見を持って成長して行ってほしいです。夢に向かってがんばってください。
こどもからの声の抜粋③(挑戦)に関する意見	
84	失敗をしてもしからず、みとめて、のばしてあげたいです。
85	失敗を認めることが大人は難しい。でもとても大切。「失敗は成功の母」です。
86	しっかりした考えがあり、考えさせられました。自分らしく成長できる環境ができるようにしてあげたいです。
87	失敗しても、次につなげられる様に、子供に前向きに伝えてあげたいと思いました。
88	こどもにたくさん挑戦してほしいです。
89	失敗から学べることを大人と子どもで前向きにディスカッションできたらと思います。
90	失敗は失敗ではないということを大人が伝えてあげたい。

(2) 本郷百貨店祭りにおけるアンケートの結果について

実施日 令和7年10月19日(日) 11時から15時
会場 本郷台中学校

1 シールアンケートの結果

来場者に「こどもの権利を知っているか？」について、シールアンケートを実施した。

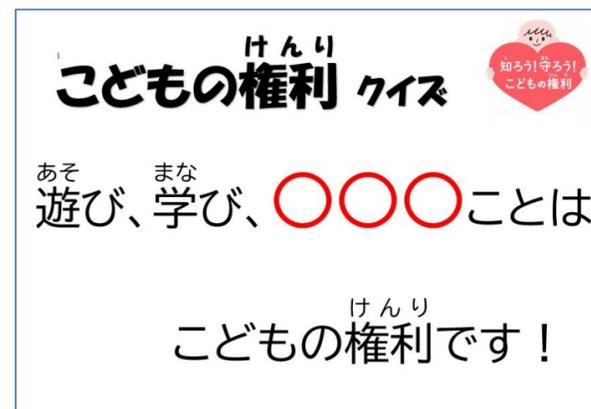
	知っている	知らない	合計
大人	160人	65人	225人
子ども	16人	10人	26人
合計	176人	75人	251人

70.1% 29.9%

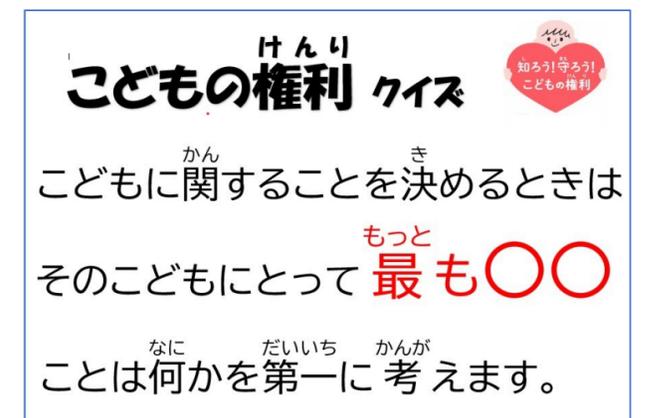
「知っている」と回答した方は、全体で70.1%となり、昨年度の56.9%に比べて、13.2ポイント上昇した。

2 こどもの権利クイズ

こどもの権利に関するクイズを通して、楽しみながら理解を深めてもらった。117組の方が参加した。



答え やすむ



答え よい

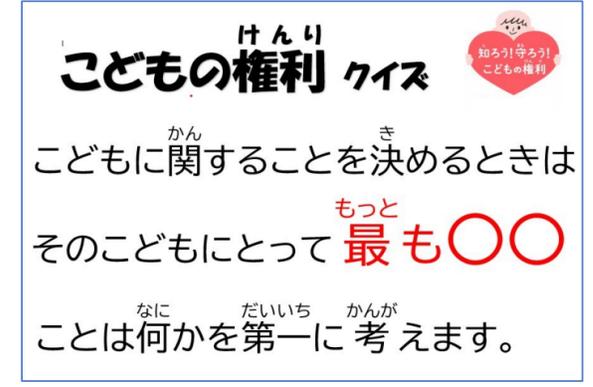
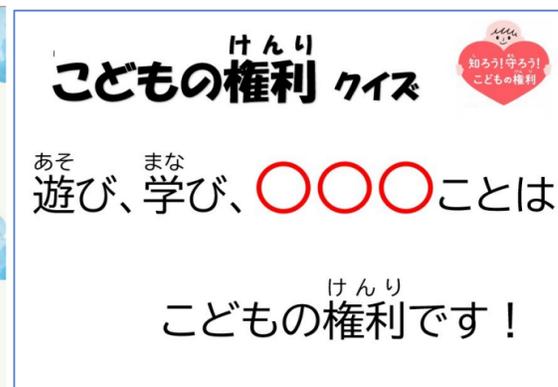


3 所感

当日は、雨が降る時間帯もあったが、「けんり輪投げ」は子どもたちに好評で、こども連れの家族を中心に昨年度を上回る数の方に周知啓発することができた。

(3) 児童虐待防止推進月間・里親月間企画展におけるアンケート等の結果について

実施日 令和7年11月18日(火)12時から18時まで
 19日(水)10時から15時まで
 会場 文京シビックセンター1階 ギャラリーシビック



1 こどもの権利クイズ

こどもの権利に関するクイズを実施した。
 参加者は楽しみながら理解を深めていた。

1日目	2日目	合計
129人	120人	249人

2 「子どもからの声」へのご意見・ご感想

区内中高生(こどもの権利推進リーダー)が作成した(仮称)文京区こどもの権利に関する条例の前文の一部「子どもからの声」を来場者に読んでもらい、ご意見、ご感想をいただいた。

回答数は100件



前文に関するもの	
1	子どもとともに大人に知って欲しい条例だと思います。多くの区民に知って欲しいです。
2	子ども自ら、思いや考えを発信できることが本当にステキだと思います。こうした権利を広めていくためには、頼れる大人や発信してくれる大人と協力して、もっと広まって欲しいと思います！！
3	考えを否定することなく受け取めてあげる余裕を大人として持って接してあげたいと思います。
4	中高生のみなさんが当事者として考えて、表現していく姿がたのしいです。がんばってください。おとなもまなびたいと思います。
5	子供は国の宝 将来をになう子供、皆大事に大切に育てている。少子化に成りますます貴重な子の命。皆で見守ってやりたいと思いますが、子供を見かけないです。近所でそんな呼ぶ声もくおだやかに暮らしているので平和ボケしているのかも・・・子供を持たないカップルもいる。不妊の老夫婦もおおぜいいるので若い内に里親知ってほしいです。

6	もっと身近に知れる機会があるといいですね。
7	ヤングケアラーが増えていることを初めて知りました。文京区の条例は分かりやすいので保育園の入口とかにけいじしたらよいと思う。
8	意見を言う勇気がみなにある事を願います。
9	大人の意見については、こどもが理解して納得できるよう説明してほしい という内容が、自身も子どもの頃によく思っていたことなので、ぜひ多くの方が意識できるようになってほしいと思います！
10	大人として、全てのこどもがあんしんして暮らせるよう、願っています！がんばってください！
11	明るい雰囲気での展示で、親しみやすさを感じました。より問題を身近に感じられてよいと思います。
12	すばらしい条例前文だと思いました。本当に失敗をたくさんして挑戦してほしいです。色々な大人がいると思いますが、必ず見守ってくれる人はいると思います。
13	家族がなかなかそばにいてくれなくても周囲の人へ頼ってほしい。そんな場所、環境作りが必要だと思った。
14	こどもとか大人とか関係なし。人間はおたがい理解し合うのは大事ですね。
15	大人が決めつけないこと、こどもの声をきくことが大切だと改めて認識しました。
16	子どもの素直な意見でとても考えさせられることばだと思います。
17	条例前文案を読みました。全てに賛成です。私も文案に有る様に扱われたいです。この活動が小学生、保育園生、幼稚園生、それより年下の子供達にも知って欲しいです。親も、大人も若者も老人も知って欲しいです。
18	私達が子どもの時はこどもの権利についてよく理解していませんでした。子どもはかわいいと思うだけでなく、一人の人として向き合うことを今は知ることができて良いですネ。同時に他の人を尊重する人になってほしいです。
19	様々な場面で年代に多くの意見を聞き、良い取組みと思います。
20	大人も子供も対等なコミュニケーションが大切ですね。
21	こどもたちの意見は大切にしたいです。「失敗を認めて、たくさん挑戦したい」という意見は心にひびきました。ありがとうございました。
22	皆さんの声を知れて良かったです。
23	毎日、しごと、けんこうに気をつけることが大切です。
24	見守るという行為は本当にむずかしいと感じています。
25	挑戦しやすい社会づくりが大切。失敗しても受け入れる。
26	みんなそれぞれそのままでも良いと個性を認める空気は、誰1人部外者ではなくみんなで作っていくものだと思います。私もみんなを認められる、1人でありたいと感じました。
27	子供を親の所有物のように扱う親が少なからずいることが悲しいです。子供は大人と同様、人格があり、同等の権利を有しているはずですが。大人の固定した古い考えは、改善されるべきであり、だれもが生きやすい社会になってほしいと思います。
28	結果だけでなく過程もとても大切です。自分をいっぱいほめてあげてください。
29	声をあげることの大切さ、大人も耳をかたむけることの大切さ。これからの大切な時間、のびのび、すくすく、失敗をくり返しながらも、すてきな大人になってほしい。「こどもの権利」大切に考えていきたいです。
30	人としてあたり前のことですが親となった今子供に対してそのように接することができるかなとはっとしました。とても分かりやすい言葉で、伝わりやすいメッセージだと思いました。多くの方に知ってほしいです。

31	自分も子どもの頃大人のたくさんのりふじんな想いをしてきたことを思い出しました。大人の意見には、理由も一緒におしえてほしいという意見に同意します。
32	あなたは、ひとりではない。こまったら、だれかにそうだんして、こまったことをかいけつしてネ。ころからおうえんしています。
33	個性を大事にした視点は、とても良いと思う。
34	大人は意外と子どものことを考えてます。でも、それが本当に正しい考え方がどうかは、環境や年代 性格によって変わってきます。まずは話すこと、自分について話せることを話す。けっこうわかってくれる大人はいます。だってみんな子供だったから！
35	子どもの最善の利益となる事、自由に意見言うこと。自分が自分の思うよう表明できること(たとえそれが可能でなくとも)声をあげられるよう大人の思いを柔らかくもちたい。それにしても、これが子どもにとってよい事と思う価値観が日本全体、世界全体おかしくなっていると思う。
36	条例が作られることより、大人と子供と一緒に素てきな世界ができますように。
37	”子どものため”を思って言ったことが子どもの考えや思いを表出できない環境をつくってしまうのだなと、声をきいて感じました。まずは子どもの時間をつくることが重要と思いました。自分も子育てをする立場として改めて自分をみつめなおすきかいとなりました。
38	大学生の男の子と高校生の女の子の母親です。「こどもからの声」を読ませていただいて、心が痛みました。助けが、必要な時に大人が心からよりそってあげられる世の中にならないとだめですね。親も、何でも出来るわけじゃないケースもあるかもしれませんが、出来ない親は、頼れるサポートを使うべきですね。
39	辛いことがあれば大人にたよってね。1人で悩まないで。大人になると楽しいこともたくさんまっているよ。
40	みんなが真剣に考えて作ったのが伝わってきます。すごいです！
41	「子どもの権利」文案みせていただきました。とてもわかりやすい内容、表現になっていと思います。すばらしいです。お疲れさまでした。
42	大人にとっても「これだ大事だな」と思えることばがならんでいました。大人も子どもも、どんな人も一人一人大切にされる社会でありたいですね。
43	もう少し、まるい雰囲気だと小さい子にもわかりやすいかな。こどもが気軽に相談できる環境が社会で整えられるとよいと思います。
44	文京区の大人として、子供達が安心して成長できることを見守っていますよ！皆さんもあきらめずに大人の信頼できる人に相談してね！
45	私は現在、1歳児の子育てをしています。”こどもからの声”を参考に育児していきたいと思います。
46	子どもだから大人だからではなく、一人の人として尊重することが大事。
47	子供の気持ち、命を大切にしてください。
48	文京区の住民は頭良い人と言うか、地位が高い人が多いので、パワハラ的な発言とか上から目線の言い方する人が少なからずいそうでちょっと心配
49	自分がいいな、好きだな、と感じることをたくさん経験したり、学んだりすることで、自分らしく、成長してってください。大人たちはみんな見守っています。
50	子どもの立場が反映された素晴らしい内容だと思います。
51	大人が決めつけない、挑戦や失敗を見守り受け入れる、とっても大切なことだと思いました。小さいころからこどもの権利を知ってもらい、どんどん挑戦できる人になってもらいたいです。
52	子供にとってやすらぎの場所を見つけることが大事。
53	ひとりの子育て経験者です。いい子に育てよう、誤った道に進まないようにしよう、立派な社会人に育ててほしい、そうした思いを持って子育てしてきました。時に大人(親)の思いを強く押し付けることもありましたが、もっと子どもの思いに寄り添い、一緒にどうしたらよいか考え、対話することが必要だったと思います。でも、当時は一生懸命子育てに向き合ったのも事実です。難しいなあ、と感じますが、今回、皆さんの声を聞いたことは良かったです。

54	私はついまわりの人と比べてしまうので反省しなければと思いました。
55	あなたたちは愛です。
56	3人の子育てをしています。つい比較してしまったりしますが、一人一人ときちんと向き合おうと思いました。
57	私もこどもの時に意見をしっかりきいてほしいと思っていたことを思い出しました。大人になると忘れてしまっていました。教えてくれて、思い出させてくれてありがとうございます。
58	家族のこと 友達のこと 大人のこと 他人のことを考えてがまんすることも大切だけど一番大事なものは「自分」それとぜひ声にしとどけて下さい。
59	私も中1の息子をもつ母親です。ふだん息子から直接意見をきくことはできませんがみなさんが考えた意見をよんで、中学生もよく考えているんだと思いました。ありがとうございました。
60	こんな世の中になっていけるよう頑張ります！
61	こどもを一人の人間と見ること、当たり前だけど大人は忘れがちです。心に留めておかなければならないことですね。
62	人の考えに気持ちをよりそうことは、とても大切。ありがとう！！
63	「こどもなんだから」と良く親の立場で話してしまいがちですが、この取組みを知り、まず同じ目線で話しを聞くようにしたいと感じました。親は親でしかできない事をしっかり考え、子供とせっしていきたいと思いました。
64	「こども自らが考えて自分のことを決めていきたいので、大人は、こどもの声を聴いて、見守り必要な手助けをしてほしいです」という部分、その通りだと思えます。いろいろ言う大人もいるかもしれませんが、見守って手助けしてくれる大人もたくさんいます。安心して、自身を持ってこどもの権利を主張してほしいです。
65	生まれたら、民生の私達で見守りたいけれど中々その場に居合わせてもらえない。中野区の民生児童委員です。
66	子どもは宝
67	内容としてしっかりしていて、こどもの権利に関する条例の前文としてふさわしいと思います。
68	回りにいる親、大人は子供のために良かれと思ひ話すのですが、子供はそれを汲み取った上で、意見を言い、理解されるように努力したらよいと思います。
69	よく熟慮されていると思います。
70	年齢に関わらず、自分の意見や考えを表明すること。その考えや意見とは異なる意見や考えを持っている人ともお互いに相手を大切に、していけることが良いと思いました。みんなでがんばっていきたいですね。
71	わかりやすい言葉で大切なことが書けていると思います。すばらしい運動と思うと同時に大人として子どもたちにこういったことをさせていることになさけない思いです
72	みんな、しっかりとした考えを持っているんですね。
73	大人も、もっと子どもにとって生きやすい環境をつくらないといけない。一方、みなさんがまとめたことも、他の友だちに広めてください。
74	子どもの権利は大切です。しかし、子どもの義務についても考え、教えるべきです。
75	子どもの声(あなたの気持ち)をいつもちゃんと聞いていたかしらと反省もあります。大人は「忙しい」ことを理由に話を聞かなかった・・・それを取り返すのは、倍も倍も時間がかかる・・・と今思う。
76	親はこどものためと思って先に決めたり意見を聞かないことが多かったと思います。ごめんなさい。いっしょに考えていきましょう。
77	いじめはNO 一人一人皆なかつこいい大事な命。1、いじめもさせない 1、いじめられない HAPPY DAYが大事

78	こどもの声を聞くことができる大人でいたいです。
79	こどもの権利条例によって全てのこどもの人権が守られることは、とても大切で ぜひ、文京区全てのこどもがこの条例について知り、自分とまわりのお友達の権利を守る意識と行動を身につけてくれる様願っています。病気や障害のあるお友だちの権利もおなじように大切にしてみんなが生きやすい社会の実現に希望を持って下さい。
80	「子どもの権利」に対する啓発等を推進し、多くの方に知っていただく努力を推進していきたい。
81	こどもの意見や考え、行動を大人が受けとめ、その子の最も良い方法を一緒になって考えていくことが、大切だと思いました。
82	自分の人生は、自分のもの 親に決められるものではない。
83	「こどもの権利」についてはこども自身はもちろん、大人達がしっかり認知し知ることが大事だと思います。今後も区全体でもしっかり周知していただければと思います。私がこどもの頃にこの「こどもの権利」をしっかり取り組んでいただけていたらなとも思います。
84	Never give up!!人生を楽しんで幸せを掴め！！
85	声をあげることは大切なことだと思います。大人もきけるよう努力します。
86	こども達の声が届けてくれてありがとうございます。こどもの声にしっかり耳をかたむける大人になりたいです。
87	こどものみんなは大人が思っているより色々な事をきちんと考えていると思います。私も一人の大人として子供だからと思わずもう少ししっかりと話しを聞こうと思っています。みんなが立派な大人になる事を思っています。私も少しでも力になれるようにがんばるね。
88	はい みんなのこと しっかり うけとめます！
89	みんなの夢やチャレンジを精一杯応援します。受け入れ、寄り添い、見守り続けることを私たち大人も努力します。ありがとう。
90	大人の側もみなさんの意見を最初から否定せずじっくり耳を傾けることが大切と思いました。
91	皆さんの生の声を受けとめられるよう、支援していきたいです。
92	子どもの権利が守られていないと感じるときに、その秘密が守られることが大事だと思い この点は昔とは大きく異なると思います。他人に安心して相談できる場が確保できることが大切で、大人はその保障に取り組むべきだと感じました。
93	こどもの皆さんは、世界の宝です。大人が見守っていき、大きくはばたくのを支援することが大人の出来ることです。こどもの皆さんが幸せであるように祈ります。
94	活動おつかれさまです。本人の声、一番大切なものです。これからも、自分の声を大切になさって下さい。ありがとうございました。
95	文京区内には誰でも利用できる「地域の居場所」があちことにあります。そういう所に行ってみると新たな出会いもあるかもしれませんよ。
96	全部子どもたちみんなで作ったんだね。すごいよ！！文章見て感動したよ。
97	とてもしっかりした文章だと感じました。こういったしっかり考えを持っている子どもが増えると将来が安心だなと思います。がんばってください。
98	自らの権利を知ることは、自己を肯定する意味や他者を思いやる気持ちを持つきっかけとして、大変いいことだと考えます。一方で権利と表裏として義務も当然あるはずで。権利ばかり出張する風潮の強い時代だけに、逆のベクトルにすすまないか、心配です。
99	こどもからの声を拝見して、これまで、とても辛い想いや思いをされてきたのだろうと想いました。私もそうでした。大人が支援者が援助者が自覚を持ち、自己研鑽に努めこどもと関わっていけますように。
100	こどもの意見をしっかり受けとめて。良くわかりました。